



基地と沖縄市



写真提供：嘉手納基地第18航空団





基地と沖縄市

凡 例

- 1 この冊子は、原則として平成 29 年 3 月末で公表されているデータを使用しているが、一部については平成 30 年 3 月末のデータを使用している箇所もある。

- 2 この冊子を作成するに当たって、参考にした資料及び提供者は次のとおりである。
 - (1) 「沖縄の米軍基地 平成 30 年 12 月」
発行：沖縄県知事公室基地対策課

 - (2) 「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集） 平成 30 年 3 月」
発行：沖縄県知事公室基地対策課

- 3 この冊子で使用した統計符号の用法及び法律等の概略は、次の通りである。
 - (1) 統計符号
0：四捨五入の結果、表示単位に満たないもの
－：該当数字がないもの

 - (2) 日米安保条約：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和 35 年条約第 6 号）

 - (3) 日米地位協定：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和 35 年条約第 7 号）

 - (4) 沖縄返還協定：琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和 47 年条約第 2 号）

はじめに



市民をはじめ議会ならびに関係機関の皆様、常日頃から本市の基地行政にご理解を賜りこの場を借りて厚く御礼を申しあげます。本市の基地対策に関しましては、毎年小冊子を作成し関係機関の皆様配布させて頂いているところですが、概ね5年周期で小冊子のまとめ版として「基地と沖縄市」と題し刊行誌を発行しております。

さて本市は嘉手納飛行場と嘉手納弾薬庫という二つの広大な米軍基地に隣接することから、まちづくりにも制約がかかるとともに、基地から派生する様々な課題が発生しております。

特に米軍機による航空機騒音につきましては、嘉手納飛行場の滑走路の延長線上に市の北部地域が位置しており、宜野湾市にある普天間飛行場の延長線上に市の東部地域が位置していることから、戦闘機等による航空機騒音被害が絶えません。最近では戦闘機の嘉手納飛行場の場周経路の逸脱等からほぼ市の全域から騒音苦情が寄せられている状況にあります。

また平成25年度に沖縄市サッカー場の人工芝敷設工事中に米軍由来の蓋然性が高い化学薬品メーカー表記のドラム缶や有害物質等が発見されたことから、沖縄における基地返還跡地の環境汚染問題として報道でも大きな問題として取り上げられました。その後、市は国と県と緊密に連携を図りながら実に4年もの月日をかけ沖縄防衛局による当該地の汚染対策作業を完了することができました。

また平成25年4月に公表された沖縄における在日米軍の再編に係る統合計画により、浦添市にある牧港補給地区の倉庫群や北谷町にあるキャンプ瑞慶覧のスクールバス及びターミナル施設が本市の嘉手納弾薬庫地区の知花地区へ移設されることが示されました。

この統合計画により影響を受ける市の北部地域の住民の皆様からは、これまでの長年にわたる様々な基地から派生する課題が示されました。特に市北部地域では滑走路の延長線上での航空機騒音のみならず、隣接する嘉手納弾薬庫内を流れる与那原川、比謝川の氾濫で周辺地域の床上浸水や土地改良区等で水害も発生しました。また基地を境に周辺道路がいびつな構造になっており交通渋滞が発生しております。その他、米軍基地に隣接するエリアでは不法投棄、農業被害、防犯灯の未設置など、様々な基地から派生する問題があります。

この度、市は防衛本省と沖縄防衛局による三者協議会を設けこれまで前述の問題解決にあたってまいりました。

この刊行誌を市民並びに市議会、各関係機関の皆様にご覧いただき本市の基地行政に関するご指摘、ご指導を賜りたいと考えております。何卒、今後とも市民の皆様のご理解とご協力を頂きますようお願いを申し上げご挨拶とさせていただきます。

平成31年3月
沖縄市長 桑江 朝千夫

目 次

第1章 沖縄市の概要

第1項 沿革と位置	11
-----------------	----

第2章 基地の概況

第1項 沖縄県の基地の概況

(1) 本県の米軍及び自衛隊基地の全国比率	15
(2) 所有形態別米軍及び自衛隊基地の面積	16
(3) 地区別所有形態別米軍基地面積	17
(4) 市町村別米軍基地面積	18
(5) 主な在日米軍兵力の現況（沖縄）	19
(6) 在日米軍提供施設・区域配置図（沖縄）	20
(7) 在沖自衛隊基地配置図	21
(8) 沖縄周辺の米軍訓練空域・水域図	22

第2項 沖縄市の基地の概況

(1) 市域面積と基地面積及びその割合	25
(2) 嘉手納飛行場	26
(3) 嘉手納弾薬庫地区	27
(4) キャンプ・シールズ	29
(5) 泡瀬通信施設	30
(6) キャンプ瑞慶覧	32
(7) 陸軍貯油施設	34
(8) 陸上自衛隊沖縄訓練場	35
(9) 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場	36

第3章 基地と市民生活

第1項 航空機騒音の現状について

(1) 航空機騒音の現状について	41
(2) 航空機騒音に関する本市の対応について	42
(3) 市内6ヵ所の騒音測定局における騒音発生回数とLden比較	43
(4) 三連協と第18航空団との意見交換について	50

第2項 嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設

(1) 嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設について	72
(2) 沖縄アリーナについて	82
(3) 移設受け入れまでの主な経緯について	83

第3項 基地返還跡地の環境汚染

1 基地返還跡地であった沖縄市サッカー場	87
2 第1次調査 広報おきなわ平成25年9月号掲載	88
3 第2次調査 広報おきなわ平成26年8月号掲載	89
4 2次調査から3次調査へ	90

5	経層磁気探査について	91
6	台風発生後の市の対応について	92
7	汚染対策作業について	93
8	グラウンド側の汚染対策作業及び汚染土壌搬出作業について	93
9	沖縄防衛局及び沖縄県による土壌及び周辺環境調査結果について	97
10	沖縄市による汚染対策完了のお知らせについて	98
第4項	沖縄市の基地問題に関する抗議・要請	100
第5項	沖縄市基地対策協議会	103
第6項	嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）	107
第7項	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）	126
第4章 基地と市議会		
第1項	組織及び活動	137
第5章 基地と市財政		
第1項	市町村財政における基地関係収入	145
第6章 基地周辺整備事業		
第1項	国の基地周辺対策	
(1)	基地周辺整備事業	153
(2)	再編交付金	158
(3)	基地交付金等	159
(4)	返還道路整備事業補助金	160
(5)	再編推進事業補助金	161
(6)	再編関連特別地域支援事業補助金	161
(7)	NHK 放送受信料の補助制度	161
第7章 資料編		
	SACO 最終報告（仮訳）	165
	航空機騒音に係る環境基準について（抜粋、平成 25 年 4 月 1 日施行）	169
	航空機騒音に係る環境基準について（抜粋、平成 12 年 12 月 14 日環告 78）	171
	航空機騒音に係る環境基準類型指定	173
	嘉手納飛行場及び普天間飛行場における	
	航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について	175
	在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（仮訳）	177
	事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）付託事項（仮訳）	181
	日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での	
	合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン	183
資料①	続基地と沖縄市（昭和 51 年）	187
資料②	基地と沖縄市（昭和 60 年）	193

基地と沖縄市 — 第 1 章

沖縄市の概要

第1章 沖縄市の概要

第1項 沿革と位置

沖縄市は、県都那覇市から北へ約22kmに位置し、南部には北中城村、南西には北谷町、西は嘉手納町、読谷村そして北は恩納村、北東にはうるま市の6市町村と隣接し、人口は約142千人で県内第2の規模を擁し、中部圏の要の位置にあります。しかし、市域は米軍基地に周辺が囲まれ周辺市町村との交通に制約を受けています。

本市（旧越来村、旧美里村）は沖縄戦の前までは農村地域であり、山ももの産地として知られるなど生活環境は比較的穏やかな地域でした。また、泡瀬地域では塩田地帯が広がり製塩業が盛んで、港には山原船が出入りし、商業地域も形成されていました。

1945年（昭和20年）4月1日、米軍は本島北谷村等の海岸から上陸し、住民を巻き込んだ激しい地上戦が3ヶ月余に及びました。それから住民の生活は一変します。

戦後の沖縄市は、収容生活から解放されたものの、平坦地や農耕地など生産力の大きい市域の大部分が、嘉手納飛行場をはじめとする軍事基地に接収され、基地労働や米軍相手の飲食店など急速に基地に依存する経済構造に組み入れられていきました。

そのような中で住民は各地の収容所から旧居住地への移動が許されたが、激戦が開された中南部地域では、住み家がほとんど焼失しており、住居等を確保することは容易なことではありませんでした。

1945年10月23日に、米国海軍軍政府指令第29号「旧居住地移住の計画と方針」が発せられ、本格的な住民移動が間もなく開始されました。

しかし、米軍はその軍事上の目的から広汎な耕地等を強制的に接収していたので、多くの住民は旧居住地へ復帰することができませんでした。

収容所を出ても、自分の旧居住地にもどることができず、別の土地で新たな住居を求め、畑を耕作しなければならない人々や学校、病院、役所等の公共施設のための用地確保は、緊急な課題となっていました。

先の米国海軍軍政府指令第29号「旧居住地移住の計画と方針」の中で、米軍軍政府は、これらに対する対策を定め、各地区隊長に指示していました。その内容はおおむね次のとおりです。

各地で宅地、農耕地等の個人用地と公共用地の割り当てがなされ、割り当てられた者は、無償でその土地を使用する権利を有し、所有者といえどもこれを立ち退かせたり、地料を取り立てることを禁止しています。これを割当土地制度といいます。

この指令は1951年9月28日公布の「沖縄群島割当土地条例」や立法院で1954年6

月18日可決した「沖縄群島割当土地条例の一部を改正する立法」等で一部改正をしながら引き継がれました。最終的には、1966年8月10日に琉球政府立法院は「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例の廃止に伴う措置に関する立法」（割当土地法）を改正して借地法を適用することで、割当土地に対する一定の決着をみています。

ちなみに、沖縄市では、旧コザ市が約1万坪余、旧美里村が8百坪余（合計で約1万1千坪）となっており、全体の約13万3千坪のうち、那覇市の約9万3千坪の次に多い面積が割当土地とされていました。

それが原因で現在も消防車は勿論のこと車さえ通れない住宅密集地が沖縄市の各地に形成されたものと思われます。

1955年当時の旧越来村における米軍基地面積は1,698万㎡で、村域面積（2,249万㎡）に占める割合は約76%となっています。また旧美里村における米軍基地面積は818万㎡で、村域面積（2,018万㎡）の約41%を占めています。

その後、胡屋解放地（現市庁舎一帯）、キャンプシールズ（一部）、泡瀬通信施設（一部）などが返還され、市街地が形成されていきました。

1956年旧越来村において市政が施行され、コザ市となり、1972年の復帰をはさみ1974年（昭和49年）、コザ市と美里村が合併して沖縄市（人口約91,000人）となりました。

市域面積の大部分が米軍基地となったことから、また、1950年代の基地の拡大・固定化が進む中で、本市の経済構造は第3次産業に偏重した街が形成されてきました。東西冷戦構造の維持とベトナム戦争などにより米国の経済は困難に陥り、復帰を前後して在沖米軍基地も大きく再編され、基地労働者の大量解雇や米軍人等に依存していたサービス業者の業種の転換など大きな社会問題となりました。常に米国の動向や国際情勢に左右される基地依存経済の脆さが改めて露呈したものと いえます。また、沖縄市は「基地の街」といわれるように経済、文化などの面でさまざまな影響を受けており、これからの街づくりにおいて多くの課題を持っています。



基地と沖縄市 — 第2章

基地の概況

第2章 基地の概況

第1項 沖縄県の基地の概況

(1) 本県の米軍及び自衛隊基地の全国比率

ア. 施設面積

区分		全国 (千㎡)		沖縄 (千㎡)		本土 (千㎡)	
米軍	専用施設	264,343	100.0%	186,092	70.4%	78,250	29.6%
	一時使用施設	716,678	100.0%	2,130	0.3%	714,549	99.7%
	計	981,021	100.0%	188,222	19.2%	792,799	80.8%
自衛隊		1,089,612	100.0%	6,931	0.6%	1,082,680	99.4%
合計		1,356,355	100.0%	194,896	14.4%	1,161,458	85.6%

イ. 施設数

区分		全国		沖縄		本土	
米軍	専用施設	78	100.0%	31	39.7%	47	60.3%
	一時使用施設	66	100.0%	6	9.1%	60	90.9%
	計	128	100.0%	32	25.0%	96	75.0%
自衛隊		2,348	100.0%	44	1.9%	2,304	98.1%
合計		2,426	100.0%	75	3.1%	2,351	96.9%

- 注 1. 沖縄防衛局の資料(平成29年3月末現在)による。
 2. 米軍基地と自衛隊基地を合計した面積・施設数が合計欄の数字と一致しないのは、米軍が自衛隊基地を一時使用(共同使用)している基地の面積・施設が両方に含まれているためである。
 3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

(2) 所有形態別米軍及び自衛隊基地の面積

区 分		米軍基地		自衛隊基地		
		面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	
沖 縄	国有地	43,944	23.3	1,010	14.6	
	その他	144,278	76.7	5,921	85.4	
	内 訳	県有地	2,440	1.3	1	0.0
		市町村有地	67,467	35.8	1,402	20.2
		民有地	74,371	39.5	4,518	65.2
	小計	188,222	100.0	6,931	100.0	
本 土	国有地	692,897	87.4	968,268	89.4	
	その他	99,902	12.6	114,413	10.6	
	小 計	792,799	100.0	1,082,681	100.0	
全 国	国有地	736,841	75.1	969,278	89.0	
	その他	244,181	24.9	120,334	11.0	
	小 計	981,021	100.0	1,089,611	100.0	

- 注 1. 沖縄防衛局の資料(平成29年3月末現在)による。
 2. 「0」は表示単位に満たないものである。
 3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

(3) 地区別所有形態別米軍基地面積

(単位：千㎡、%)

区 分	国有地	県有地	市町村有地	民有地	合 計
北部地区	39,302 (32.8)	2,187 (1.8)	56,419 (47.1)	21,839 (18.2)	119,745 (100.0)
中部地区	4,388 (6.7)	207 (0.3)	10,748 (16.4)	50,223 (76.6)	65,562 (100.0)
南部地区	214 (10.7)	46 (2.3)	304 (15.2)	1,436 (71.8)	2,000 (100.0)
八重山地区	41 (4.5)	—	—	874 (95.5)	915 (100.0)
合 計	43,944 (23.3)	2,440 (1.3)	67,467 (35.8)	74,371 (39.5)	188,222 (100.0)

- 注 1. 沖縄防衛局の資料(平成29年3月末現在)を基に沖縄県が作成。
 2. ()内の数字は、各地区の所有形態別割合である。
 3. 合計の欄と内訳は、四捨五入の関係で符合しないことがある。

(4) 市町村別米軍基地面積

番号	市町村名	市町村面積 (ha)	施設面積 (ha)	市町村面積に 占める割合 (%)	全施設面積に 占める割合 (%)
1	国頭村	19,480	1,446.0	7.4	6.1
2	東村	8,188	2,267.0	27.7	9.6
3	名護市	21,090	2,280.2	10.8	9.6
4	本部町	5,435	1.2	0.0	0.0
5	恩納村	5,083	1,484.7	29.2	6.3
6	金武町	3,793	2,107.6	55.6	8.9
7	宜野座村	3,130	1,586.3	50.7	6.7
8	伊江村	2,278	801.5	35.2	3.4
9	うるま市	8,711	618.5	7.1	2.6
10	沖縄市	4,972	1,689.6	34.0	7.1
11	読谷村	3,528	1,255.1	35.6	5.3
12	嘉手納町	1,512	1,240.4	82.0	5.2
13	北谷町	1,393	728.9	52.3	3.1
14	北中城村	1,154	164.1	14.2	0.7
15	宜野湾市	1,980	586.9	29.6	2.5
16	浦添市	1,948	272.7	14.0	1.2
17	那覇市	3,959	56.4	1.4	0.2
18	久米島町	6,365	4.4	0.1	0.0
19	渡名喜村	387	24.5	6.3	0.1
20	北大東村	1,309	114.7	8.8	0.5
21	石垣市	22,934	91.5	0.4	0.4
基地所在市町村		128,629	18,822.2	14.6	100.0
全 県		228,114	18,822.2	8.3	100.0

注 1. 市町村面積は、国土地理院の資料(平成28年10月1日現在)による。

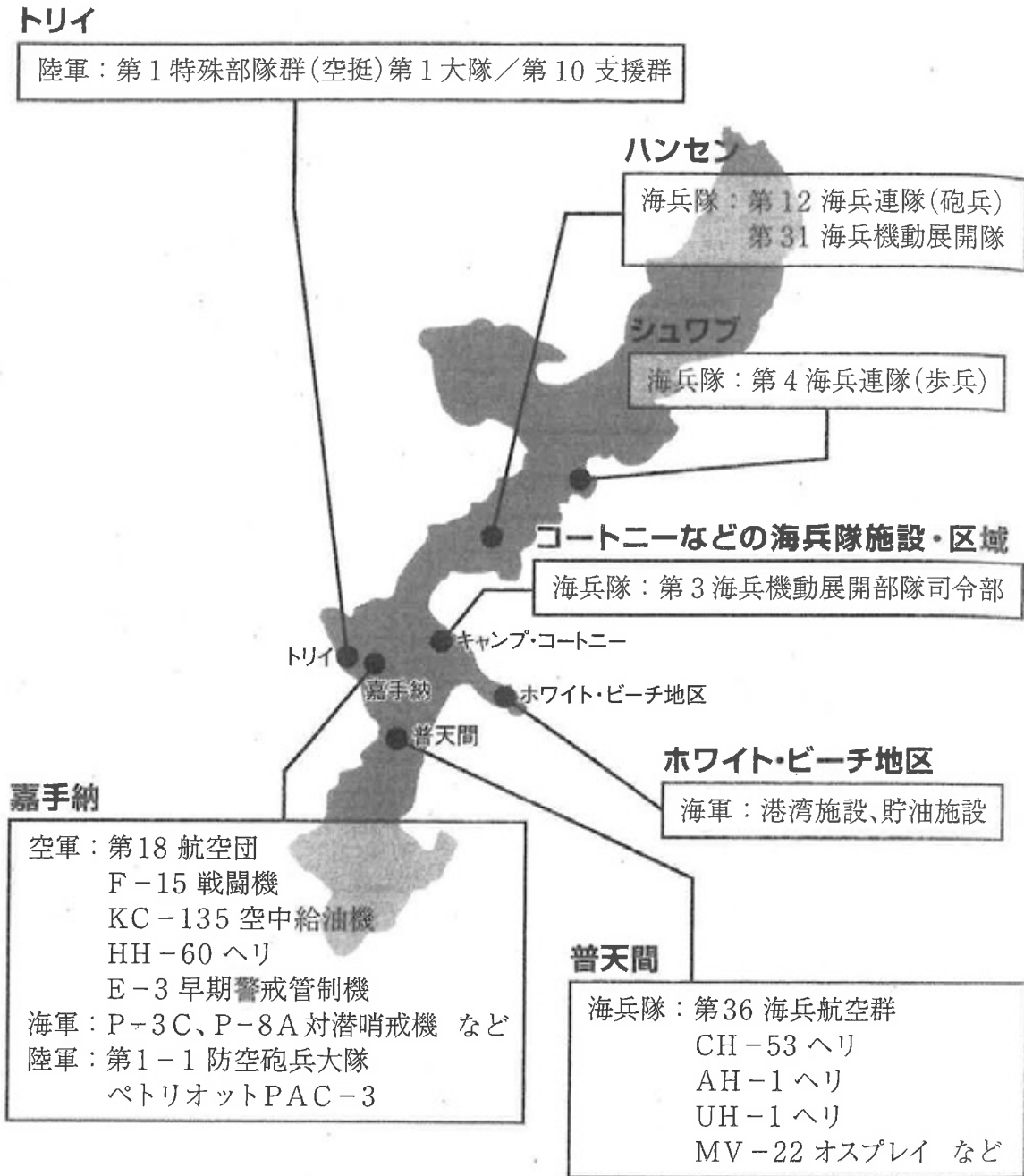
ただし、境界未定部分については、平成29年度普通交付税の算定に用いる市町村面積の協定書によって確定。

2. 施設面積は、沖縄防衛局の資料(平成29年3月末現在)による。

3. 「0」は表示単位に満たないものである。

4. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

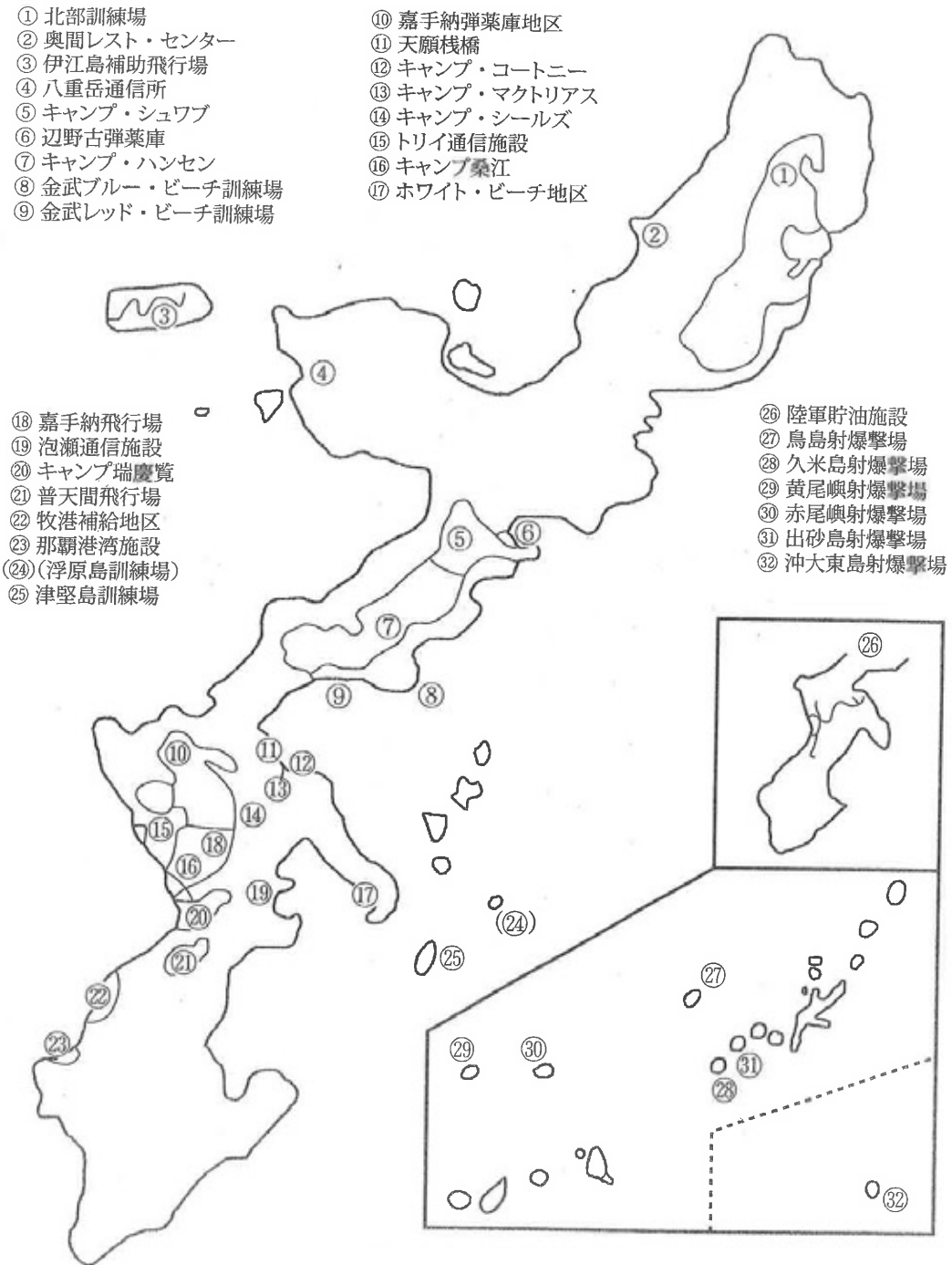
(5) 主な在日米軍兵力の現況（沖縄）



出典：「防衛ハンドブック（平成29年度版）朝雲新聞社刊」

(6) 在日米軍提供施設・区域配置図 (沖縄)

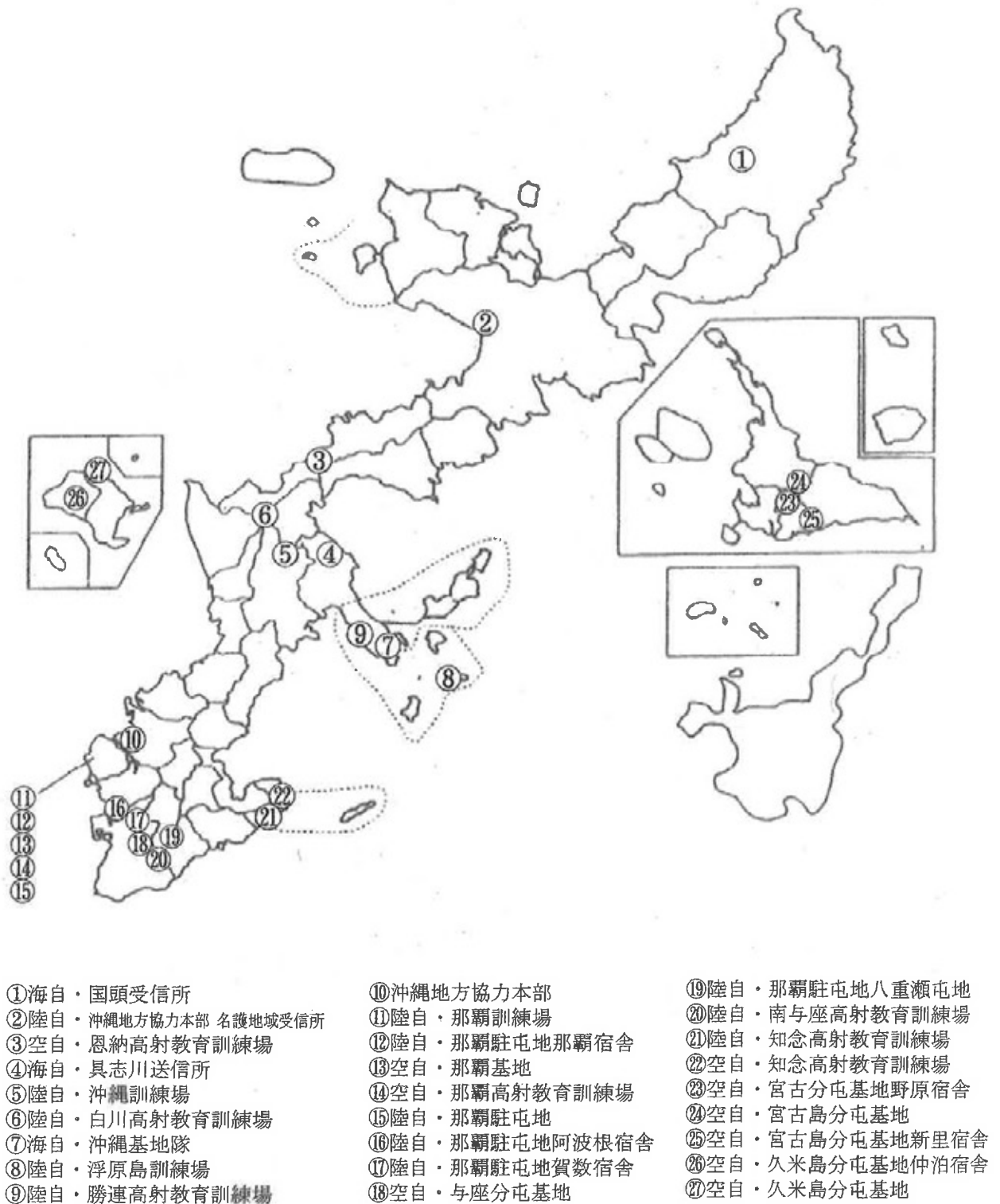
(平成 28.3.31 現在)



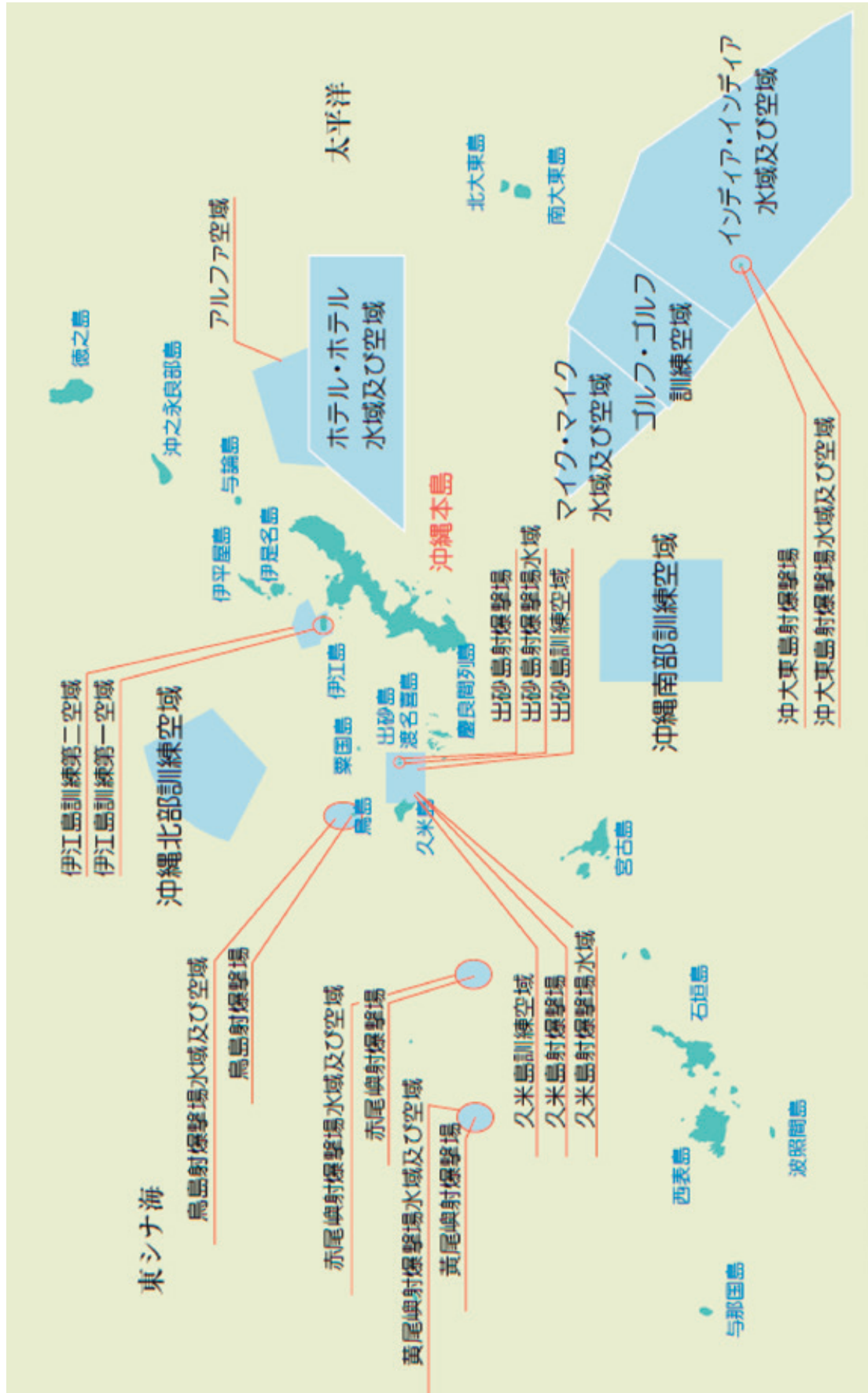
注意：() の施設・区域は、その全部が地位協定第 2 条 4 (b) の規定に基づいて一時使用されているものである。

出典：「防衛ハンドブック (平成 29 年度版) 朝雲新聞社刊」

(7) 在冲自衛隊基地配置図



(8) 沖縄周辺の米軍訓練空域・水域図



第2項 沖縄市の基地の概況

沖縄の米軍基地は、沖縄返還協定、日米安保条約や地位協定などにより全国の米軍基地の約70.4%（専用施設）があります。復帰時において米軍の基地機能を損なうことなく、返還協定別表により大部分が引き続き米軍に継続使用され、また、一部が自衛隊基地となり、一部は返還されました。その後、日米合同委員会において、米軍基地が一部返還、整理統合されてきました。しかし、返還のありかたをめぐっては一方的な返還であったり、細切れ返還であるのがほとんどで、基地の跡地利用等の面からいろいろな課題が残されています。

沖縄市には、米軍基地として嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、泡瀬通信施設、キャンプ瑞慶覧及び陸軍貯油施設（パイプライン）の6施設があります。また、自衛隊基地としては陸上自衛隊白川高射教育訓練場及び陸上自衛隊沖縄訓練場があります。なお、泡瀬通信施設には、沖合約500メートルの制限水域が設定されています。

市域内の米軍基地建設の経過は概ね次の三つに大別されます。一つは、旧日本軍の基地を占領し、拡張しつつ維持してきたもの、二つには、米軍の占領下の中で接収されたもの、三つめに対日講和条約のあと米軍等の布令等で接収されたものです。

一つめに該当するのが、嘉手納飛行場、二つめに該当するのが、嘉手納弾薬庫、キャンプ瑞慶覧、泡瀬通信施設及びキャンプ・シールズがあり、三つめに該当するものは、陸軍貯油施設となっています。

また、復帰と同時に安保条約及び地位協定等の下に、県民の意思を反映せずに沖縄の米軍基地も組み入れられました。このように沖縄の基地は、県民の意思とは無関係に専ら軍事的必要性に基づき強制的に建設され、引き続き復帰後も「公用地法」等で継続して使用されてきています。

復帰後から今日までの返還面積は33.3%で、本土の60.0%と比較すると圧倒的に少ない状況です。「核抜き、本土並み返還」の国の約束は、実行されなかったのです。1996年9月8日に「地位協定の見直し及び基地の整理縮小」を問う県民投票が実施され、初めて沖縄県民の意思が公的に示され、「地位協定の見直し及び基地の整理縮小」に過半数が賛成票を投じました。

平成8年、日米特別行動委員会（SACO）で基地の整理縮小が検討され、12月2日の最終報告では、県内の約2割の基地を返還することが確認されたが、そのほとんどが移設条件付きで、平成18年8月に再編実施のためのロードマップが承認されましたが、具体的には動いておりません。そのため平成22年4月25日に「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外、県外移設を求める県民大会」が開催され、

およそ9万人が参加し、県内に波紋を広げています。

平成25年4月、日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」を公表しました。その中で「平成36年度またはその後に返還される部分」として、本市(約16ha)と北中城村(約7ha)にまたがる「キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区」の返還が示されました。

また、「県内の他市町村の所在する基地からの移設受け入れ部分」として、浦添市の牧港補給地区の倉庫群の一部と北谷町のスクールバス関連施設が本市の嘉手納弾薬庫地区の知花地区(約40ha)へ移設されることが示されています。

平成28年8月、市長は沖縄県全体の振興発展を図る観点から基地の整理縮小を一步でも前に進めるため、防衛省、沖縄防衛局、沖縄市で構成する協議会を設置し、市の基地から派生する課題や市の振興発展に資する事案を検討することを前提として、嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設受け入れを表明しました。

市域における米軍基地を具体的に表示すれば、総面積は1,690ha、その内嘉手納弾薬庫地区が803ha、嘉手納飛行場が743haで、この2施設で1,546haとなり市域内米軍基地の約91%を占めています。

市域総面積(4,972ha)に占める米軍基地面積の割合は34%、自衛隊基地を含む基地面積は市域の35.4%を占めています。

本市の米軍基地の土地所有内訳は国有地が76ha(約4.5%)、県有地が2ha(約0.1%)、市有地が429ha(約25.4%)、民有地が1,183ha(約70%)となっており、民有地が大きな比率を占めています。

「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)平成30年3月」によると、沖縄県全体における米軍基地(18,822.2ha)に占める本市の米軍基地の比率は約7.1%で東村9.6%、名護市9.6%、金武町8.9%に次ぐものです。ちなみに宜野座村6.7%、恩納村6.3%、国頭村6.1%となっています。

市域面積は平成29年10月1日現在(国土地理院)
(基地面積は平成29年3月末現在)

(1) 市域面積と基地面積及びその割合

区 分	総面積	民間地域 面積	米軍基地 面積	自衛隊基地 面積	面積 米軍基地 + 自衛隊基地
面積 (ha)	4,972	3,213	1,690	69	1,759
割合 (%)	100	64.6	34.0	1.4	35.4

平成 29 年 3 月末現在 (単位 : ha)

施設名称	施設総 面積	沖縄市域 施設総 面積	沖縄市域施設面積の内訳			
			国有地	県有地	市有地	民有地
嘉手納飛行場	1,986	743	40.9	0.2	2.1	699
嘉手納弾薬庫地区	2,659	803	28.1	0.5	425	349
キャンプ・シールズ	70	70	3.3	0	0.1	66.6
泡瀬通信施設	55.2	55.2	2.4	—	0.1	52.7
キャンプ瑞慶覧	545	17.6	0.7	0.6	0.5	15.8
陸軍貯油施設	128	1.4	0.2	0.2	0.7	0.3
米軍施設合計	5,442	1,690	76	2	429	1,183
陸上自衛隊那覇駐屯地 白川高射教育訓練場	15.7	11.9	—	—	9	2.9
陸上自衛隊沖縄訓練場	57	57	0.1	—	41.2	15.7
米軍施設と 自衛隊施設の合計	5,515	1,759	76	2	479	1,203
割合 (%)		100	4.3	0.1	27.2	68.4

- 注 1. 沖縄の米軍及び自衛隊基地 (平成 30 年 3 月) より。
 2. 「0」は表示単位に満たないもの、「—」は事実のないもの。
 3. 計数は四捨五入によるため、符合しないことがある。

(2) 嘉手納飛行場

1. 施設概要 (平成 29 年 3 月末現在)

- (1) 面積 施設総面積 1,986ha 沖縄市域 743ha
- (2) 地主数 12,125 人 (総数) (※沖縄市域 4,046 人 平成 30 年 3 月末現在)
- (3) 年間地料 288 億 3 千 9 百万円 (総額)
(※沖縄市域 104 億 5 千 9 百万円 平成 30 年 3 月末現在)
※沖縄市軍用土地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 2,645 人 (沖縄市民 737 人) 平成 30 年 3 月末現在
- (5) 管理部隊 第 5 空軍第 18 航空団
- (6) 主要工作物 滑走路 (3,689m × 91m、3,689m × 61 m)、駐機場、下水浄化槽、遮音壁、燃料消火装置、保安柵ほか
- (7) 主要建設物 管理事務所、食堂、消防署、家族住宅、病院、小学校、中学校、高校、教会、格納庫、郵便局、PX、変電所、銀行、ボーリング場ほか

2. 基地の概要

この飛行場は、沖縄市、北谷町、嘉手納町の 3 市町にまたがる広大な基地です。1944 年 9 月、旧日本軍が中飛行場として開設しましたが、翌 45 年 4 月、沖縄戦で本島に上陸した米軍は、占領後、直ちに滑走路を全長 2,250m に拡張しました。1972 年 5 月の復帰の際には、嘉手納飛行場、キャンプ・サンソネ、陸軍住宅地区が統合され、嘉手納飛行場として提供されました。

1991 年に、嘉手納基地に展開していた米各部隊が横田基地の第 5 空軍管轄下の第 18 航空団として再編統合されたのを契機に、アジア・太平洋地域におけるポスト冷戦時代の地域紛争に、米軍が敏速かつ柔軟に対応する拠点基地として機能していると言われています。第 18 航空団は、2002 年 8 月 15 日より組織の再編成を開始し、2003 年 9 月 30 日再編成を完了。その組織は、航空機の飛行運用を担当する運用群、修理・整備を担当する整備群、上記の任務を可能にする任務支援群、医療業務を提供する医療群、土木技術業務を担当する施設群の 5 群に大別されます。復帰後、米海軍も各地にあった部隊を整理統合し、海軍艦隊活動司令部を嘉手納基地内に設置しました。その主な任務は、第 7 艦隊をはじめ太平洋全域の部隊に対してあらゆる物資を補給・支援することだと言われています。

嘉手納飛行場には、米空軍所属の F15 イーグル戦闘機 (約 54 機) や RC135 偵察機 (約 2 機) をはじめ KC135R ストラトタンカー空中給油機 (約 15 機)、更には米海軍所属の P3C オライオン対潜哨戒機 (3 ~ 10 機) 等、約 100 機が常駐していると言われており、

2013年11月には、P3Cオライオン対潜哨戒機の後継として、P-8Aが6機配備されました。

近年は、米軍が実施する太平洋軍地域安全保障パッケージにより、F-22戦闘機やF-16戦闘機が国外から嘉手納飛行場に展開されており、平成29年11月には、ユタ州空軍基地よりF-35AライトニングⅡが展開され、外来機の飛来が常態化しつつあり、常駐機に加え、これらの外来機による騒音被害などにより周辺住民は負担を強いられています。

沖縄における航空管制は、米軍が1945年に沖縄を占領して以来独占しており、嘉手納ラプコンが進入管制を行うことに合意していましたが、2010年3月31日午前0時に日本に航空管制は移管されました。

また、嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転については、1996年12月合意のSACOの最終報告において、海軍航空機の運用及び支援施設を海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転されることとされ、2003年8月に、本市は当該施設の移転について、受入を表明しました。その後、2009年2月の日米合同委員会で、建物（整備格納庫、食堂、倉庫、保管庫）及び工作物（駐機場、誘導路、駐車場等）について、承認され、2011年7月に工事が開始されております。2016年12月には、施設の提供について日米合同委員会において合意されており、2017年1月に移転先での運用が開始されております。



(3) 嘉手納弾薬庫地区

1. 施設概要（平成29年3月末現在）

- | | | |
|----------|--|------------|
| (1) 面積 | 施設総面積 2,659ha | 沖縄市域 803ha |
| (2) 地主数 | 4,714人（総数）（※沖縄市域 1,201人 平成30年3月末現在） | |
| (3) 年間地料 | 119億3千4百万円（総額）
（※沖縄市域 28億2千9百万円 平成30年3月末現在） | |

※沖縄市軍用土地等地主会加入者

- (4) 基地従業員数 309人（沖縄市民 77人）平成30年3月末現在
- (5) 管理部隊 第5空軍第18航空団、在沖海兵隊基地司令部
- (6) 主要工作物 上下水道、保安柵、駐車場、野積場、雨水排水路、電力線路、中央監視装置、照明装置、消火設備、避難場ほか
- (7) 主要建設物 司令部、管理事務所、家族住宅、検査室、弾薬補修工場、弾薬貯蔵庫、発電所、ポンプ場、浴室、消防署ほか

2. 基地の概要

この弾薬庫は、嘉手納飛行場の北側に位置し、沖縄市、嘉手納町、読谷村、恩納村、うるま市の5市町村にまたがる広大な軍事施設です。

1945年、米軍の沖縄占領と同時に使用開始されました。1972年5月15日の復帰に伴い、沖縄返還協定A表によって9施設（嘉手納弾薬庫、比謝川サイト、波平弾薬庫、読谷合同廃弾処理場、陸軍サービス弾薬庫、知花弾薬庫、嘉手納タカン弾薬庫、嘉手納ボルタック弾薬庫、東恩納弾薬庫）が嘉手納弾薬庫地区として統合されました。

この施設の管理は従来、米陸軍によって行われていましたが、在沖米軍の再編に伴い、1978年7月頃から陸軍の貯蔵弾薬庫が韓国や中近東に移送されたため、同年10月から空軍の第18航空団に移管されました。復帰前、旧知花弾薬庫部分に毒ガスが貯蔵されていたため、大きな社会問題となりましたが、1971年9月ジョンストン島に移送されました。

本弾薬庫の駐留部隊は、第18航空団第18整備群第18弾薬中隊等で、第18航空団のみならず、太平洋戦域の空軍全体の戦時武器弾薬を貯蔵する任務を負っている重要部隊です。

2006年5月の日米安全保障協議委員会において「再編実施のための日米のロードマップ」が発表され、米軍パトリオット PAC-3 の嘉手納基地配備が位置づけられ、同年9月以降、装備品等の移転を開始、同年12月末にはその一部運用を開始しています。

同施設内には、保安林、倉敷ダム等の県の財産が提供されていますが、キャンプ瑞慶覧内にある泡瀬ゴルフ場の機能を旧東恩納弾薬庫地区に移設し、2010年3月1日にタイヨウゴルフクラブがオープンしました。同地区の残りの部分についての返還に向けて所要の手続きを取ることが確認され、その後、1996年3月28日の日米合同委員会において、約110万㎡の返還が合意されました。関係地主の総意として、自衛隊による継続使用の要望があり、米軍から返還後の2006年11月から引き続き陸上自衛隊が覆道式射場及び訓練場施設用地として約57万㎡を使用しています。

また、2013年4月に「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、同施設内の知花地区へ牧港補給地区（キャンプ・キンザー）から国防省支援機関、また、キャンプ瑞慶覧（キャンプフォスター）からスクールバスサービス関連施設の移設が示されております。

2014年9月には、本市に対し、沖縄防衛局より知花マスタープラン（計画施設の用途概要）についての説明が行われ、2015年10月、防衛副大臣により「嘉手納弾薬庫地区の知花地区」への移設受入に関する要請が行われました。

市議会での一般質問等や地域、地権者等関係者の意見を伺ってきた中で、「地域課題の解決に向け具体的な措置が始まったこと。」「国との協議会が設定され、継続した協議が図られること。」「市の振興発展に資する事案に対し、防衛省の最大限の協力が得られること。」「沖縄の振興発展、基地負担軽減の観点から、基地の整理縮小は進められるべきであること。」などの要因により、2016年8月、沖縄市長による移設の受入が表明されています。



(4) キャンプ・シールズ

1. 施設概要（平成29年3月末現在）

- (1) 面積 施設総面積 70ha 沖縄市域 70ha
- (2) 地主数 409人（総数）（※沖縄市域 336人 平成30年3月末現在）
- (3) 年間地料 7億8千百万円（総額）
（※沖縄市域 6億9千6百万円 平成30年3月末現在）
※沖縄市軍用土地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 101人（沖縄市民 32人）平成30年3月末現在

- (5) 管 理 部 隊 在沖米海軍艦隊活動司令部、第 18 航空団第 18 任務支援群
- (6) 主要工作物 保安柵、駐車場、テニスコート、電力設備、レクリエーション施設ほか
- (7) 主要建設物 事務所、食堂、歯科診療所、将校クラブ、家族住宅、隊舎等、機械工場、車庫、警衛所ほか

2. 基地の概要

この基地は本市の北側に位置し、西側部分は嘉手納弾薬庫と隣接する施設です。1950年7月1日より、地域住民の反対運動を押し切って強制接収されてきました。当初は、第9移動設営大隊が設置されており、名称もキャンプ・キンザーと称していましたが、その後、変更されて現在のキャンプ・シールズとなりました。

この施設には、グアム島海軍部隊隷下の第30海軍移動建設連隊の移動建設大隊と嘉手納飛行場に本部を置く海軍航空施設隊の福利厚生部及び海軍印刷サービス部が駐留していましたが、現在は、アジア太平洋地域における基地の維持管理、周辺諸国への人道支援、インフラ整備等の任務を主としている海軍機動建設大隊（NMCB）が駐留しており、同部隊の事務所、宿舎、機材の保管、訓練施設として使用されています。

施設については、1971年に返還協定C表に基づいて約605千㎡が返還されたのを契機に、復帰後も74年に約78千㎡、77年に約2700㎡、80年に11千㎡、83年に970㎡、87年に約17千㎡と次々に返還されました。



(5) 泡瀬通信施設

1. 施設概要（平成29年3月末現在）

- (1) 面 積 施設総面積 55.2ha 沖縄市域 55.2ha
- (2) 地 主 数 680人（総数）（※沖縄市域 562人 平成30年3月末現在）
- (3) 年 間 地 料 7億1千6百万円（総額）
 （※沖縄市域 6億9千5百万円 平成30年3月末現在）
 ※沖縄市軍用土地等地主会加入者

- (4) 基地従業員数 4人（沖縄市民 1人）平成30年3月末現在
- (5) 管理部隊 在沖米海軍艦隊活動司令部
- (6) 主要工作物 保安柵、駐車場、発電装置、アンテナほか
- (7) 主要建設物 送信所、倉庫、変電所、警衛所

2. 基地の概要

米海軍の通信基地である泡瀬通信施設は、中城湾に突き出た小さな泡瀬半島にあります。

米軍の占領と同時にその一部に飛行場が建設され、戦時中は本土侵攻のための前線基地として使用されていました。終戦後も継続使用されていましたが、1950年頃には、海軍と空軍が各々の通信施設を建設していました。

1972年5月15日の復帰の際に、泡瀬通信補助施設と泡瀬海軍航空隊通信所が統合され、現在の泡瀬通信施設として提供施設・区域となったため、米軍の通信・情報機能の中核基地となりました。それに伴い、1976年3月に101万4千㎡が返還、1977年3月に78万㎡が返還、1983年3月に6万7千㎡が返還となりました。復帰前に返還された64万8千㎡と合わせると、合計250万9千㎡が返還され、現在の施設面積は55万2千㎡となっています。

返還跡地については、泡瀬土地区画整理事業が実施されており、近年では人口の増加が著しく、新興住宅地として急速に宅地化が進んでいます。

基地内には低周波送電部があり、米海軍第7艦隊との交信をはじめ、在沖米海軍の電波送信に重要な役割を担っています。

この施設の沖合500メートルは、米軍への提供水域となっています。その具体例として、第1水域では沖合50メートルでの建設または継続投錨が禁止となっており、第2水域では、米軍船舶の通信に支障を及ぼさない限り、浚渫又は建設等の工事は制限しないとなっています。



(6) キャンプ瑞慶覧

1. 施設概要（平成 29 年 3 月末現在）

- (1) 面積 施設総面積 545ha 沖縄市域 17.6ha
- (2) 地主数 4,817 人（総数）（※沖縄市域 233 人 平成 30 年 3 月末現在）
- (3) 年間地料 83 億 3 千 2 百万円（総額）
（※沖縄市域 2 億 4 千 6 百万円 平成 30 年 3 月末現在）
※沖縄市軍用土地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 2,415 人（沖縄市民 559 人）平成 30 年 3 月末現在
- (5) 管理部隊 在沖米海兵隊基地司令部
- (6) 主要工作物 保安柵、配電装置、各種競技場、駐車場、ヘリパット、通信ケーブル、ピクニック場ほか
- (7) 主要建設物 司令部、中央通信部、病院、消防署、家族住宅、小学校、中学校、高校、ボーリング場、モーター修理工場、将校等宿舎、倉庫ほか

2. 基地の概要

キャンプ瑞慶覧は、沖縄市、北谷町、宜野湾市、北中城村の 4 市町村にまたがる広大な基地で、占領と同時に使用されました。占領当初は、当該地域の一部に飛行場が建設され、敗戦までの間は本土侵攻の前線基地として使用され、敗戦後も引き続き米陸軍の物資集積所、モータープール等に使用されていました。中国革命や朝鮮戦争の勃発等により基地施設の恒久化が進む中で、1950 年代には、宜野湾市伊佐浜の土地を地主や県民の激しい反対闘争を押し切って、銃剣とブルドーザーによって強制接収し、基地を拡張してきました。

復帰に伴い、キャンプ瑞慶覧とキャンプ・フォスターが統合され、現在のキャンプ瑞慶覧となりました。1974 年 7 月の米軍再編に伴い機能も縮小し、名称も「在沖駐留軍米陸軍」となりました。翌年 4 月に米陸軍の基地司令部が牧港補給地区に移転したことに伴い、基地の管理が海兵隊に移管されました。

1975 年 7 月にはキャンプ・ヘーグから第 12 海兵連隊が、8 月にはキャンプ・マクトリアスから在沖海兵隊基地司令部がそれぞれ移駐し、更に翌 76 年 4 月には岩国基地から第 1 海兵航空団司令部が移駐する等、在日海兵隊の主要基地として今日に至っています。この施設は主に、在沖海兵隊基地司令部のあるバトラー地区、兵器・器材整備施設及び各隊舎が点在するフォスター地区、第 58 信号大隊が所在するバクナー地区、米軍住宅が所在するプラザ地区に大別されます。特にバトラー地区については、在沖海兵隊基地司令部をはじめとする第 1 海兵航空団司令部、在日米軍沖縄地域（四軍調

整官) 事務所が置かれキャンプ・コートニーと並ぶ海兵隊の中核機能を有するほか、施設管理、後方支援を展開、実戦部隊が駐留する海兵隊の主要施策を担っています。

この基地内に所在する泡瀬ゴルフ場については、1996年3月の日米合同委員会において、本施設を旧東恩納弾薬庫地区に移設され、タイヨウゴルフクラブとして2010年3月1日にオープンしました。

なお、本市の南の玄関口にロウワー・プラザ住宅地区(家族住宅部分)がありますが、1996年12月のSACO最終報告の中において、2007年度末を目途に米軍住宅地区を統合し、その住宅機能を移設した上で返還することが合意され、2012年4月の日米安全保障協議会の共同発表において、沖縄で代替施設が提供され次第、返還可能と示されました。

そのような中、2013年4月に日米両政府は「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」にて、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区については、OHC(沖縄住宅統合)下で家族住宅102戸をキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)へ移設することを条件とし、2024年度又はその後に返還可能とされております。

跡地利用につきましては、キャンプ瑞慶覧地区街づくり懇話会やキャンプ瑞慶覧転用計画検討委員会等を設置し、調査検討を行っています。1999年の基本構想に引き続き、2000年には基本計画を策定しましたが、北中城村との複雑な行政区域がまたがる地区特性など、両市村が一体となった跡地利用の検討を進めることが望ましいことから、2003年度から跡地利用統一案に着手し、2004年度に統一案基本計画を策定しましたが、2006年5月の在日米軍再編報告やまちづくり三法の改正等、社会情勢の変化に対応した計画の変更を余儀なくされています。

本市では、返還後の円滑な跡地利用に向け、「沖縄県における駐留軍用地内跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」の返還前の土地の先行取得制度を活用するため、2013年12月に「特定駐留軍用地内土地取得事業基金」を創設し、2015年3月31日、土地の先行取得を行うために、「特定事業の見通し」の公表を行い、同年より土地の先行取得を進めております。



(7) 陸軍貯油施設

1. 施設概要（平成 29 年 3 月末現在）

- (1) 面積 施設総面積 128ha 沖繩市域 1.4ha
- (2) 地主数 952 人（総数）（※沖繩市域 13 人 平成 30 年 3 月末現在）
- (3) 年間地料 14 億 4 千 9 百万円（総額）
（※沖繩市域 3 百万円 平成 30 年 3 月末現在）
※沖繩市軍用土地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 139 人（沖繩市民 24 人）平成 30 年 3 月末現在
- (5) 管理部隊 米陸軍第 10 支援群指令部
- (6) 主要工作物 送油管、燃料貯油所、廃油槽、配電装置、消火施設、浄化槽ほか
- (7) 主要建設物 管理事務所、倉庫棟、ポンプ室、警護所、監視室ほか

2. 基地の概要

この施設は 1945 年から 52 年頃にかけてうるま市、嘉手納町、北谷町、那覇市に建設された各タンクファーム（貯油施設）間を、1952 年から 53 年にかけて送油管、いわゆるパイプラインで連結したものです。パイプライン（送油管）は、那覇港湾施設を起点に普天間飛行場、嘉手納飛行場に至る全長約 27km の北上ラインと、うるま市の天顔栈橋を起点に嘉手納飛行場に至る全長 15km の南下ラインがありました。

北上ラインについては、1974 年 1 月の日米安全保障協議委員会において那覇港湾施設の全部返還が合意されたことに伴い、那覇港湾施設タンク地区（1986 年返還）の 18 基の代替タンクが金武および桑江（北谷町）に移設されたことを契機に、完全に撤去されました。

現在は、嘉手納飛行場に接する地域とキャンプ・レスター、キャンプ・フォスター、普天間飛行場、キャンプ・コートニー内及びそこに接する地域と、それらの貯油施設を結ぶパイプライン施設からなり、沖繩市、嘉手納町、北谷町、うるま市、宜野湾市の 3 市 2 町にまたがって現存しており、本市部分については、国道 329 号沿いの民間地域から旧東恩納弾薬庫地区内に送油するラインが残っています。パイプラインは、ジェット燃料、ガソリン、ディーゼル燃料等を送油しており、全在沖米軍に対して戦略的な貯蔵燃料支援を提供しています。

また、2013 年 3 月に米陸軍から運營業務を引き継いだ米国防省兵站局エネルギー環太平洋・沖繩が、石油業務運営の主な管理者となっております。

パイプラインに起因する事故は減少しているとはいえ、貯油施設の存在は、油流出事故による環境汚染や施設周辺に暮らす住民の安全を確保する観点から問題となって

います。本市においても、2002年11月に、既に返還された一部の民間地域から埋め殺しされた油送管の残骸が発見され、この施設跡地のあり方や対策等について、問題が指摘されています。



(8) 陸上自衛隊沖縄訓練場

1. 施設概要 (平成29年3月末現在)

- | | | |
|------------|--|-----------|
| (1) 面積 | 施設総面積 57ha | 沖縄市域 57ha |
| (2) 地主数 | 139人(総数)(※沖縄市域126人 平成30年3月末現在) | |
| (3) 年間地料 | 1億8千百万円(総額)
(※沖縄市域1億7百万円 平成30年3月末現在)
※沖縄市軍用土地等地主会加入者 | |
| (4) 基地従業員数 | 0人 | |
| (5) 管理部隊 | 陸上自衛隊第15旅団 | |
| (6) 主要工作物 | 給水施設、通信装置 | |
| (7) 主要建設物 | 覆道式射場、管理棟 | |

2. 基地の概要

同訓練場は、嘉手納弾薬庫地区内にあり、周辺にはタイヨウゴルフクラブなどの米軍施設や県管理倉敷ダム、倉浜衛生施設組合のごみ処理施設、及び沖縄市市民農園等が位置しています。

1990年6月19日の日米合同委員会において、キャンプ瑞慶覧内にあった泡瀬ゴルフ場が移設し、同地区の残りの部分について返還に向けて所要の手続きを取ることが確認され、1996年3月28日の日米合同委員会において、約110万㎡の返還が合意され

ました。しかし、関係地主の総意として、自衛隊による継続使用の要望があり、米軍から返還後の2006年11月から引き続き陸上自衛隊が覆道式射場及び訓練場施設用地として約57万㎡を使用することになり、2007年1月から建設工事に着手、2008年9月に射場本体工事終了後、小火器射撃評価システム据付・調整が同年12月に完了し、2009年1月13日に落成、15日から使用されています。



(9) 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場

1. 施設概要（平成29年3月末現在）

- (1) 面積 施設総面積 15.7ha 沖縄市域 11.9ha
- (2) 地主数 34人（総数）（※沖縄市域 20人 平成30年3月末現在）
- (3) 年間地料 6千万円（総額）
（※沖縄市域 3千6百万円 平成30年3月末現在）
※沖縄市軍用土地等地主会加入者
- (4) 基地従業員数 0人
- (5) 管理部隊 陸上自衛隊第15旅団
- (6) 主要工作物 テニス場、給水施設、避雷設備
- (7) 主要建設物 庁舎、整備工場、倉庫、発電機室、火薬庫ほか

2. 基地の概要

この訓練場は、本市の白川地区にある管理地域と、同地域から約10km離れた恩納村、および本市の嶽山原地域に隣接する訓練地域からなっており、ホークミサイル等が装備されています。同訓練地域への進入路については、嘉手納弾薬庫内の道路を共同使用しています。

同地域は復帰前まで、米軍の陸軍知花補助施設として使用されていましたが、復帰時（1972年5月15日）に統合され、米軍知花サイト（約15万㎡）となり、嘉手納弾薬庫の一部（約2万㎡）と共に、共同使用されるようになりました。1973年4月に知花サイトが返還されたのを契機に、その大部分（約15万㎡）を陸上自衛隊が使用するようになり、1974年4月には名称も白川分屯地となりました。

1977年11月には、共同使用地域の残り部分である嘉手納弾薬庫の一部（約2万㎡）と、隣接する嘉手納弾薬庫の一部（約1万1千㎡）がそれぞれ返還となり、陸上自衛隊が使用するようになりました。1996年12月には、米空軍第18航空団の第18通信中隊に使用されていた知花サイトの一部（約1千㎡）が返還され旧知花サイトについては全部返還となりました。しかしながら、この部分については、土地の有効利用ができないとの所有者の要望もあり、2000年4月からは、陸上自衛隊の訓練用地として再提供され、現在に至っています。



基地と沖縄市 — 第3章

基地と市民生活

第3章 基地と市民生活

第1項 航空機騒音の現状について

(1) 航空機騒音の現状について

極東最大の基地と言われる嘉手納飛行場が所在する沖縄市において、米軍機による航空機騒音被害は重要な基地問題の一つとなっております。

嘉手納飛行場においては、戦時中の昭和20年に日本軍の中飛行場が米軍に占領され、それに伴い整備・拡張が行われ、時代の変化に伴い、航空機もレシプロ機からジェット戦闘機や大型爆撃機等の航空機が嘉手納飛行場へ駐留するようになりました。

同飛行場は、これらの整備、拡張の結果、現在では沖縄市、嘉手納町、北谷町の3市町にまたがり、3,000m級の滑走路を2本有し、F-15C、F-16イーグル戦闘機、E-3B セントリー空中早期警戒管制機、KC-135 ストラトタンカー空中給油機、EP-3 電子偵察機、MC-130H コンバットタロン、P-3C オライオン対潜哨戒機、P-8 ポセイドン対潜哨戒機、等約100機の航空機が常駐している、世界でも有数の軍事基地として機能しています。

このように基地機能が強化されていく中で、航空機騒音においても騒音被害が拡大し、近隣住民へ多大な影響を及ぼすようになりました。

特に池原、知花、登川、松本等が所在する市北部地域においては、滑走路の延長線にあることから、日常的な騒音被害に悩まされている状況が続いております。

さらに、知花地区については、SACO合意の最終報告（平成8年12月）において、嘉手納町側に配置されていた海軍航空機の運用及び支援施設である海軍駐機場が、沖縄市の知花地区側へ移転することが示され、本市では平成15年12月に当該施設の移転について受入を表明しました。その後、平成21年2月の日米合同委員会で、建物（整備格納庫、食堂、倉庫、保管庫）及び工作物（駐機場、誘導路、駐車場等）について承認され、平成23年7月に工事が開始されました。

平成28年12月には、施設の提供について日米合同委員会にて合意され、平成29年1月に移転先での運用が開始されており、現在に至っております。

嘉手納町側の旧海軍駐機場では航空機の駐機が無くなり、エンジン調整音等の騒音被害については軽減されたものの、外来機が飛来し、旧海軍駐機場を一時使用するなどの問題も発生しております。

本市の東部地区につきましては、普天間飛行場の滑走路の延長線上に位置していることから、普天間飛行場から離着陸する航空機の往来により、騒音被害を受けている地域となっております。

特に普天間飛行場を離着陸している航空機の特徴としては、MV-22 オスプレイやCH-53E等の回転翼機が多いことから、オスプレイ等が発生させる低周波音（物や建物の壁等が振動する音）や、夜間騒音などの苦情も寄せられております。

(2) 航空機騒音に関する本市の対応について

本市では、市内での航空機騒音の被害状況について把握するために、沖縄市が設置した4か所（知花・山内・宮里・比屋根）と、沖縄県が設置している2か所（北美・コザ）の計6か所に騒音測定局を設置しており、米軍の航空機が発生させる騒音の大きさ等について、24時間体制で観測を行っております。

また、基地苦情受付電話を24時間対応で設置し、市民から寄せられる米軍機による騒音被害について苦情受付を実施しております。

さらに、沖縄市、嘉手納町、北谷町の3市町で構成する、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）と連携して同飛行場周辺での目視調査を年に3回程度実施し、航空機の離着陸等回数や騒音の大きさ、飛行経路等の調査を実施しております。

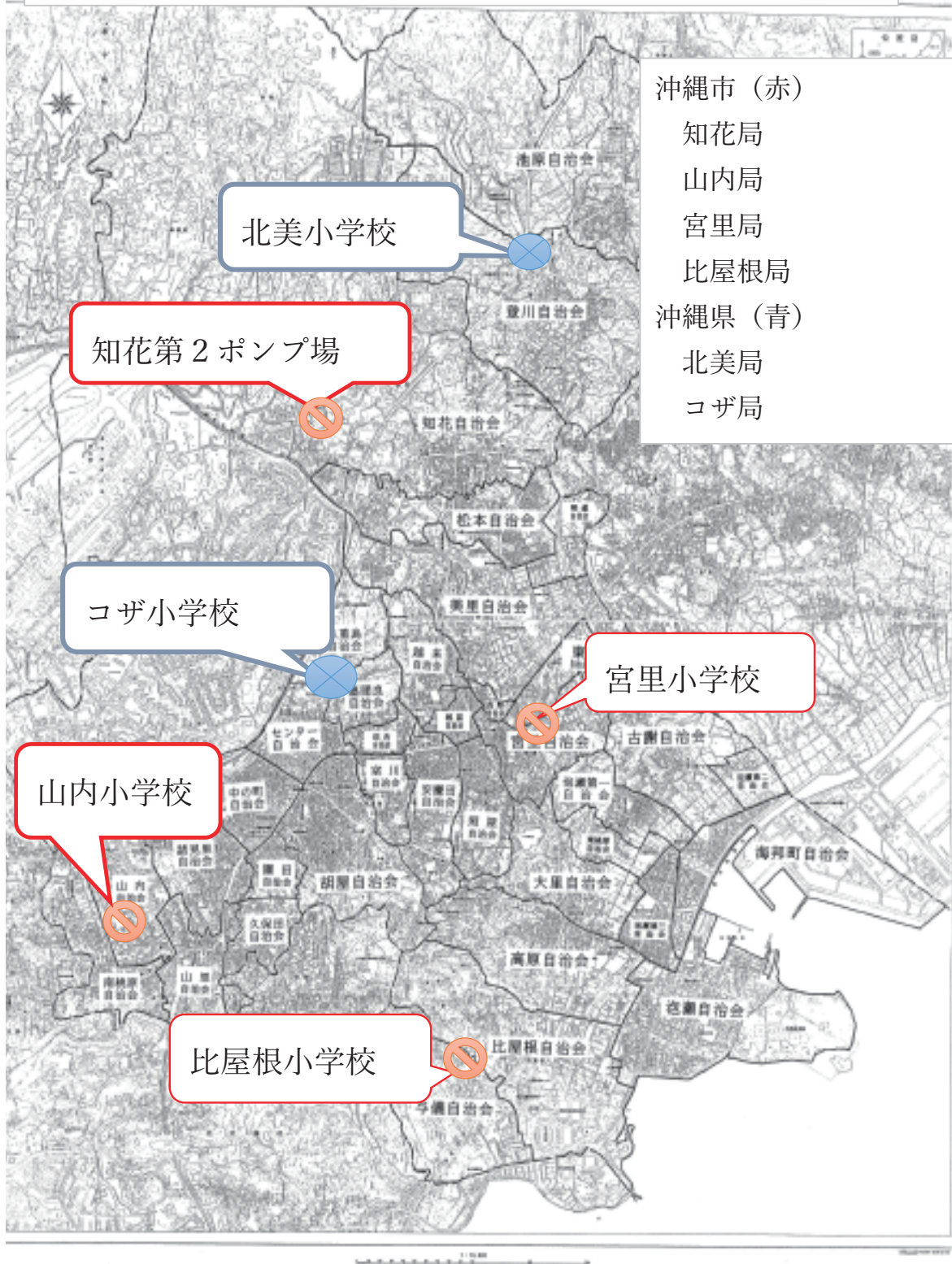
このような調査結果を元に、騒音規制措置の遵守や外来機の飛来についての中止等について、関係省庁や米空軍第18航空団、沖縄米国総領事等へ抗議、要請を行っております。

平成30年10月には、初めて三連協と米空軍第18航空団との意見交換が行われ、三連協が目視調査等で蓄積したこれまでのデータを元に、最近の航空機騒音の原因を特定し場周経路の遵守等について話し合いが行われました。

平成31年1月には、嘉手納飛行場の場周経路の確認や効率的な調査を目指し、三連協から沖縄県に対して嘉手納飛行場周辺への無人監視カメラの設置要請を行っております。

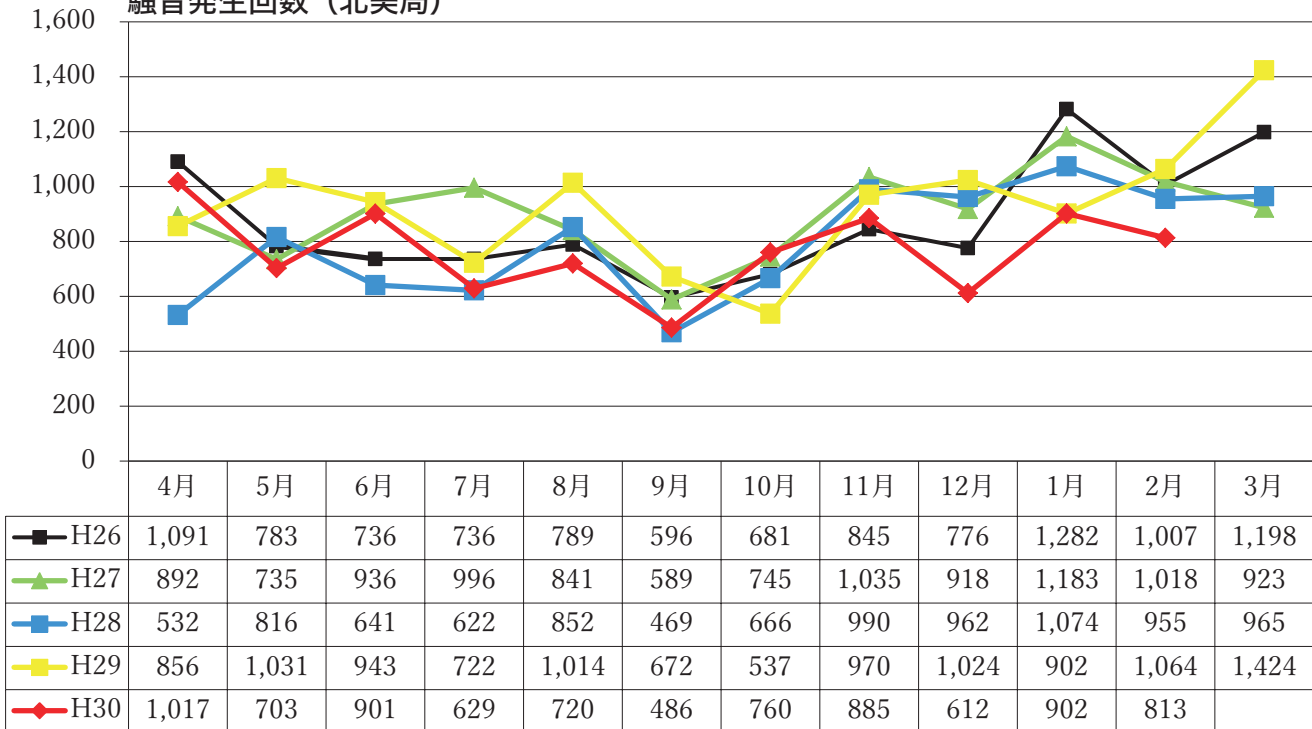
(3) 市内6ヵ所の騒音測定局における騒音発生回数とLden比較

沖縄市航空機騒音測定器設置局（県、市）

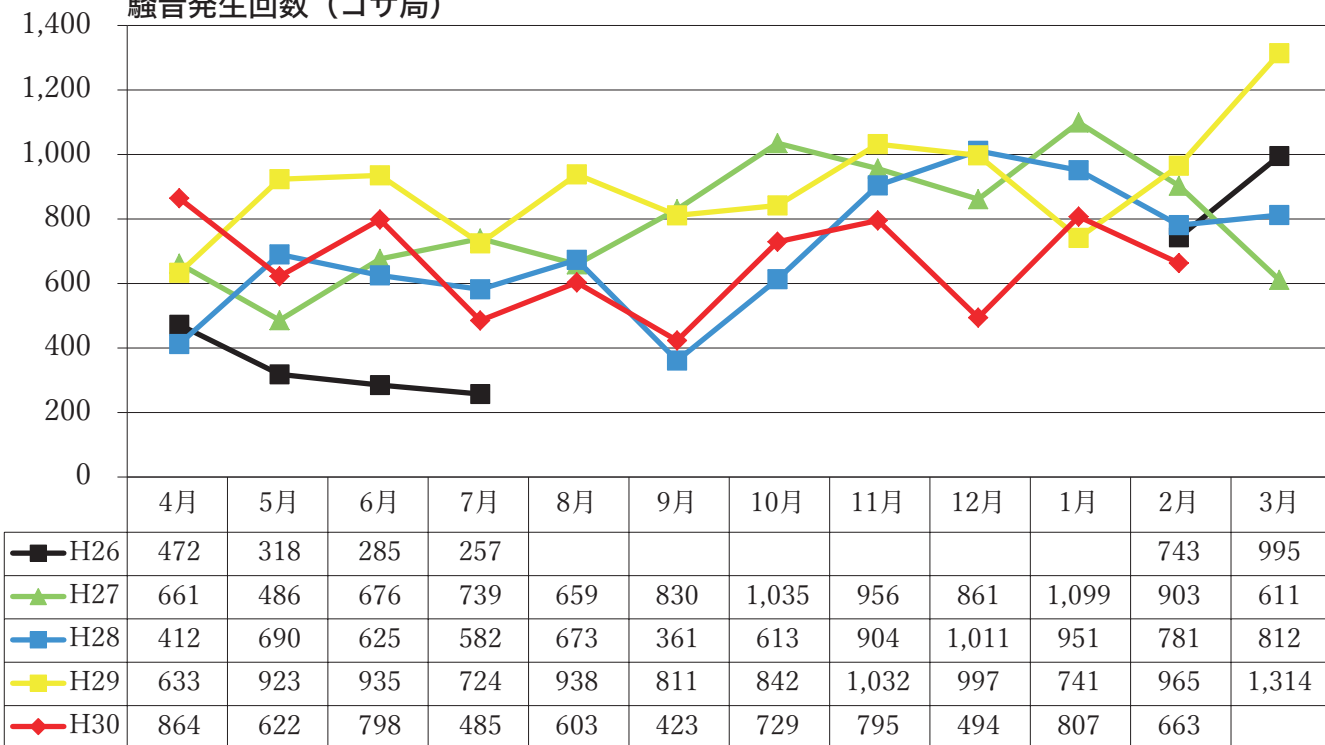


■沖縄市内6局の5年間の騒音発生回数の比較グラフ

騒音発生回数（北美局）



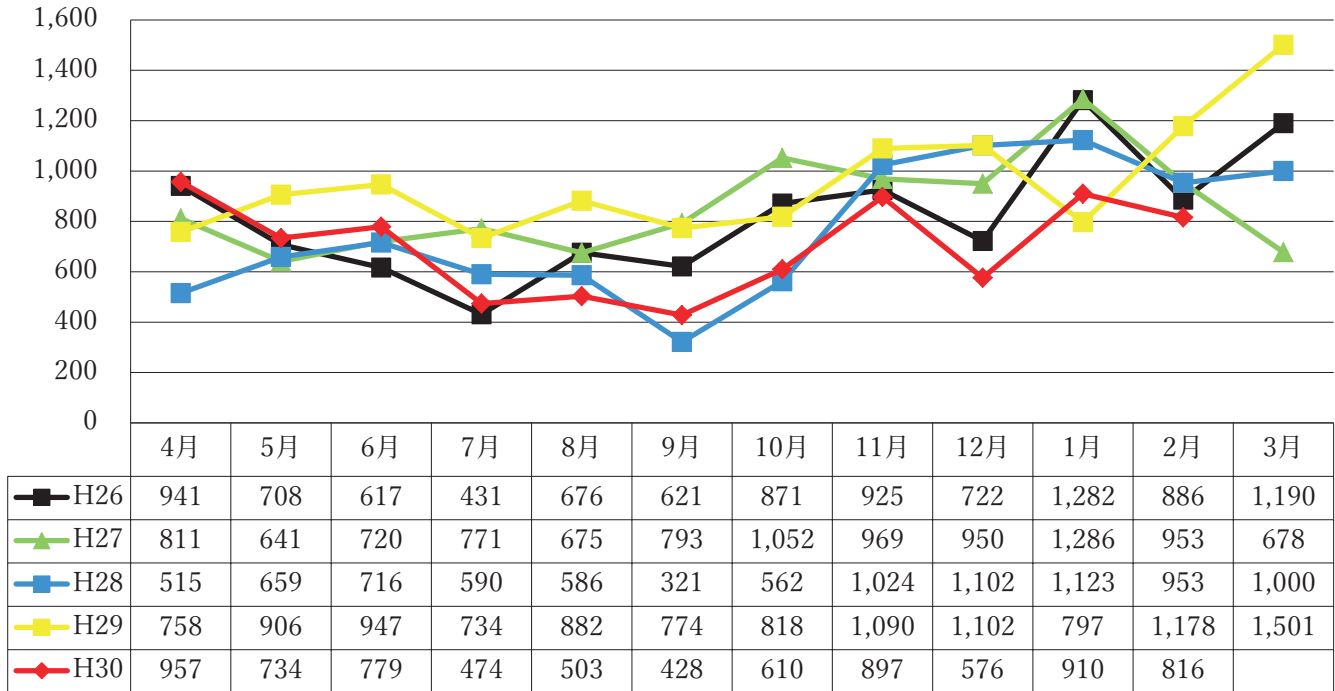
騒音発生回数（コザ局）



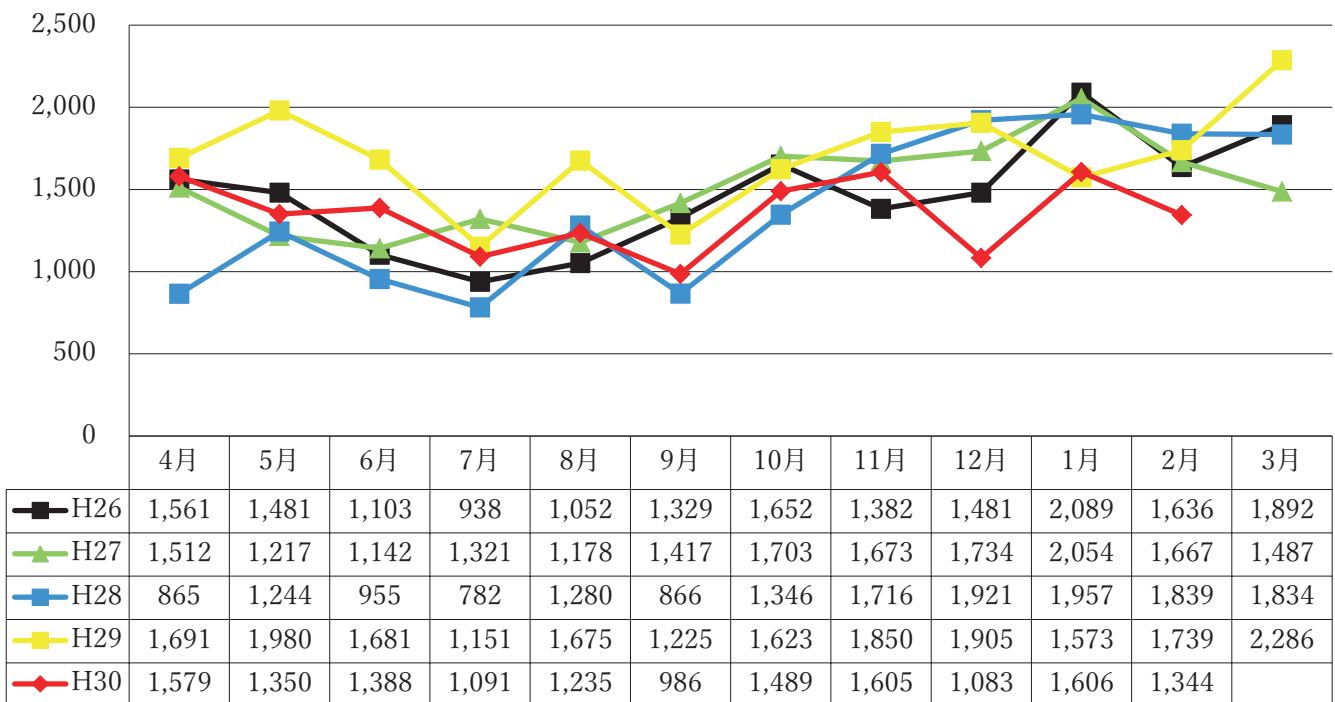
※H 26年7月までは八重島公民館で測定、その後コザ小学校へ移設し、2月に測定開始のため、8月～1月までのデータは欠損となっている。

- 測定条件
- ・騒音値が暗騒音レベル(環境騒音)より10dB以上大きいもの
 - ・騒音が5秒以上継続するもの
 - ・航空機騒音識別センサーにより、航空機が発したトランスポンダ応答信号電波を受信したもの

騒音発生回数 (山内局)

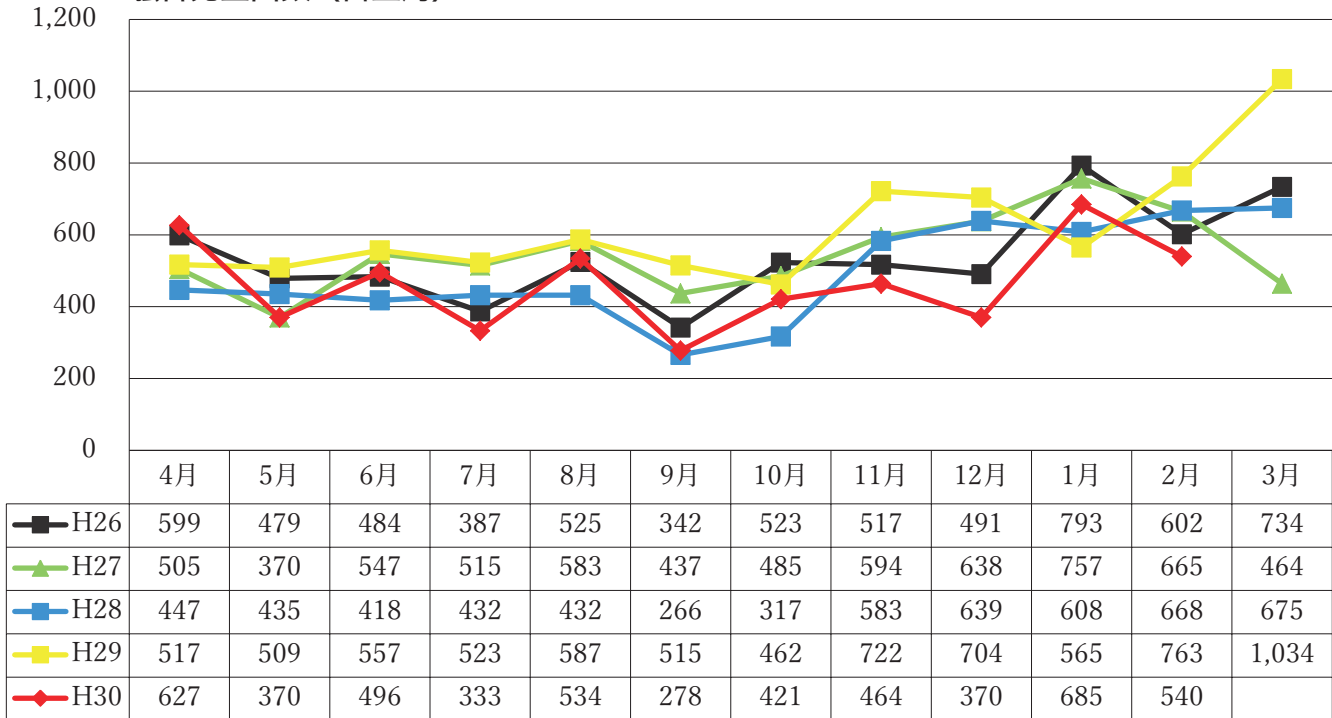


騒音発生回数 (知花局)

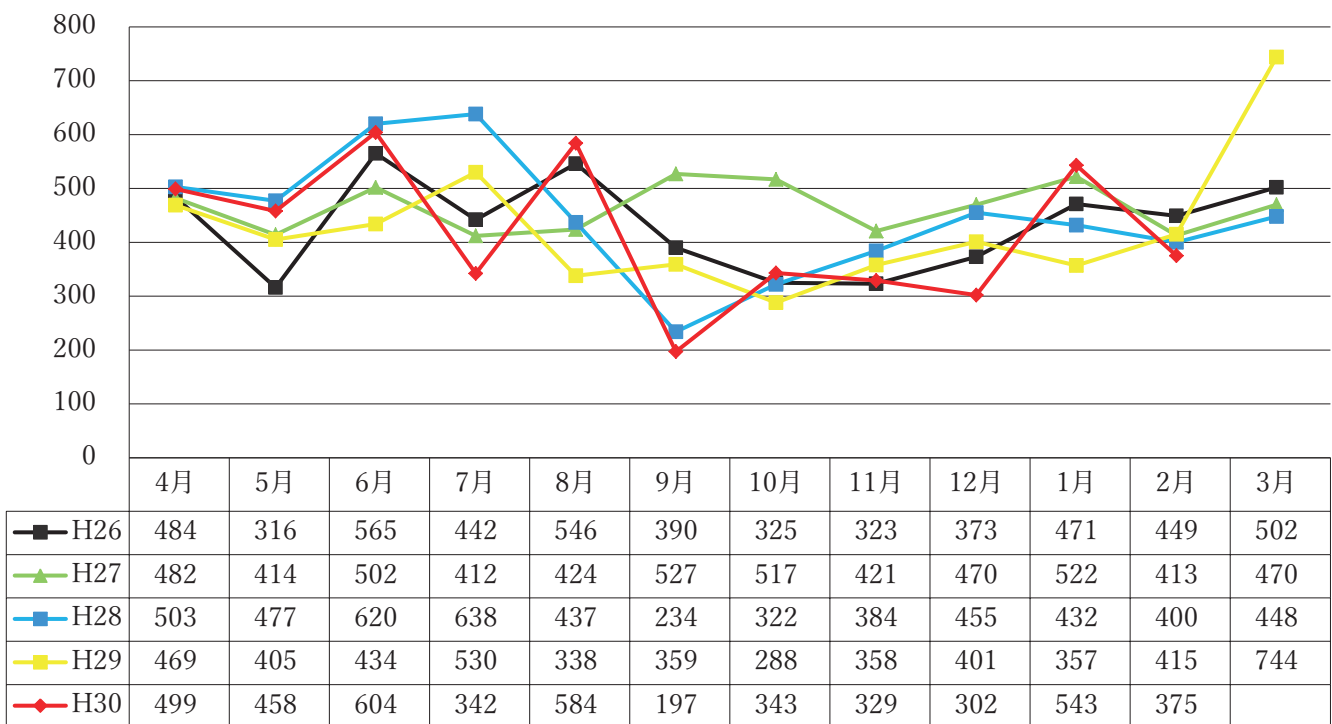


■沖縄市内 6 局の 5 年間の騒音発生回数の比較グラフ

騒音発生回数（宮里局）

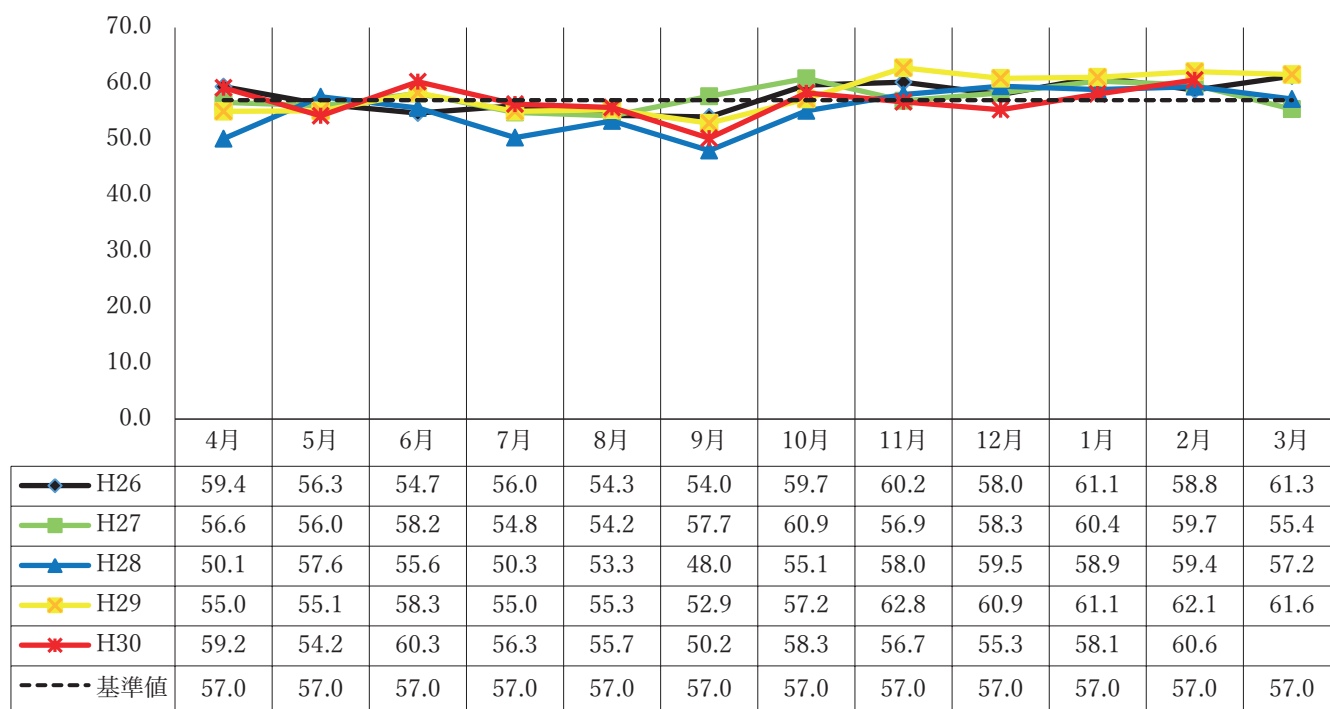


騒音発生回数（比屋根）

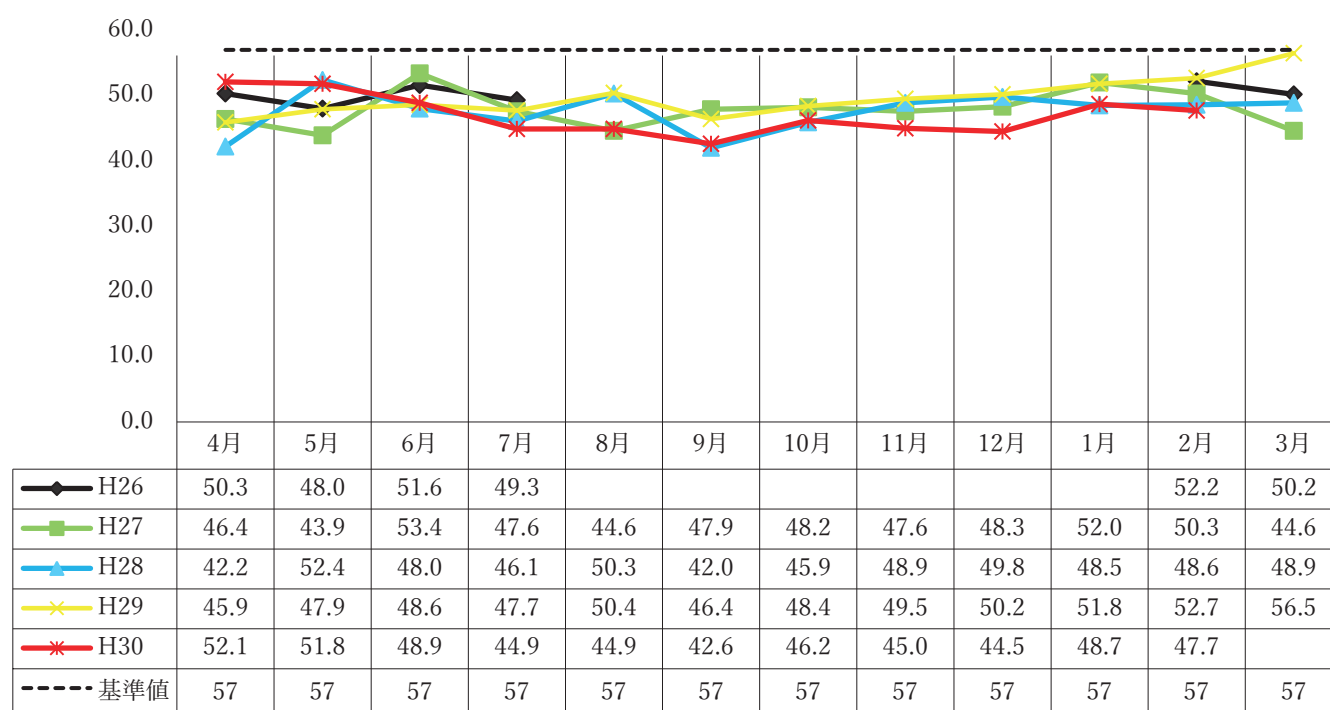


■ 沖縄市内 6 局の 5 年間の L_{den} ※1 の比較

北美局



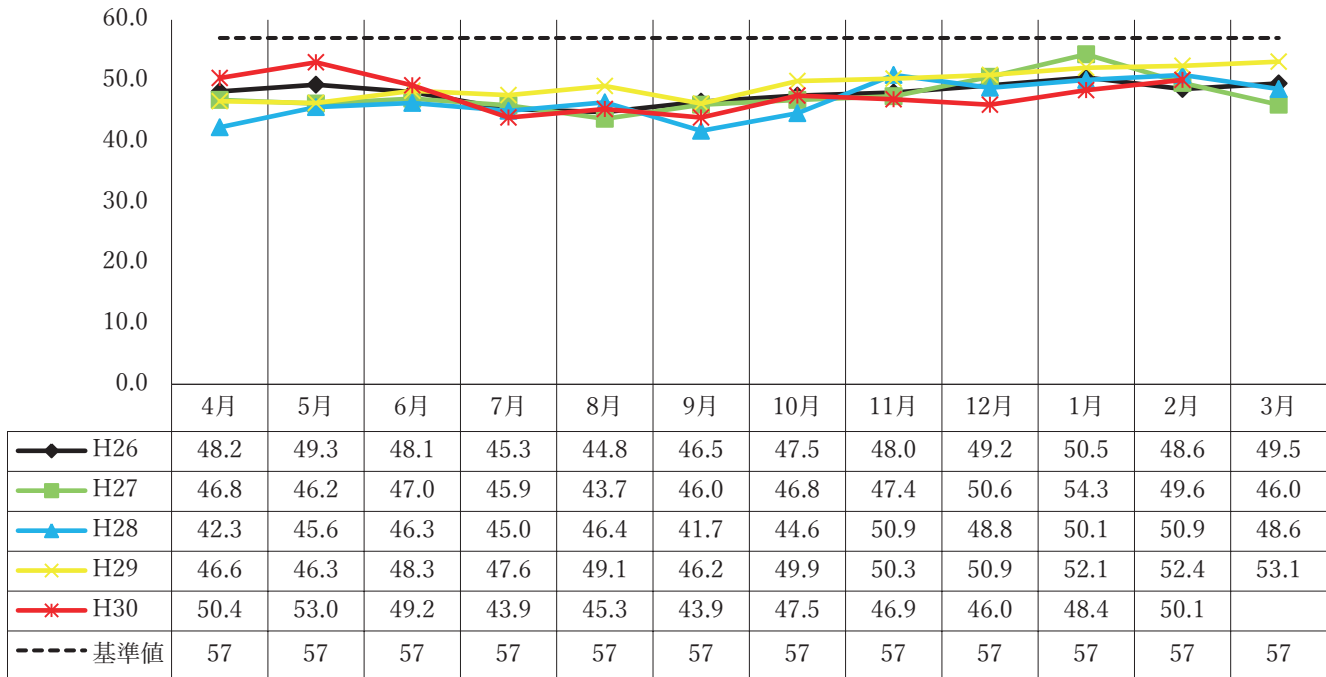
コザ局



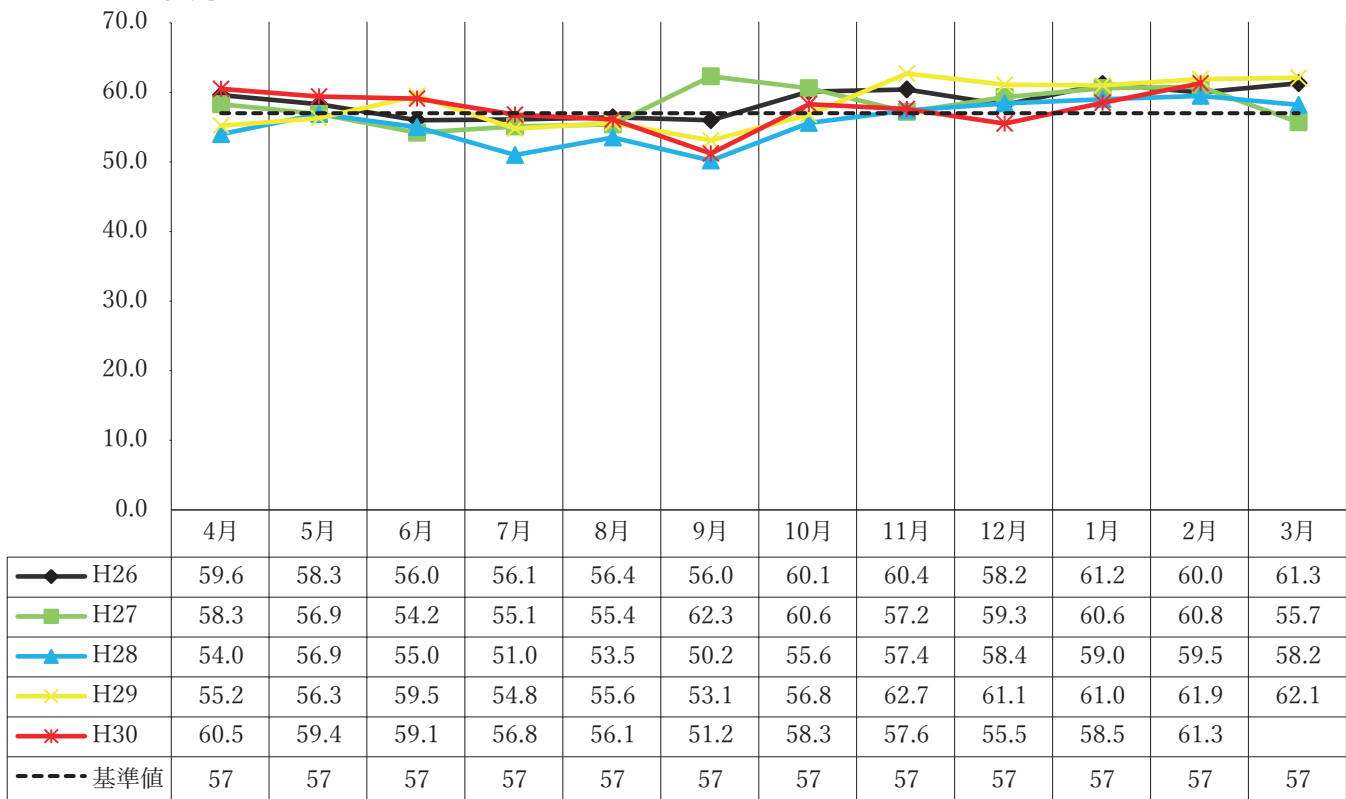
※H 26年 7月までは八重島公民館で測定、その後コザ小学校へ移設し、2月に測定開始のため、8月～1月までのデータは欠損となっている。

沖縄市内6局の5年間の L_{den}^{*1} の比較

山内局



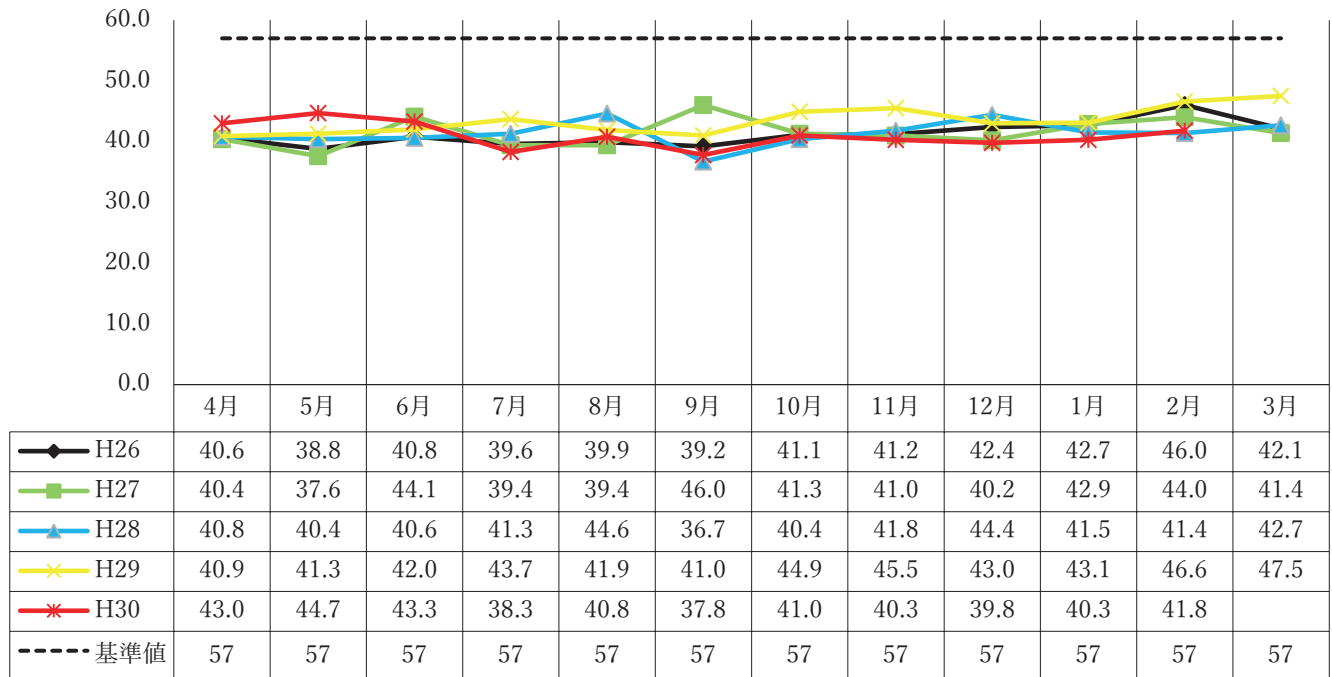
知花局



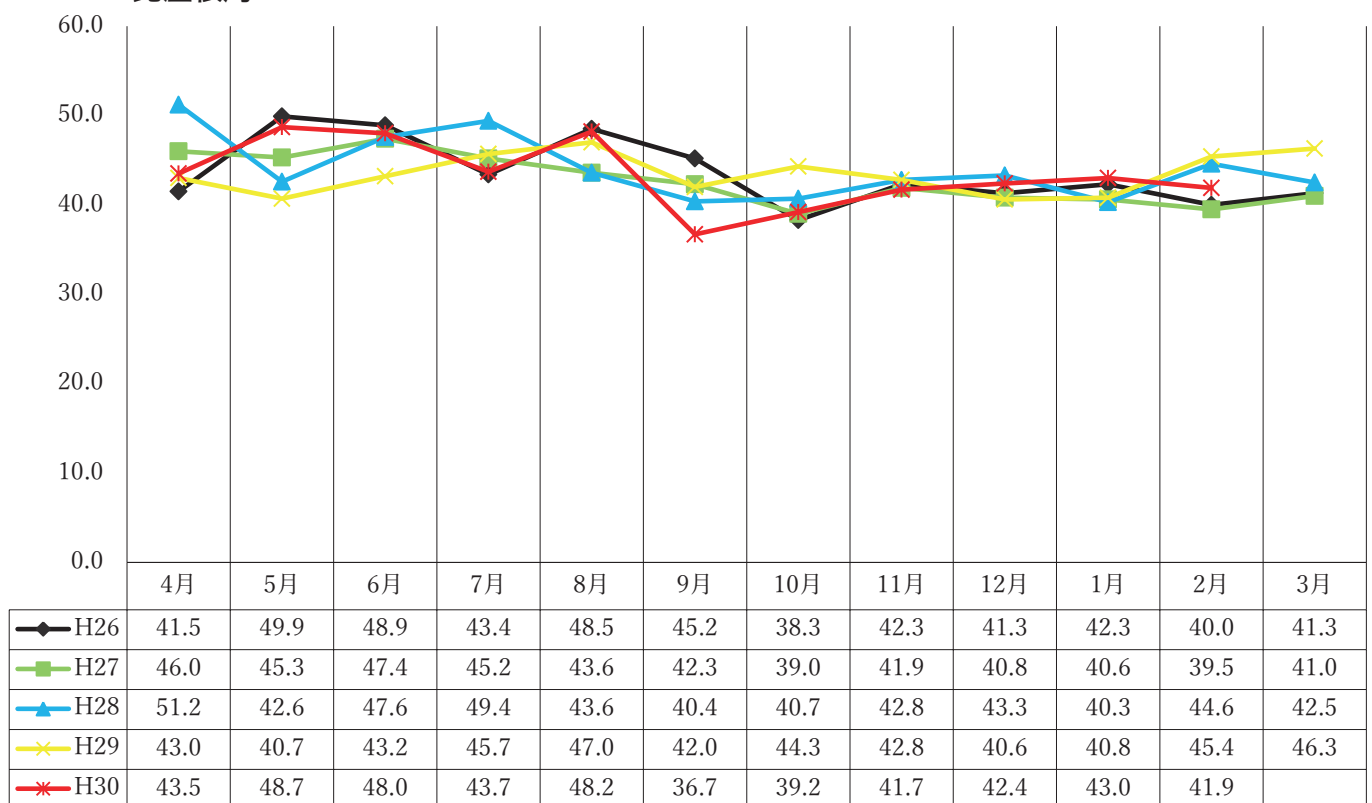
※1 L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

1日の間に観測された個々の航空機騒音の単発騒音レベル(L_{AE})を昼・夕・夜の時間帯別に補正した後にエネルギー加算し、1日の時間平均をとってレベル表示したものをいう。単位はデシベル(dB)。
 L_{den} の d は *day*、 e は *evening*、 n は *night* を表す。昼夕夜平均騒音レベルともいう。

宮里局



比屋根局



※比屋根局は環境基準の類型未指定となっているため基準値がない。

(4) 三連協と第18航空団との意見交換について

これまで嘉手納飛行場における三市町連絡協議会（三連協）では嘉手納基地から発生する航空機騒音被害の軽減を図るべく、沖縄市、嘉手納町、北谷町の基地関係職員が嘉手納飛行場の周辺三カ所（嘉手納町・道の駅、沖縄市・コリンザ、北谷町・ニライセンター）で目視調査を行い、戦闘機等の離発着回数や騒音を観測し、第18航空団に対し抗議要請に繋げるべく取り組んでまいりました。

しかし2017年度は、嘉手納基地に外来機が頻繁に飛来し、あまりの騒音被害から周辺の地域住民よりこれまでにない切実な苦情が増加しました。この騒音被害の増加の原因を探るべく三連協による新たな調査が始まりました。調査の結果、騒音の原因が外来機による嘉手納飛行場の場周経路の逸脱が主な苦情要因の一つという事がわかりました。同時にこれまでにない地域からの騒音苦情も増えている実態が浮き彫りになりました。

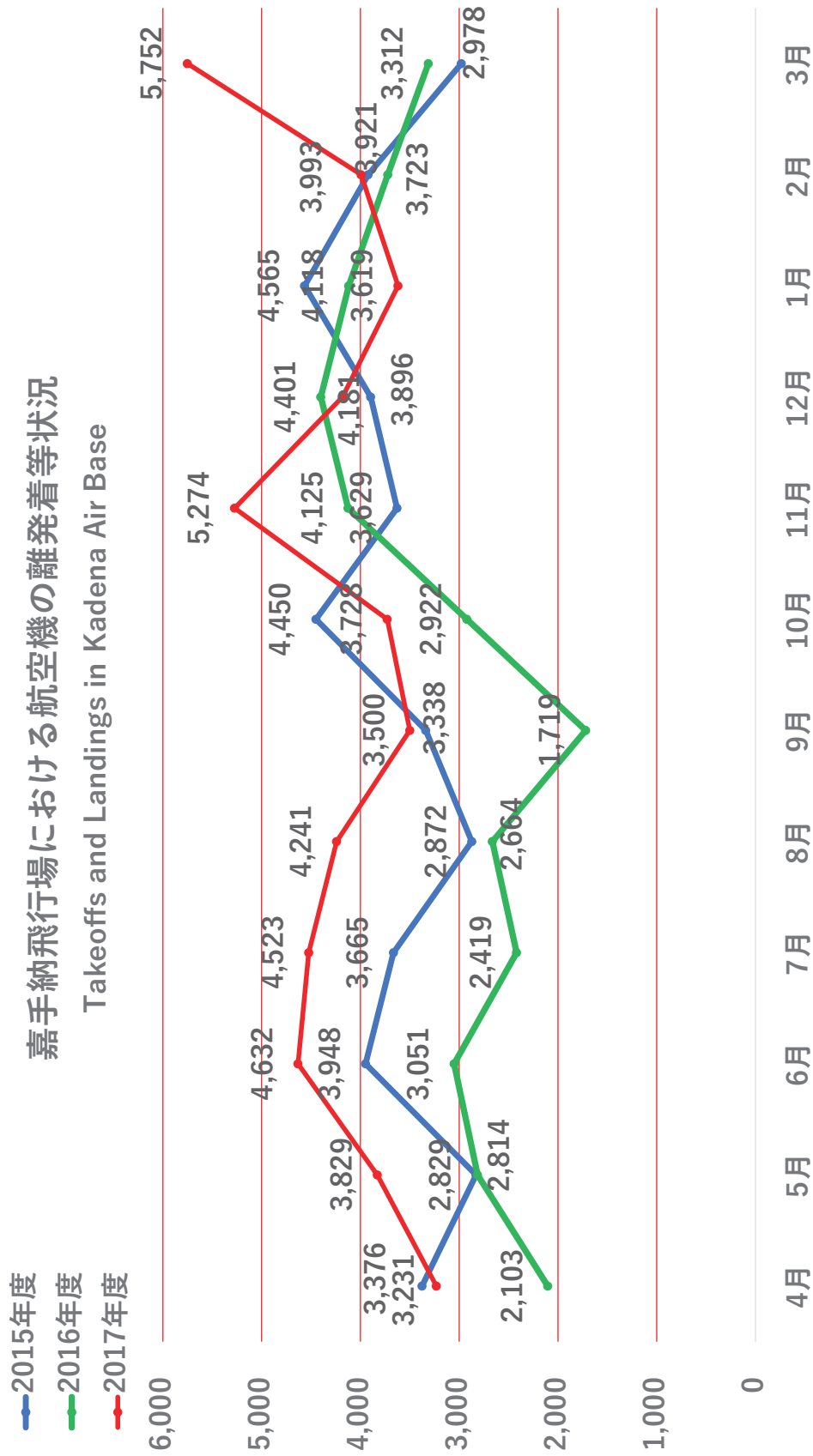
またこれまでの目視調査や抗議要請だけではなく、主な場周経路の逸脱に関し嘉手納基地司令官の裁量の範囲内で騒音被害軽減に繋がる手法がとれないかどうか、第18航空団に対し意見交換の場を設けられないか三連協より申し入れたところ、第18航空団の任務支援軍司令官等が快く対応して頂きました。今回はその際に使用した三連協が作成したプレゼンテーションの内容の一部をご紹介します。



三連協：第18航空団との意見交換会
Trilateral Liaison Council: Exchange of
Opinions with the 18th Wing
(航空機騒音等)
(Regarding Aircraft Noise, etc.)

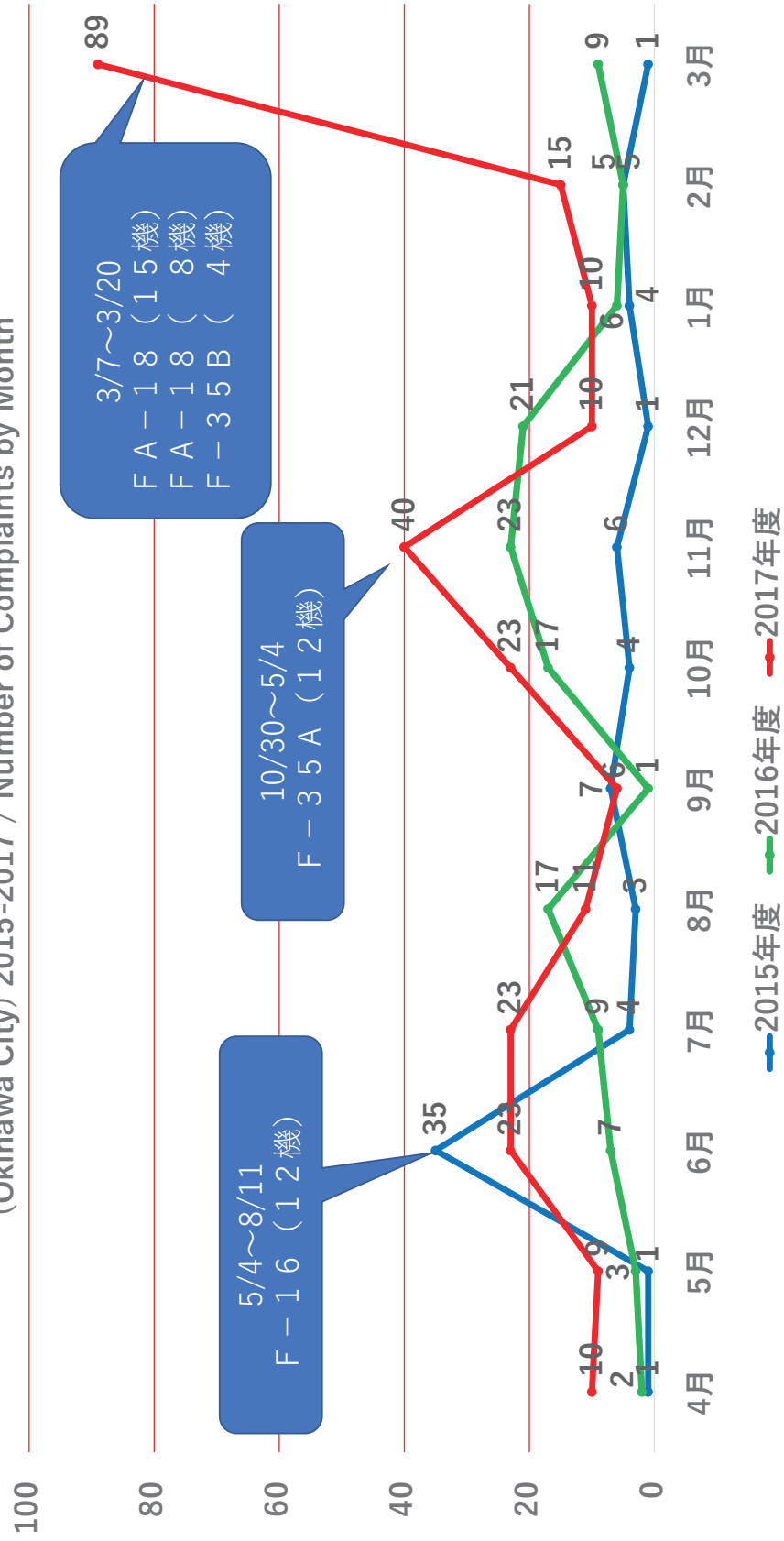
日時：平成30年11月7日（水）

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会



解説) これは沖縄防衛局が観測しております嘉手納飛行場における航空機の離発着回数を示したグラフです。まず2015年の月別の状況を表しております。私どもの会計年度は4月から翌年度の3月までを一年間(米側は9月開始)としてグラフ化しております。青色が2015年度、6月、10月の離発着回数が増加しています。要因は外来機に飛来に伴い、常駐機の訓練も増加する傾向があります。次に緑色が2016年度です。前年より減少傾向にありますがこれは外来機の飛来が少なかったことに起因しているようです。最後に2017年度ですが、ここ数年で最も離発着回数が多い年となりました。特に11月にはF35が、3月にはF18等の外来機の飛来とともに常駐機の訓練もかなり増加しているのが確認できます。

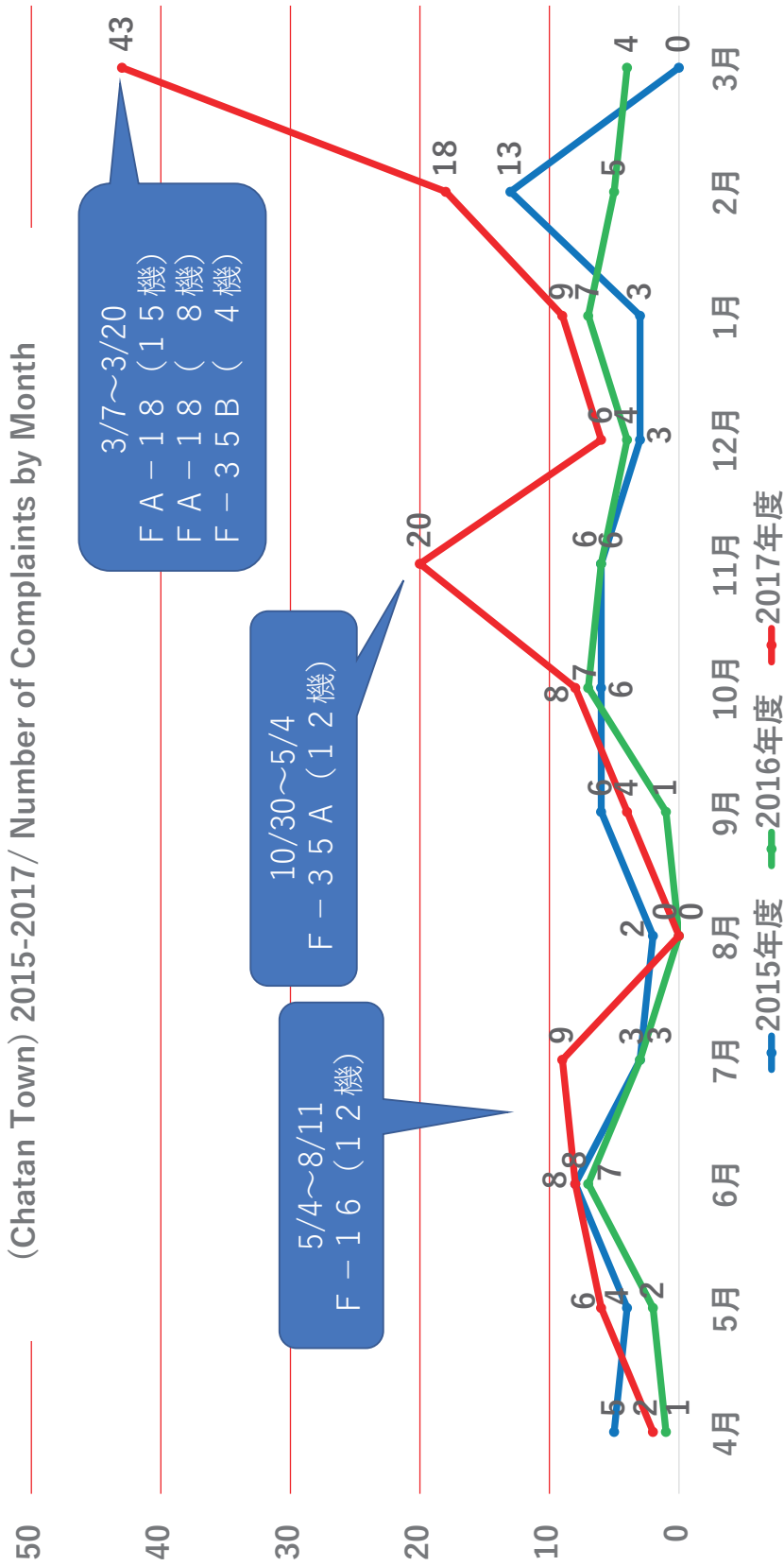
(OKINAWA CITY / 沖縄市) 2015~2017年 / 月別・苦情件数
 (Okinawa City) 2015-2017 / Number of Complaints by Month



解説) これは沖縄市における騒音苦情の件数です。先ほどの離発着回数と比例して苦情件数も増加しております。特に3月は、外来機が合計で39機集中して飛来した時期で、これまでに前例の無い切実な訴えが特徴的です。4月、7月近辺は県外、海外による訓練移転により苦情は減少しております。6月が増えているのはF-16 (コロラド州空軍)、11月はF-35A、FA-18、F-35Bの外来機が嘉手納飛行場へ飛来しております。

(CYATAN TOWN / 北谷町) 2015~2017年 / 月別・苦情件数

(Chatan Town) 2015-2017 / Number of Complaints by Month



解説) こちらは北谷町の騒音苦情の状況を示したものです。沖縄市の状況と類似しております。これは嘉手納飛行場の場周経路の逸脱コースが北谷町と沖縄市の同様な騒音被害を及ぼしていることがわかります。

主な苦情内容

- 朝の6時45分から午後8時まで爆音が続いており耳鳴りがし、ノイローゼになりそうだ。
- また上空の爆音以外に、戦闘機のエンジン調整の音も爆音同様に騒音被害が酷い。
- 当事者意識を持つよう三連協の首長も国の役員も現場で実際に体験すべきだ。机上で片づけるな！
- 2か月の赤ちゃんの耳に綿を詰めて爆音にびっくりして飛び起きぬよう苦心している。それでも泣き止まない状態が続いている。
- 子供が補聴器を付けているが、戦闘機の音がうるさ過ぎて震えている。健常者でもうるさいのに、補聴器を付けている人はもっと大変ですよ。
- 保育園の子供達が爆音を怖がって園庭に出ようとしないう。 （授業の中断あり、教育行政これでもいいのか！）



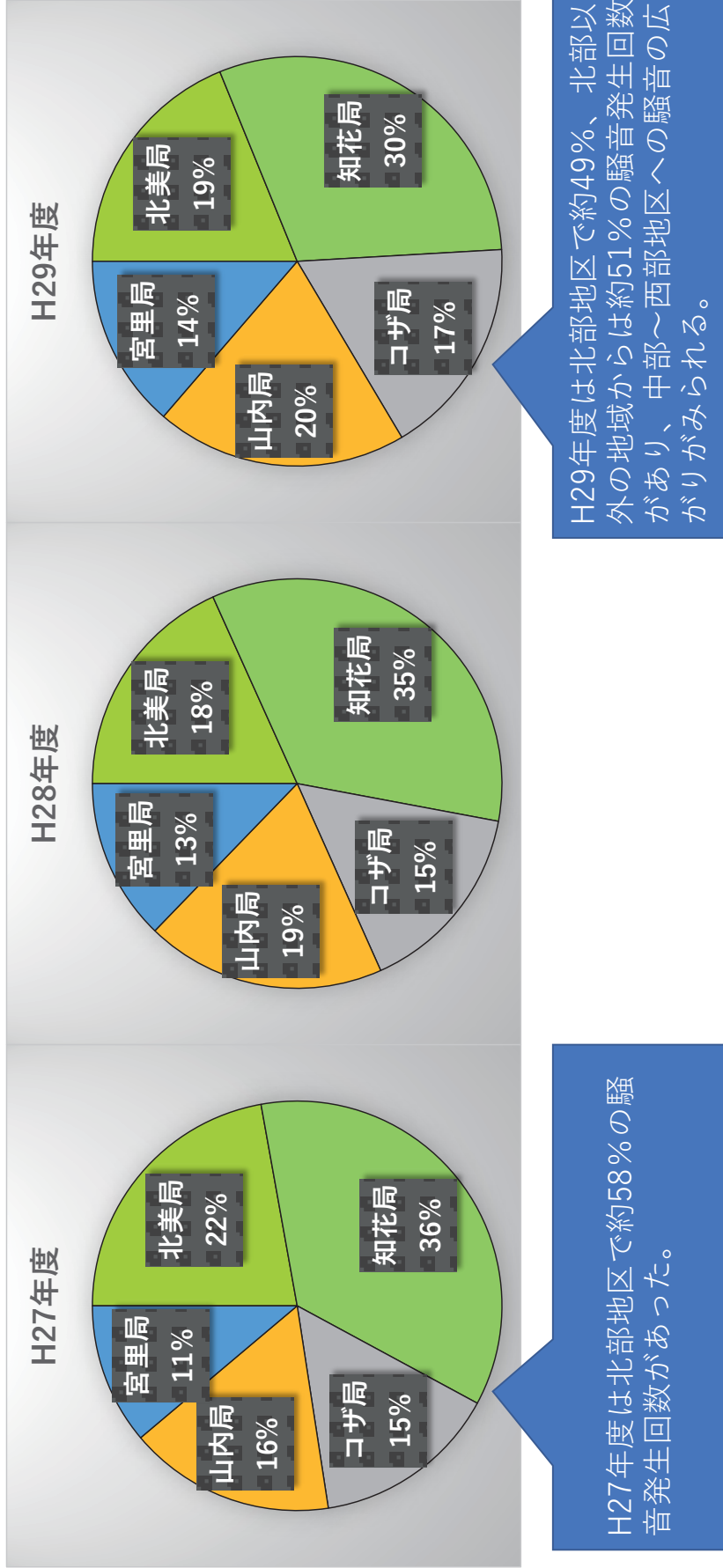
解説) これは地域住民からの切実な訴えの現状です。これまでにない切実な内容が語られています。紙面の都合上、ここに紹介するのは一部ですが訴えのごく一部であり直接苦情電話をしなくともかなりの騒音被害を感じていらっしゃる市民は多数いると感じております。何と少しでも被害軽減が図られるよう行政の不断の努力が求められています。



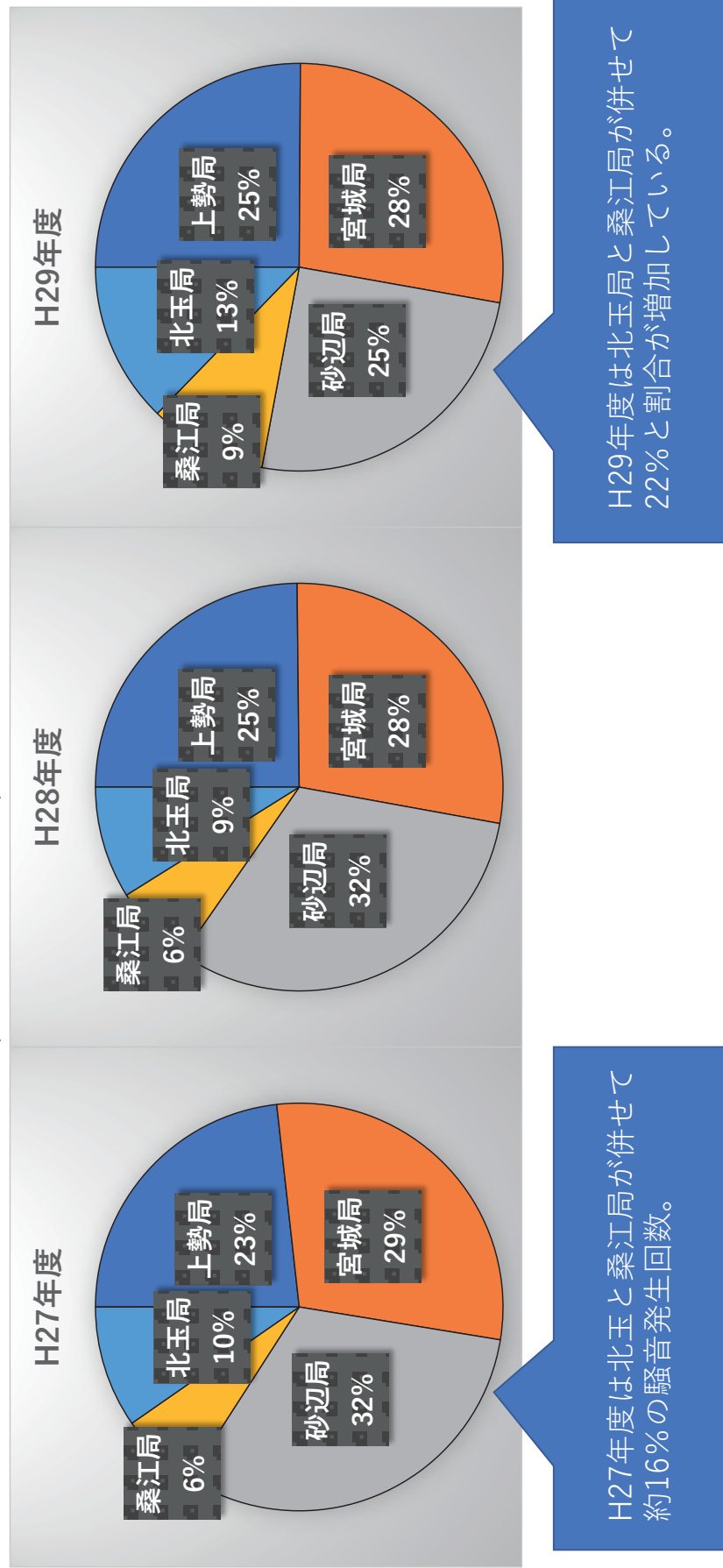
解説) 赤丸の部分に航空機騒音の観測装置が設置されております。これらは一市二町だけではなく県が設置した航空機騒音観測装置も含まれております。

H27年度～H29年度の3月の騒音発生回数の局別の割合

(沖縄市) Rate of aircraft noise occurrences by district in March of the Fiscal Year 2015-2017. (Okinawa City)



H27年度～H29年度の3月の騒音発生回数別の割合 (北谷町) Rate of aircraft noise occurrences by district in March of the Fiscal Year 2015-2017. (Chatan Town)



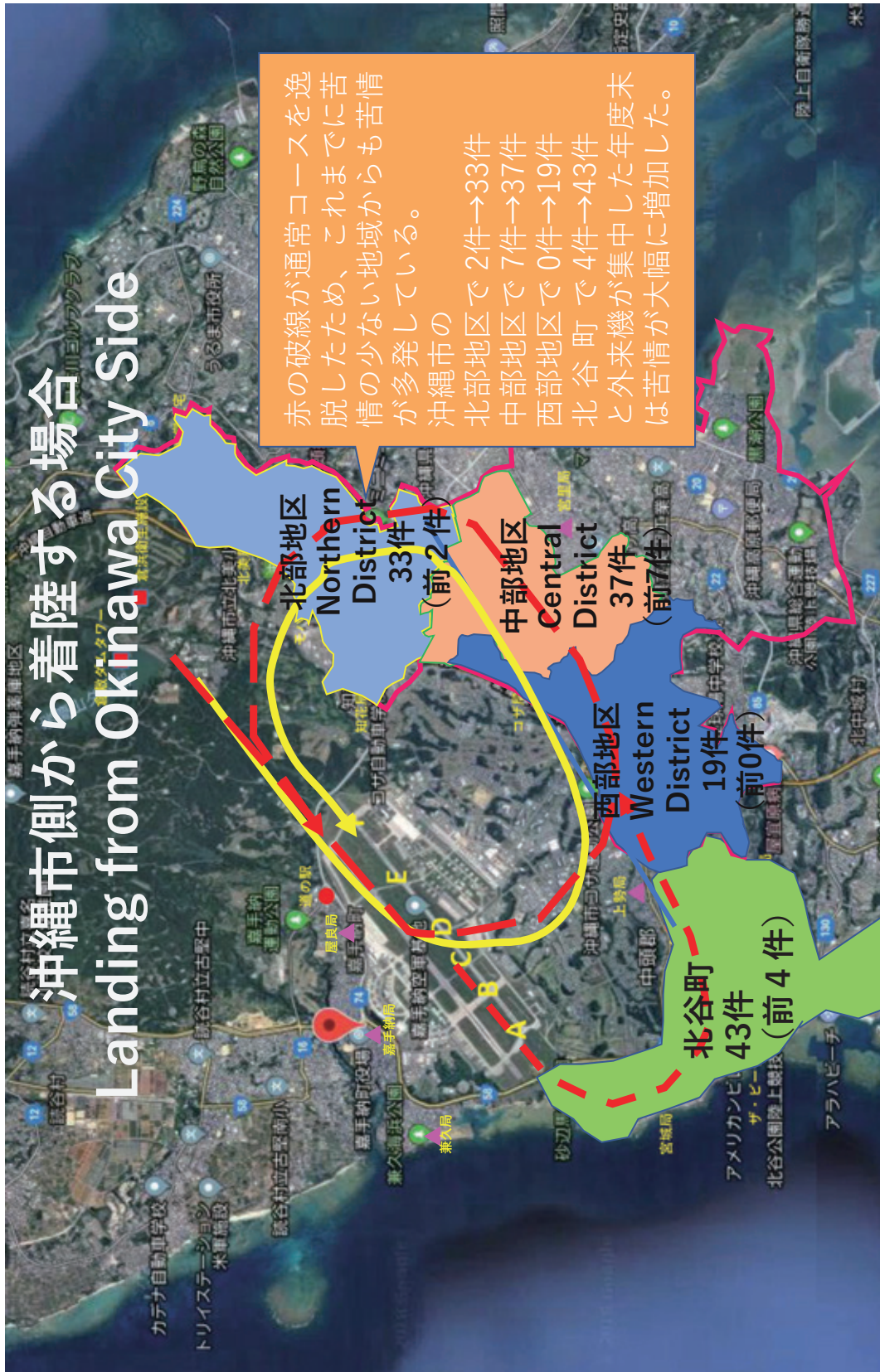
沖繩市側から着陸する場合 Landing from Okinawa City Side

赤の破線が2017年3月時の
飛行コース
March '17 flight course

黄色の破線が通常の飛行コース
Normal flight course

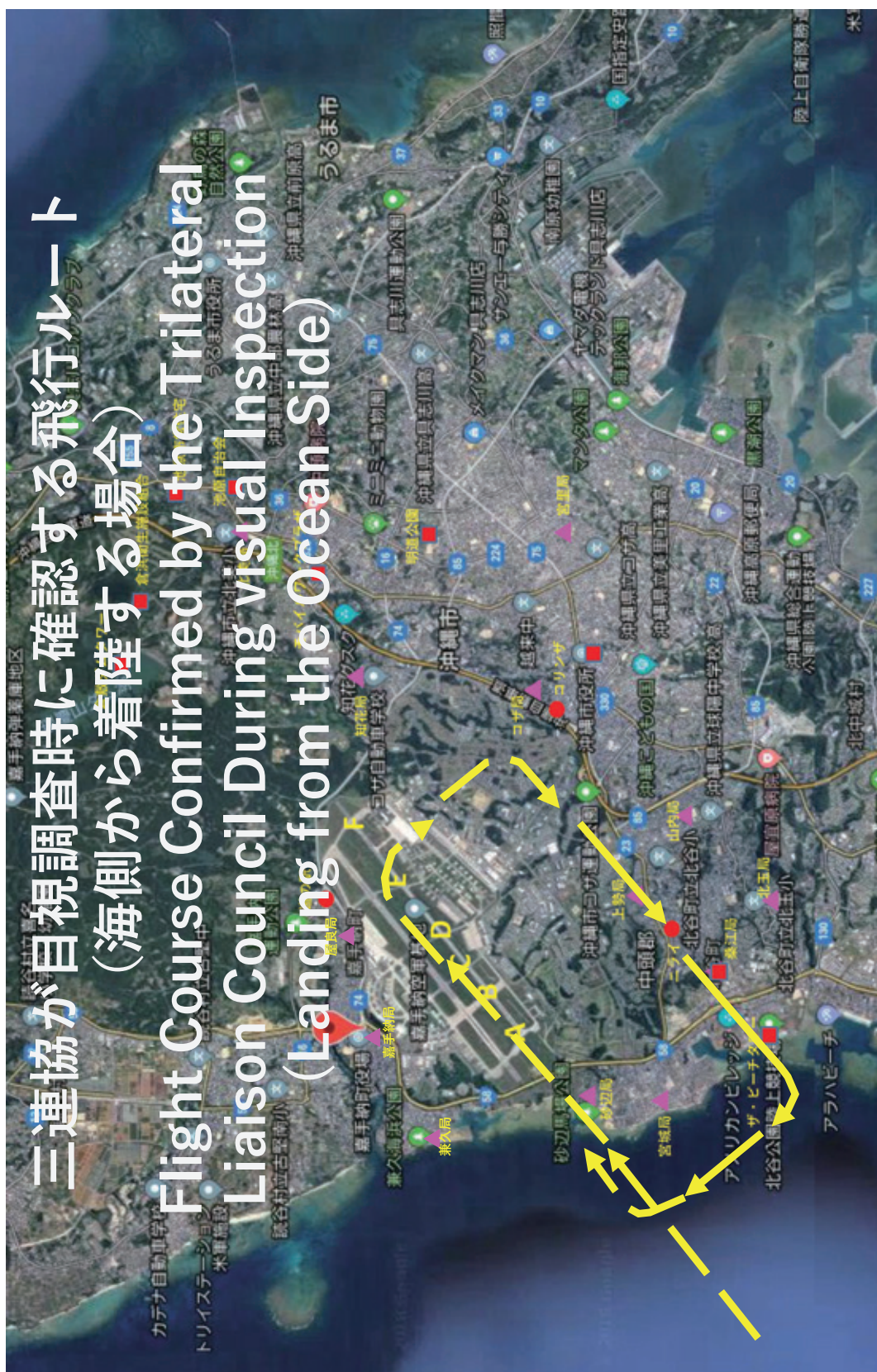


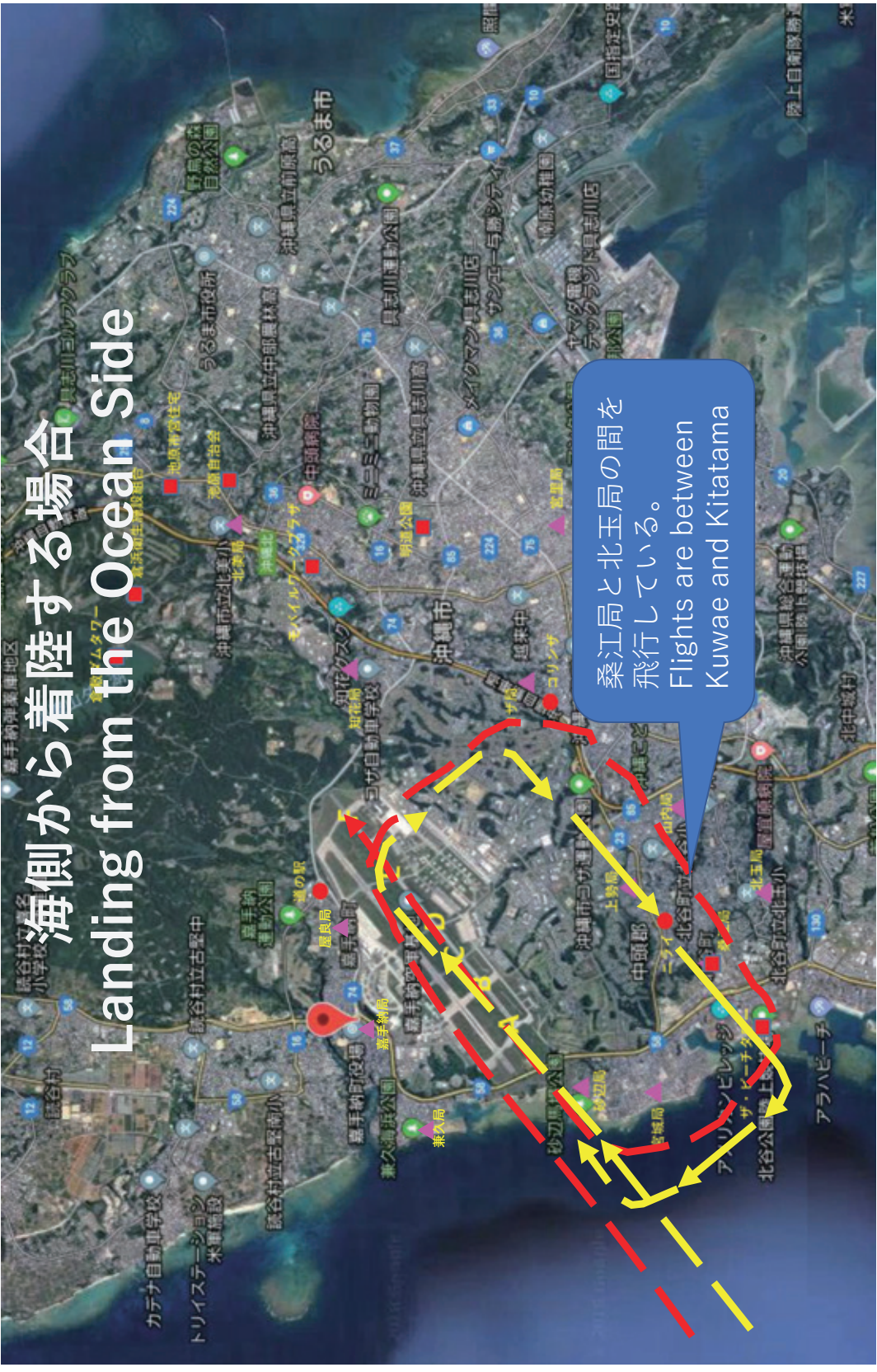
沖縄市側から着陸する場合 Landing from Okinawa City Side



三連協が目視調査時に確認する飛行ルート (海側から着陸する場合)

Flight Course Confirmed by the Trilateral Liaison Council During Visual Inspection (Landing from the Ocean Side)





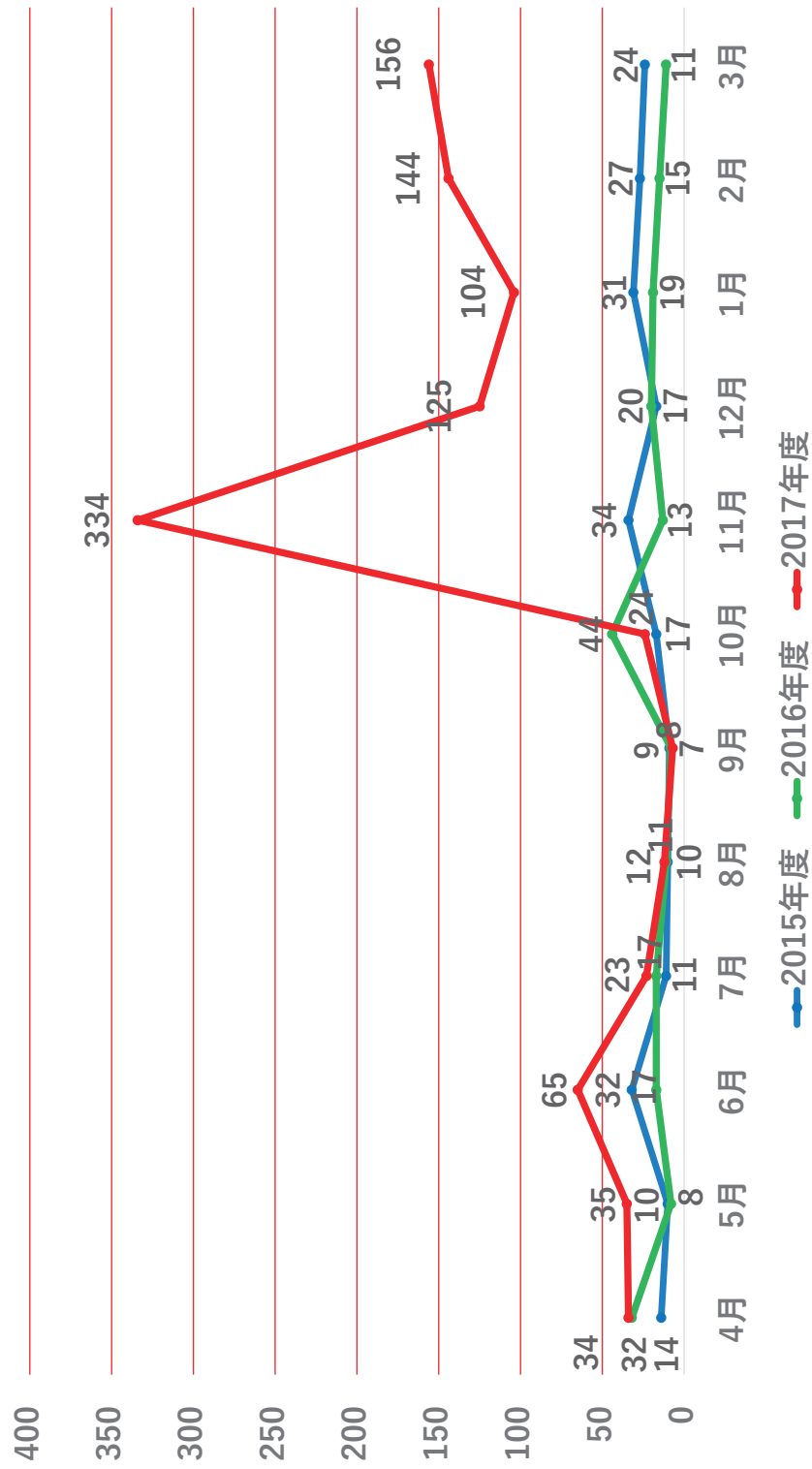
海側から着陸する場合 Landing from the Ocean Side

桑江局と北玉局の間を
飛行している。
Flights are between
Kuwae and Kitatama

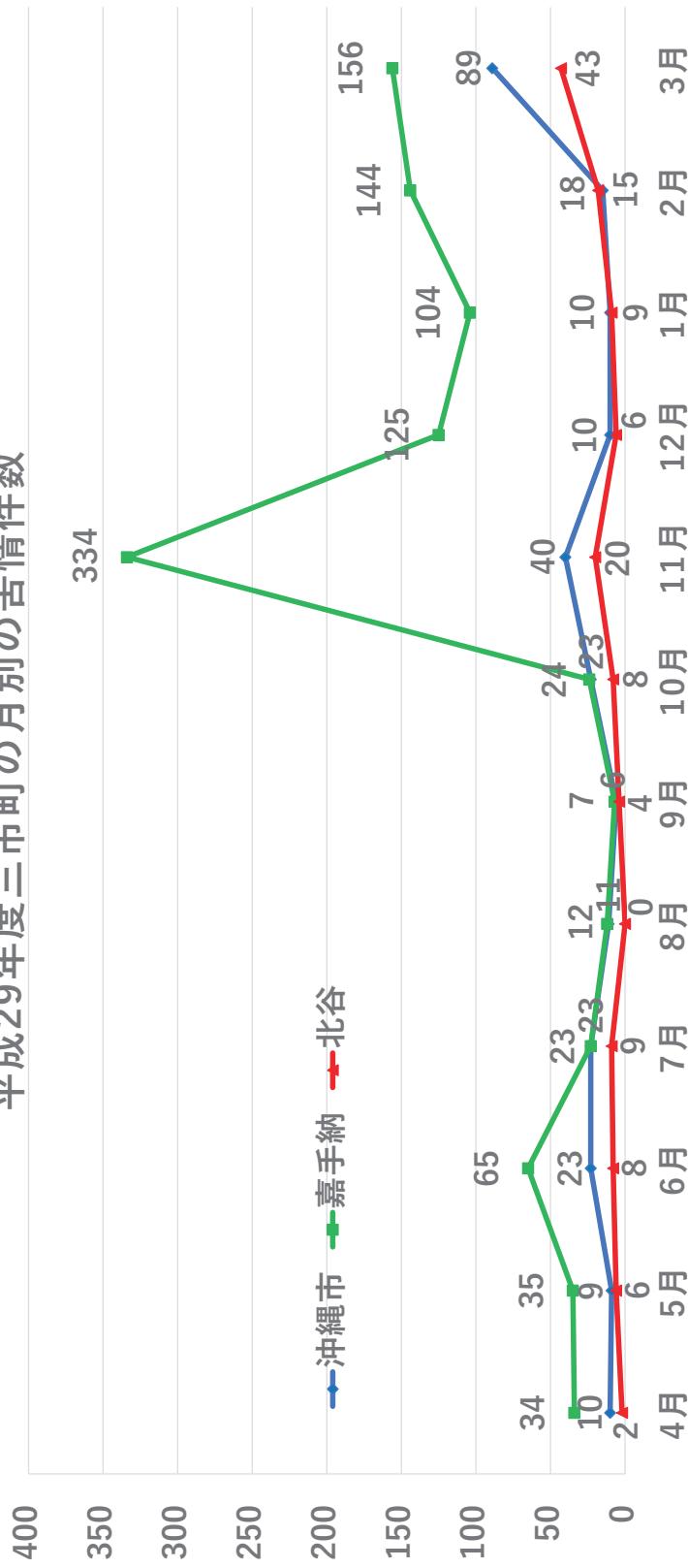
沖縄市内における3月に苦情件数が多かった地域 Districts in Okinawa City with the Highest Number of Complaints in March



(嘉手納町) 年度月別の苦情件数 (嘉手納)

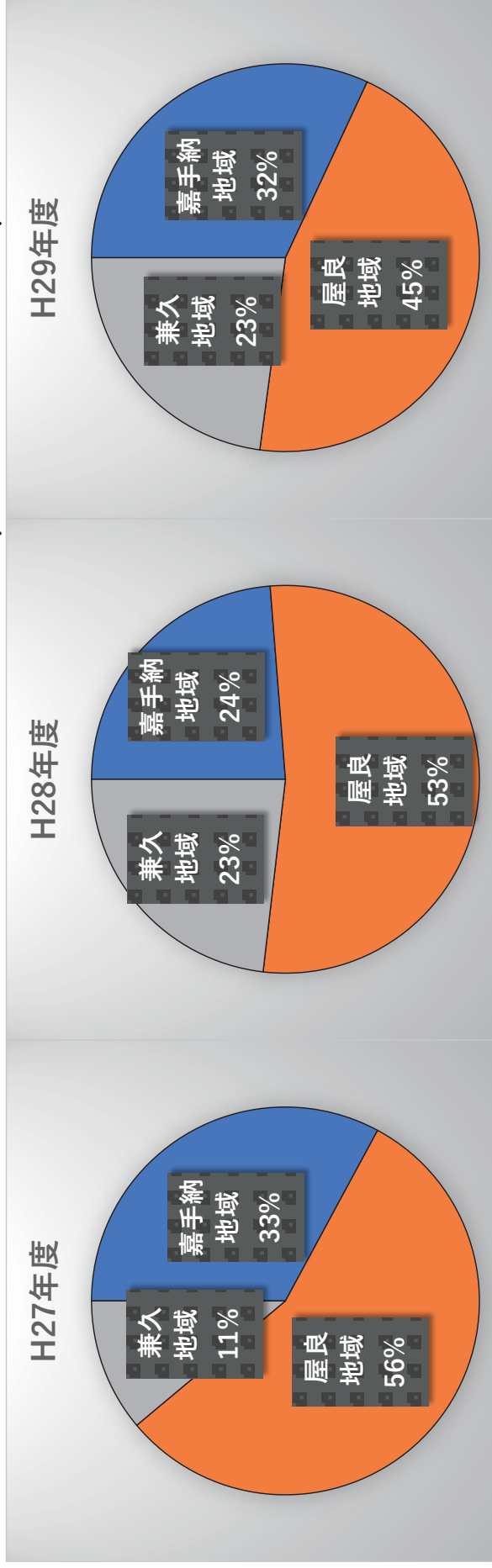


平成29年度三市町の月別の苦情件数



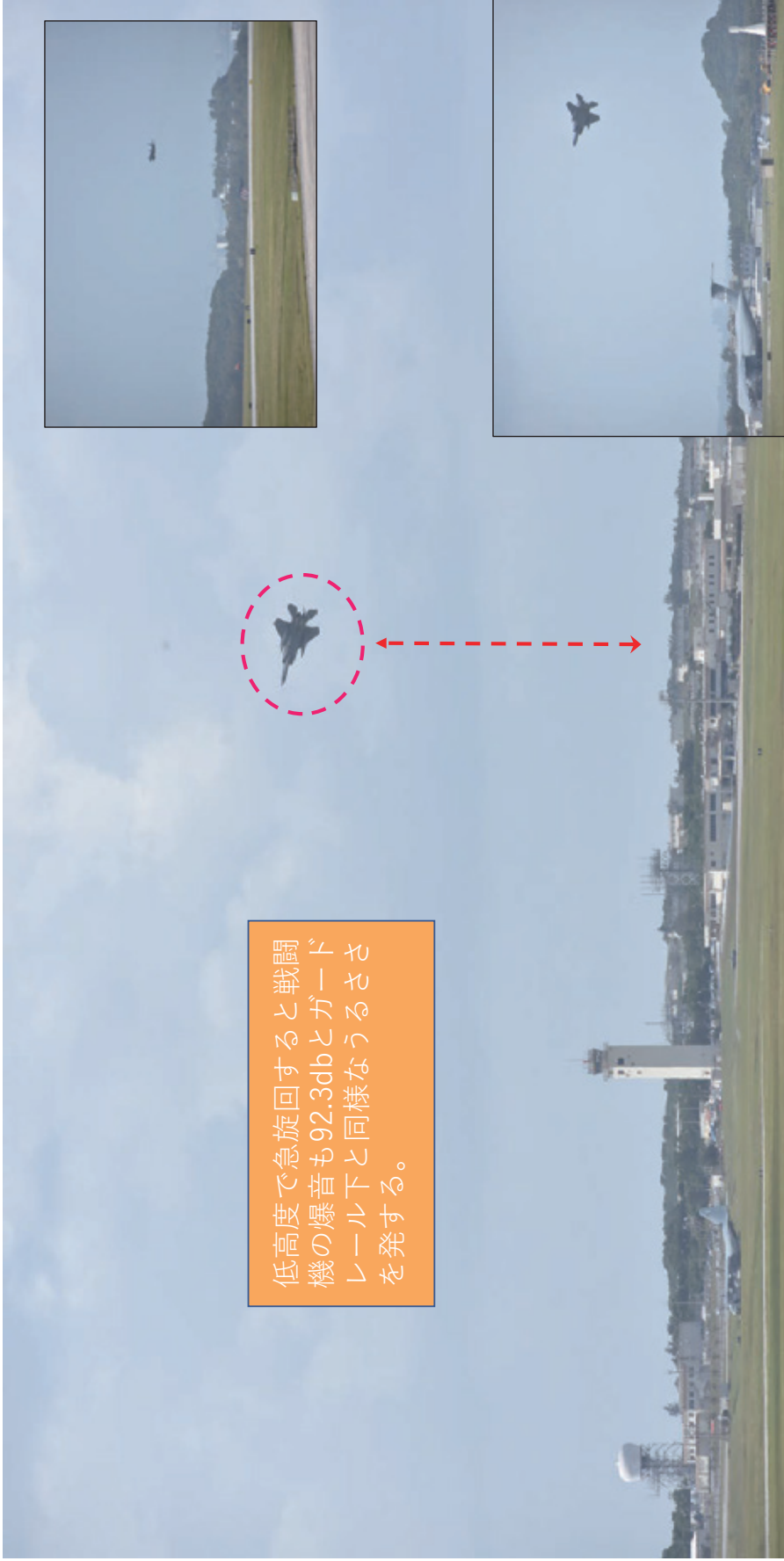
H29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
常駐機	4/20~5/8訓練移転			7/7~7/14訓練移転								
外来機		5/4~8/11コロナ州飛来							10/30~5/4 F-35A 飛来		3/7~3/25 FA-18 15機 飛来	3/19~3/20 FA-18 8機 飛来 3-13~3/15 F-35B 4機 飛来

H27年度～H29年度の3月の騒音発生回数 の局別の割合 (嘉手納町) Rate of aircraft noise occurrences by district in March of the Fiscal Year 2015-2017. (Kadena Town)



※2017.1 嘉手納町の旧海軍駐機場が沖縄市側へ移転され運用が開始された。その影響もあって嘉手納町の屋良地域では騒音発生回数が減少しているものと思われる。しかし全体的な騒音発生回数も苦情件数もかなり高い傾向を示している。

LOW-APP (低高度急旋回) ⇒ 92.3 db

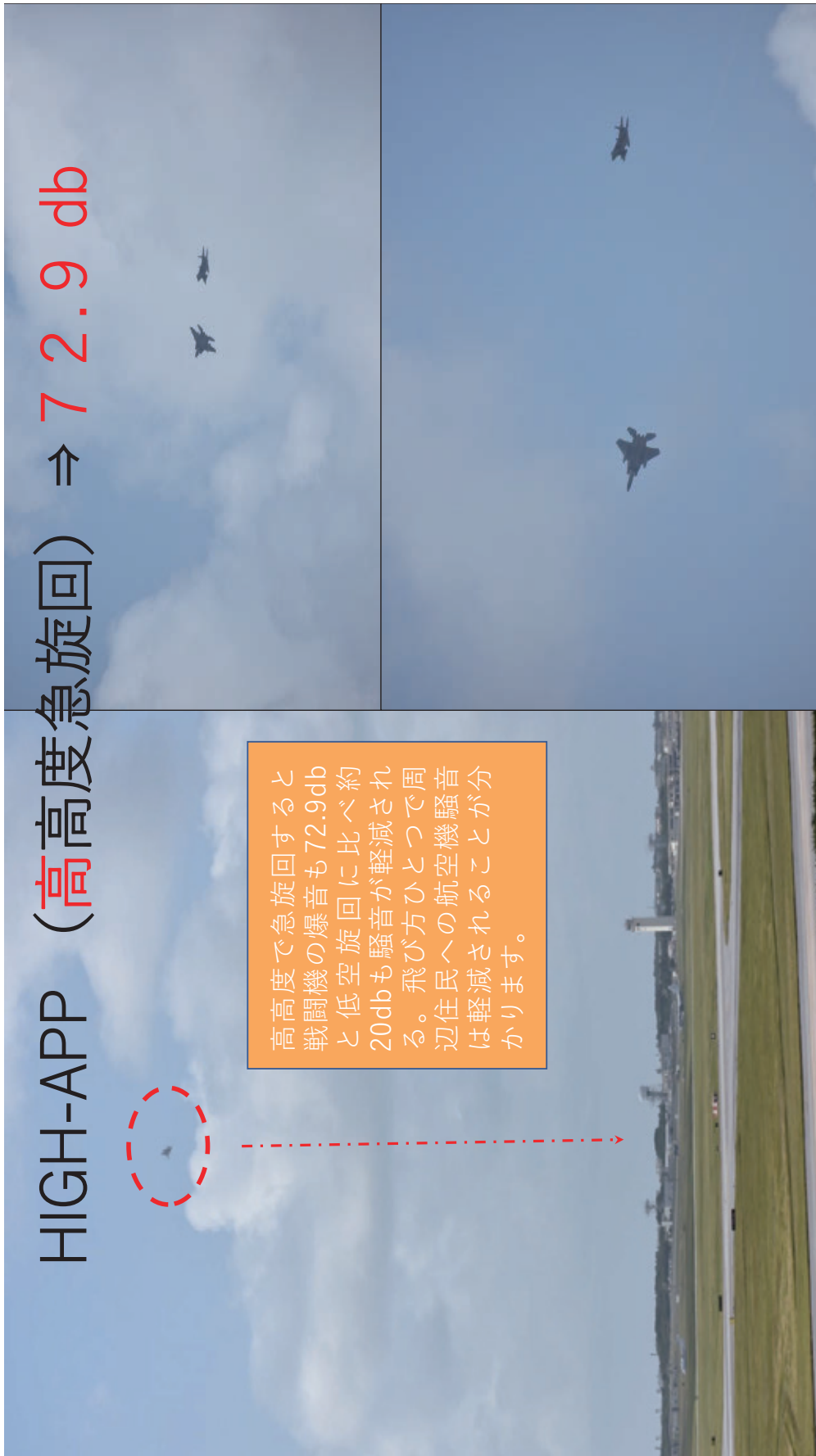


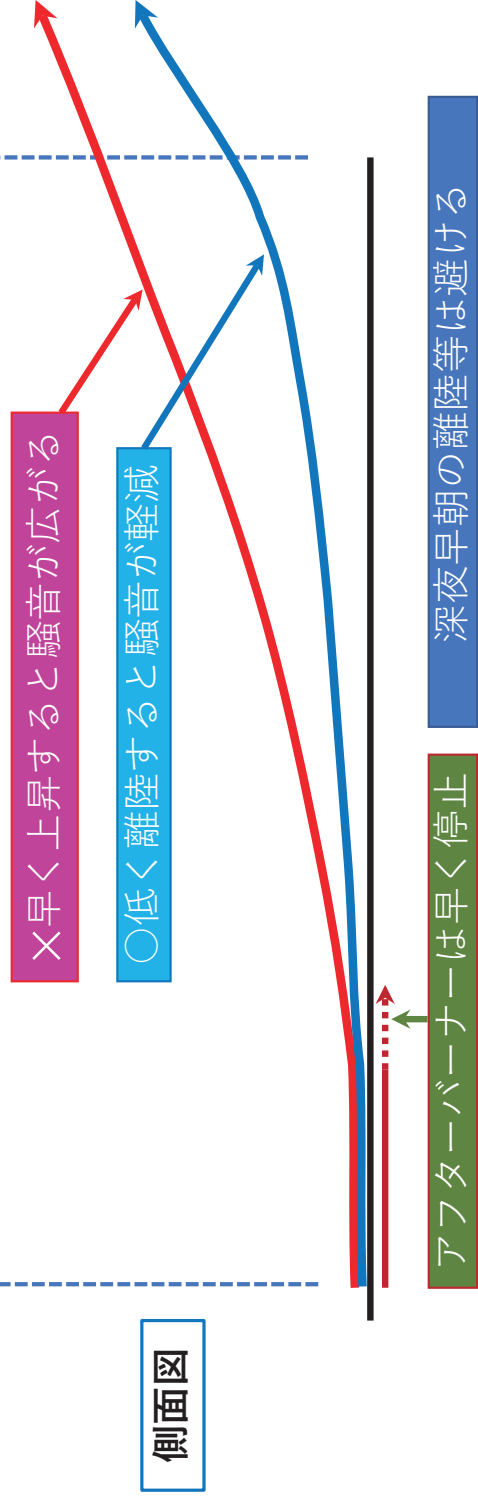
低高度で急旋回すると戦闘機の爆音も92.3dbとガードレール下と同様なうささを発する。

HIGH-APP (高度急旋回) ⇒ 72.9 db



高度で急旋回すると戦闘機の爆音も72.9dbと低空旋回に比べ約20dbも騒音が軽減される。飛び方ひとつで周辺住民への航空機騒音は軽減されることが分かります。

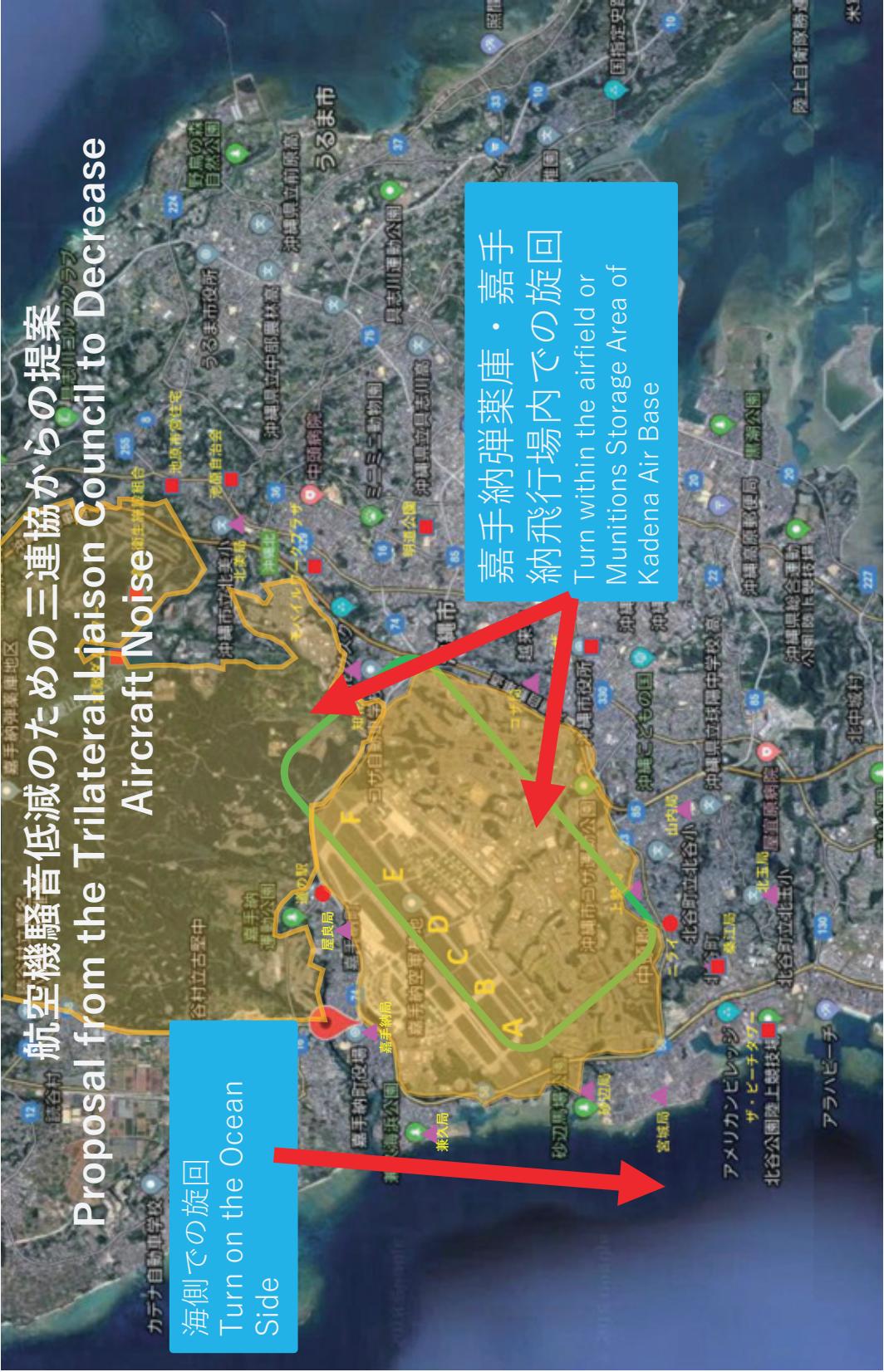




航空機騒音低減のための三連協からの提案
 Proposal from the Trilateral Liaison Council to Decrease
 Aircraft Noise

海側での旋回
 Turn on the Ocean
 Side

嘉手納弾薬庫・嘉手納飛行場内での旋回
 Turn within the airfield or
 Munitions Storage Area of
 Kadena Air Base



【まとめ Summary】

1) これまででない地域住民からの苦情が増加している。

The number of complaints from local residents is unprecedented.

2) 要因は外来機の場周経路が常駐機（F-15）の場周経路を大きく逸脱。

This is due to transient aircraft traffic patterns largely deviating from permanent aircraft (F-15) traffic patterns.

3) 常駐機同様に場周経路を順守できないか。

Is it possible for transient aircrafts to comply with permanent aircraft traffic patterns?

4) 以前に高高度着陸による騒音軽減策の説明があったが、それは常駐戦闘機のみか？

Was the previous explanation for noise reduction measures for high altitude landing for permanent aircrafts only?

5) 外来機も同様に旋回時のバーナー使用を極力回避し、高高度着陸による騒音軽減策を図れないか？

Is it possible for transient aircrafts to avoid using burners when turning as much as possible, and plan a similar measure noise reduction measure for high altitude landings?

※ 嘉手納飛行場における騒音規制措置

Noise Control Measures for Kadena Air Base

4. 責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。

The Commander will ensure the following matters.

a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。

To the extent compatible with the safety of the aircrafts and operational requirements, we will operate the aircrafts under our control to minimize noise as much as possible.

b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び騒音規制措置を常時見直す。

We will continuously review traffic patterns and noise reduction in order to reduce the burden of the local residents as much as possible.

第2項 嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設

(1) 嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設について

この頁は、移設受け入れについて市民周知を図る観点から「広報おきなわ」の記事と

区へ移設することにつきまして、これまで防衛大臣や防衛副大臣による現地視察や会談が行われたこと、また市の要請や地域課題の早期解決をはじめ、市の振興に資する事案等へのご尽力を頂くとともに、防衛省地方協力局をはじめとする協議会の設置等、国として積極的な支援を頂けることを確認いたしました。

また県知事との会談において、沖縄振興や基地の整理縮小の観点から嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設は確実に進められるべきであるが、一方では地元に対する政府の十分な配慮と支援が必要であること、また市の課題解決に県としての支援を頂けることについて共通認識を図ることもできました。

これまで、国や県等関係機関との調整をはじめ、市議会での一般質問等や地域、地権者等関係者の皆様のご意見を伺ってまいりました。その中で移設に対する様々な意見があり市長として厳しい選択ではありませんでしたが、決断の主要因として

二つ目に、地域課題の解決に向け具体的な措置（文化財調査、河川の暫定掘削工事、市北部域の複数箇所交通量調査等）が始まったこと、

二つ目に、国との協議会設置により市の課題解決や地域振興に資する事案に対し継続した協議が図られること、

三つ目に、市の振興発展に資する事案に対し防衛省の最大限の協力が得られること、

四つ目に、沖縄の振興発展や基地負担軽減の観点から、基地の整理縮小は進められるべきであること、

これらのことから「牧港補給地区の倉庫群の二部やキャンプ瑞慶覧のスクールバスサービス関連施設を、嘉手納弾薬庫地区の知花地区へ移設すること」について、市長として断腸の思いで受け入れることを決断いたしました。

またキャンプ瑞慶覧のロウワープラザの早期返還につきましても、今後とも引き続き求めていく所存でございます。つきましては市民の皆様や関係者の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

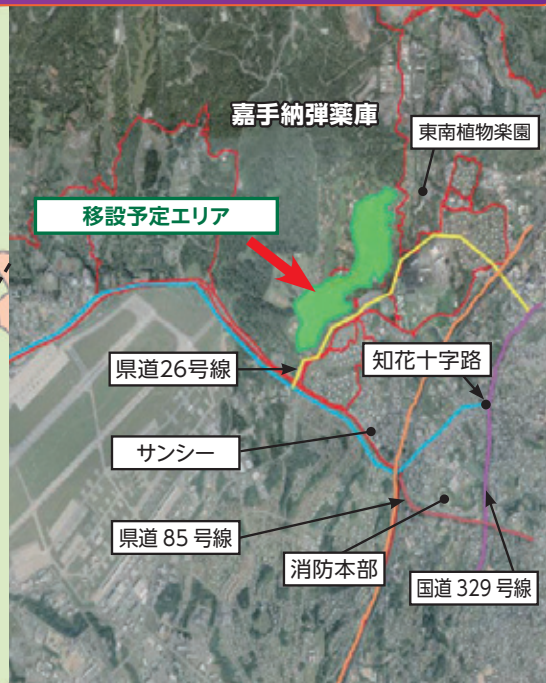
平成28年9月

沖縄市長 桑江 朝千夫

嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設の概要

【移設概要】

- キャンプ瑞慶覧のインダストリアル・コリドーに所在するスクールバスサービス関連施設を移設。
- 牧港補給地区から一般的な食品や生活物資等の倉庫、食品検査場、車両整備工場やクリーニング工場等を移設。



資料を掲載しております。

『嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設について』

市民の皆様が嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設についてお知らせいたします。

この移設につきましては、まず平成25年4月に日米両政府より「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、その中で、

牧港補給地区の倉庫群の一部及びキャンプ瑞慶覧のスクールバスサービスクラス施設を、嘉手納弾薬庫地区の知花地区へ移設する計画が示されました。

平成26年9月には沖縄防衛局よりマスタープランの移設概要説明が行われ、その後市では計画の詳細について情報収集を行うとともに、10月から11月にかけて、市と沖縄防衛局による市北部地域の各自治会へ説明会を行いました。

地域からは様々な不安や疑問が示され、また基地から派生する問題、長年の課題等について意見が交わされました。

平成27年9月の議会では、私の移設計画に対する基本的な考え方として、沖縄県の振興発展及び基地負担軽減の観点から統合計画の必要性は理

解できるものの、受け入れ側には様々な課題があり、それに対して国等がどのように対処していくのか、今後の動向を注視していくことをお示しました。

平成27年10月には、防衛副大臣及び沖縄防衛局長も相次いで来庁し、沖縄の基地負担軽減の観点から、改めて移設受け入れに対する市の理解と協力を求められたところです。

市からは、基地から派生する課題解決や市の振興発展に関する国の支援について防衛大臣宛に要請文書を手交しております。また今後の多岐にわたる課題解決のために、国と市で協議の場を持つことも確認しました。

本年4月から5月にかけて二回目の地域説明会が行われ、前回の地域から提起された課題の進捗やその後の対応について、市と沖縄防衛局による地域説明会が行われました。

説明会では、沖縄防衛局より交通渋滞が懸念される第3ゲートの交通量調査の結果や河川氾濫、基地から派生する

諸問題等への対応策が示されました。

しかし、いずれも地域から十分な理解を得られるものではなく、進捗の遅さや対応策の甘さが指摘され、さらに移設そのものに対する様々な意見も出る中、一方では、移設

に関して理解するものの地域振興に対する切なる訴えや生活に密着した諸問題への迅速な解決についての要望等、多岐にわたる意見が出されたところでございます。

本年8月には県知事と会談し、市からはこれまでの地域説明会の開催状況や地域課題について現状をご報告するとともに、その解決には国のみならず県の支援が必要であることを要請いたしました。また移設に対する知事のお考えとして、沖縄の振興発展や基地負担軽減の観点から嘉手納

より南の米軍施設・区域の返還は確実に進めていく必要があるが、一方で移設を受け入れる地元に対する政府の十分な支援と配慮が必要であること等を伺うことができました。

この度（平成28年8月19日）、防衛本省、沖縄防衛局、沖縄市による第1回協議会が東京で開催され、協議内容として河川氾濫や交通渋滞、環境問題その他基地から派生する諸問題への取り組みのほか、市の振興に資する1万人規模のアリーナ建設や池武当インターチェンジ等について協議していくこととなりました。

その後、防衛副大臣より協議会の協議事項を踏まえ会談の申し入れがあり、国として市の要請に対して、しっかりと支援していく事と、今後の個別事案につきましても協議会の場をもって進捗管理を行い、市の課題解決に向けご尽力頂けることを確認いたしました。

特に長年の地域課題でありました比謝川水系の河川氾濫対策では、本市の知花地区の住宅地域における床上浸水や農業用地の冠水等の被害に対する緊急対応策として、福地橋から約1kmの区間の暫定掘削工事が年度内に完了する予定です。

さらに比謝川水系の下流域を整備する上で課題となっていた嘉手納弾薬庫地区内の河川改修工事のための共同使用について、年度内に日米合同委員会へ諮るべく着々と準備

が整えられていることを防衛省や県から報告を受けております。

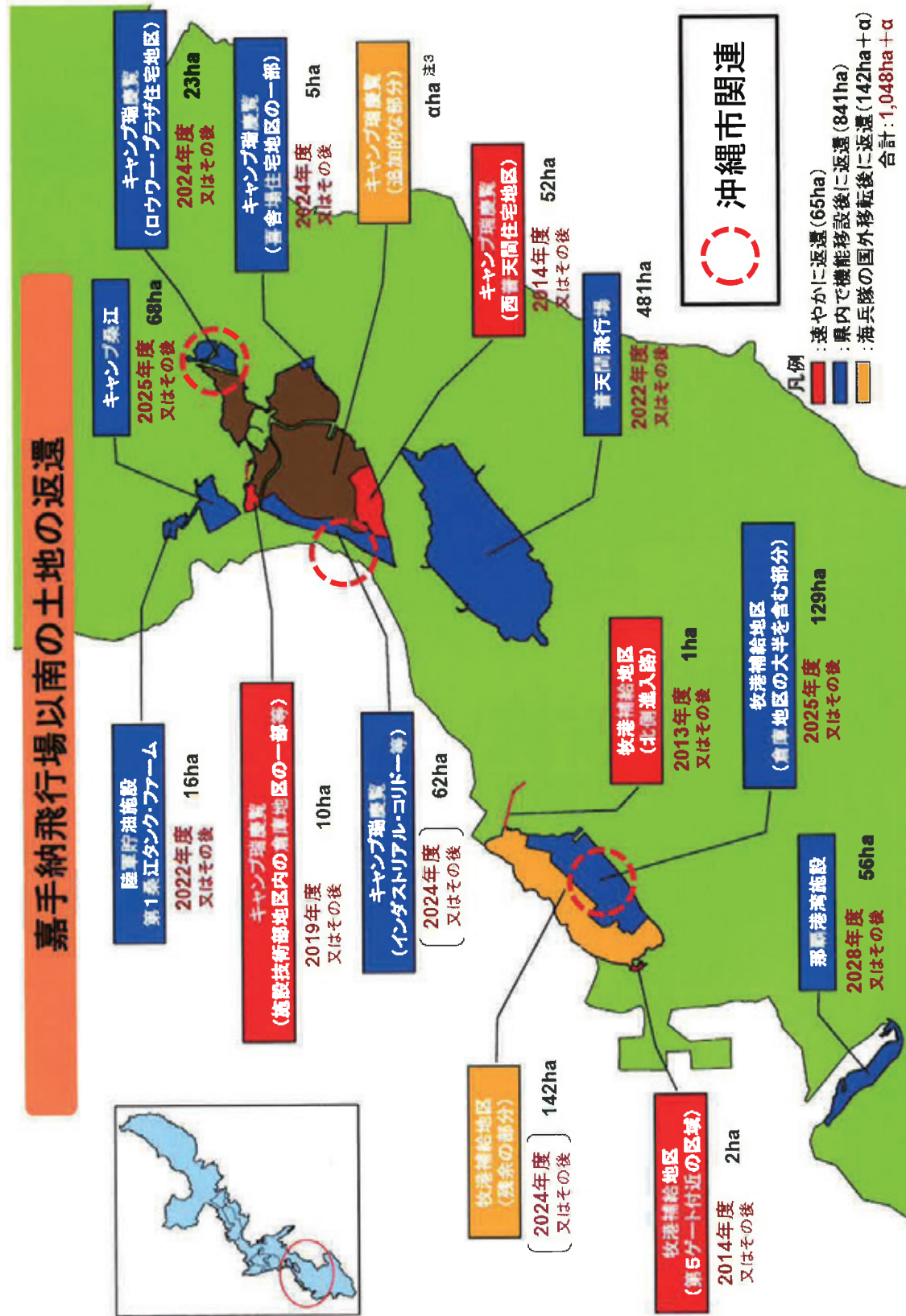
それから移設に伴う約1,000名の従業員車両やスクールバス約80台、大型搬入トレーラーの運行による同地域の交通量への影響が懸念されることから、市北部地域を中心とした複数箇所の交通量調査等を沖縄防衛局が今年度内に実施するとの報告を受けております。

この他、基地から派生する地域課題につきましては、国と市による協議会を通して、進捗管理や今後の課題解決に必要な協議が継続して行われます。

市の振興に関しましては、地域活性化の起爆剤となる1万人規模の多目的アリーナ事業について、防衛省から平成29年度の概算要求など建設に向け最大限の協力が行われることを確認頂きました。

また池武当交差点のインターチェンジの設置について国と米軍を含めた調整が行われ、その他、市の振興に関する要請事項につきましても引き続き協議される予定でございます。

嘉手納飛行場以南の土地の返還



注1: 時期及び年は、日本政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設、区域が返還される時期に関する最善の見込みである。これらの時期は、沖縄における返還を促進するための日本政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に転移するための米国防政府の取組の進展といった要素に依りて遅延する可能性がある。さらに、返還が行われた時期及び年度は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるもの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に関する期間を考慮していない。従って、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。

注2: 各区域の面積は概算であり、今後行われる測量等の結果に基づき、最終決定されることがある。

注3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。

付表A：施設・区域の返還時期（見込み）一覧表

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域		2014年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の西普天間住宅地区		2014年度又はその後
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の北側進入路		2013年度又はその後
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の第5ゲート付近の区域		2014年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設技術部地区内の倉庫地区の一部 ¹		2019年度又はその後
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域		
キャンプ桑江(キャンプ・レスター)		2025年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のロウワー・プラザ住宅地区		2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の喜舎場住宅地区の一部		2024年度又はその後
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)のインダストリアル・コリド ^{2,3}		2024年度又はその後
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の倉庫地区の大半を含む部分		2025年度又はその後
那覇港湾施設		2028年度又はその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム		2022年度又はその後
普天間飛行場		2022年度又はその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域		
キャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の追加的部分		—
牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の残余の部分		2024年度又はその後 ⁴

- 1: 白比川沿岸区域も同時期に返還可能。
- 2: この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。
- 3: インダストリアル・コリド南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能。
- 4: 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。

「沖縄における在日米軍施設・区域」に関する統合計画の
本市への影響部分について

平成25年4月に日米両政府より「嘉手納より南の在日米軍施設・区域の統合計画」が示されました。その中で沖縄市に関する部分として、「返還」される部分と「移設による受入」の部分が示されています。

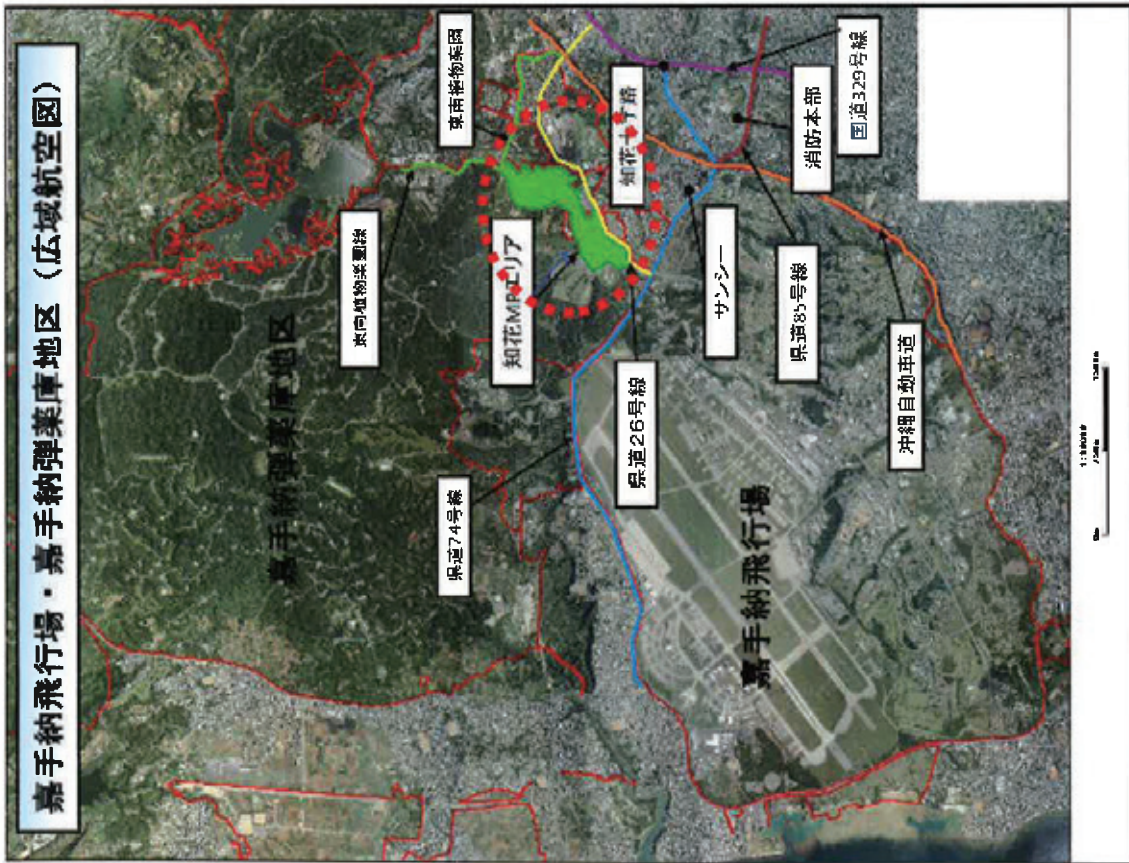
「返還」される部分として「沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域」としてキャンプ瑞慶覧ロウアープラザ住宅地区の返還(約23ha)が、平成36年度又はその後返還される予定となっています。

また「移設による受入」については、牧港補給地区(キャンプキンザー)の倉庫群の一部とキャンプ瑞慶覧(キャンプオスター)のスクールバス関連施設(両移設区域の合計約40ha)が、嘉手納弾薬庫内の知花エリアへ移設されるという計画になっております。今後の計画年度として調査設計(約3年)、工事(約5年)、提供手続等を含め今後約8～10年をかけて提供手続後に移転が実施されるという計画になっております。

それから平成26年9月には、沖縄防衛局より嘉手納弾薬庫内知花エリアへのマスタープラン(移設概要)が提示されました。添付した図はその時の内容です。

それから平成26年の末にかけて、沖縄防衛局に対する詳細事項の確認を求めつつ、議会や特に移設の影響が懸念される北部地区(松本、知花、登川、池原)の皆様へ説明会を実施してきたところでございます。その中には、常日頃から航空機騒音、河川氾濫、交通渋滞、ゴミ山等の環境汚染問題等の課題が挙げられております。

一方で、沖縄県知事より「嘉手納より南の施設・区域の返還」については、沖縄の振興発展に繋がることから着実に進めていく必要があり、受入市町村の地元の意向も踏まえ政府に十分な配慮を求める努力が必要という発言もありました。

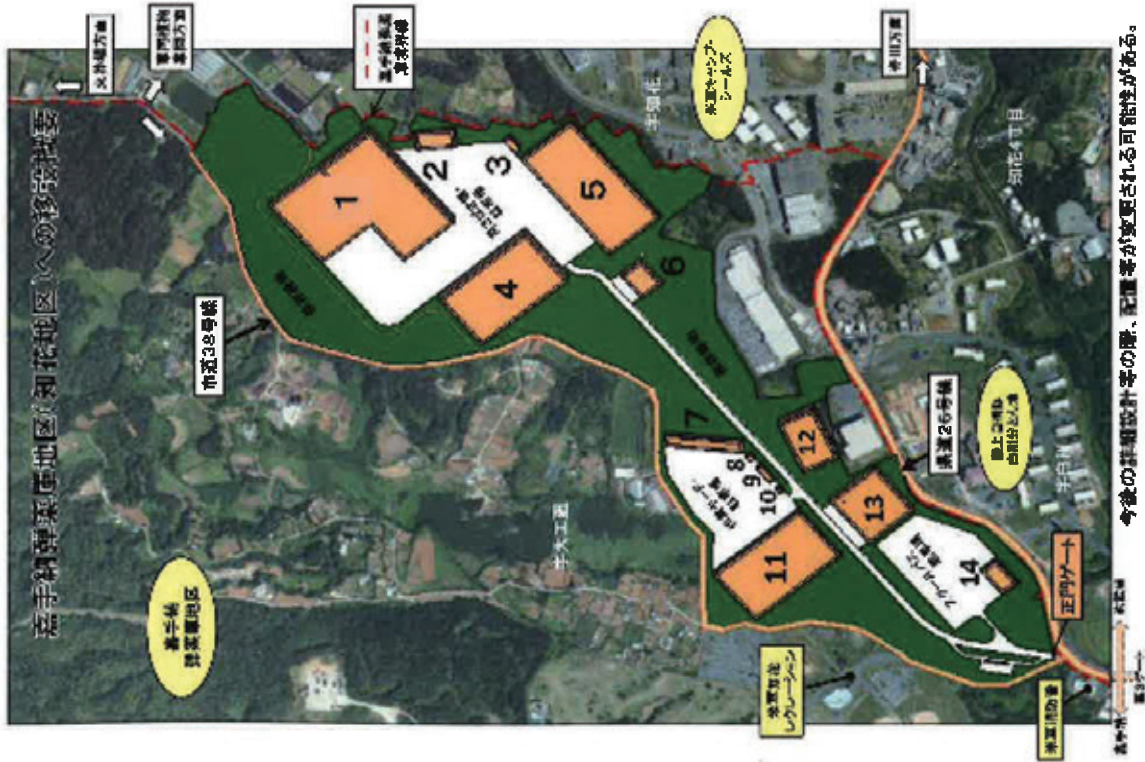


計画施設の用途概要

- > 牧港補給地区からの倉庫群と、キャンブ瑞慶寛からスクールバス関連施設が移設される。
- > 開発面積は、約40ヘクタール。主要な移設建物は、14棟。
- > 基地従業員数は、約1,000人。その殆どが日本人従業員であり、管理事務所や食品検査に携わる軍人・軍属が若干名。

施設 No	建物用途	概要
1	倉庫(食品、ベーカーリー等)	食品、パン、菓子等の倉庫、小規模家具等の保管
2	整備場(一般車両)	一般車両の修理、タイヤ交換、チューンナップ等を行う整備場
3	検査場(食品)	食品の検査及び検査工程の検討などを実施
4	倉庫(生鮮食品等)	生鮮食品等の冷凍及び乾燥倉庫
5	倉庫(生活物資、医薬品等)	食糧、衣類、繊維製品、薬、医療機器、建設資材等の一般倉庫
6	管理事務所	当該地域を管理する事務所
7	整備場(人道支援機材)	大規模災害等の際に必要な医療機材等(ランブ、救命器具、フルトナー等の重機)の修理、整備、塗装等
8	管理事務所	生活用品廃棄物回収場及び重量検査などを行う管理事務所
9	整備場(資材運搬機器等)	資材運搬機器(フォークリフト、トレッラー、台車等)の整備場
10	整備場(機器等の解体)	廃棄される生活用品等の解体等
11	倉庫(リサイクル品)	車両等の解体・リサイクル品の保管
12	倉庫(住宅家具)	家族住宅等で使用するベッド、タンス等の家具の保管
13	洗濯クリーニング場	一般衣類の洗濯、寸法直し、カーペット・室内装飾材料のクリーニングを実施
14	管理事務所(スクールバス)	管理事務所及びスクールバスの駐車場(約80台)
その他	正門ゲート、入門関連施設、ユートイリティ、道路	

- > 建物の計画面積の合計は、約15ヘクタール。既存施設と計画施設の面積は、ほぼ同等。
- > 人数と床面積については、日米合同委員会での合意後、詳細な設計が出され、そこで初めて、詳細人数や床面積が決まってくる。
- > マスタープランを基に米側に詳細設計を進め、それを基に日本側が実施設計にかかる。



今後の詳細設計等の際、配置等が変更される可能性がある。

嘉手納弾薬庫知花地区への移設について

1. 経緯

平成25年4月に日米両政府より「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、その中で、牧港補給地区の倉庫群の一部とキャンプ瑞慶覧のスクールバス関連施設が、嘉手納弾薬庫内の知花エリアへ移設される計画が示されました。

嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設の概要



2. 移設の概要

平成26年9月に沖縄防衛局より、マスタープラン（移設の概要）が提示されました。マスタープランの内容としては、開発面積は約40ha、牧港補給地区から一般的な食品や生活物資等の倉庫、食品検査場、車両整備工場やクリーニング工場の他に、リサイクル倉庫等が移設され、加えてキャンプ瑞慶覧のインダストリアル・コリドーに所在するスクールバスサービス関連施設が移設されるという計画になっています。

また、基地従業員は約1,000人、そのほとんどが日本人従業員であり、管理事務所や食品検査に携わる軍人・軍属が若干名いると予想されています。

※マスタープランは最終的なものではなく、今後の詳細設計等の際、配置等が変更される可能性があります。



3. 移設の受入

これまで、国や県等関係機関との調整をはじめ、市議会での一般質問等や地域、地権者等関係者の意見を伺ってきた中で、移設に対する様々な意見がありましたが、平成28年8月、市長は以下の要因により移設の受入を決断しました。

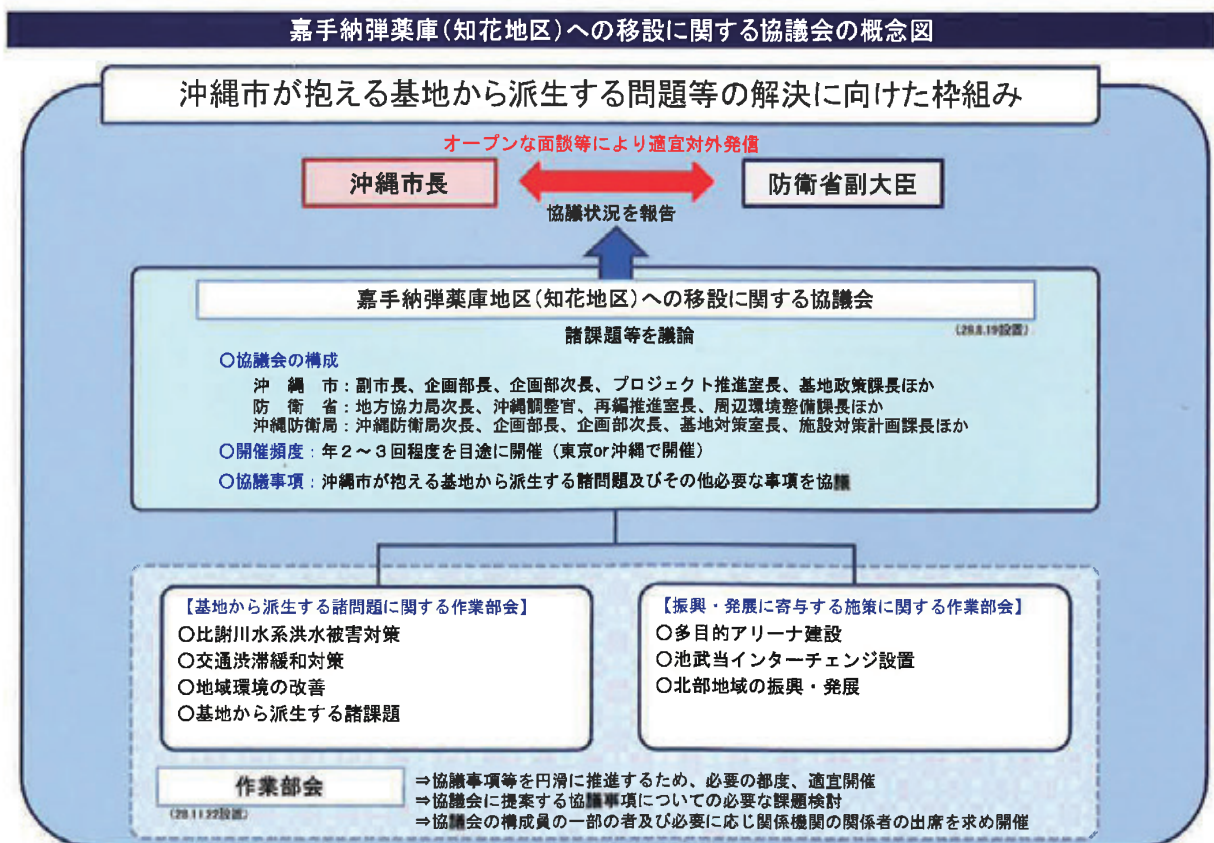
- 1 地域課題の解決に向け具体的な措置（文化財調査、河川の暫定掘削工事、市北部地域の複数箇所の交通量調査等）が始まったこと
- 2 国との協議会設置により市の課題解決や地域振興に資する事案に対し継続した協議が図られること
- 3 市の振興発展に資する事案に対し防衛省の最大限の協力が得られること
- 4 沖縄の振興発展や基地負担軽減の観点から、基地の整理縮小は進められるべきであること

4. 移設の流れ

移設計画（統合計画）は、調査設計と並行して移設先の環境整備に2年と工事に5年、提供手続きに半年という約7～8年間の計画となっています。

5. 地域課題の解決及び地域の振興発展に寄与する施策への取り組み

市北部地域では航空機騒音被害や河川氾濫、交通渋滞、環境問題等の基地から派生する諸問題を多く抱えており、地域住民からは地域課題に対する行政の迅速な対応や地域活性化を望む声が上がられています。市としては、地域住民の想いをしっかりと受け止め、この度、設置した国との協議会（下図）を機能させるとともに、県をはじめとする関連機関と連携を図りながら、基地から派生する諸問題や市の振興発展に寄与する施策について、これまで以上に積極的に取り組むたいと考えています。



嘉手納弾薬庫知花地区への移設について

1. 経緯及び概要

平成 25 年 4 月に日米両政府より「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、その中で、牧港補給地区の倉庫群の一部とキャンプ瑞慶覧のスクールバス関連施設が、嘉手納弾薬庫内の知花エリアへ移設される計画が示されました。移設の概要としては、開発面積が約 40ha で、牧港補給地区から一般的な食品や生活物資等の倉庫、食品検査場、車両整備工場やクリーニング工場の他に、リサイクル倉庫などが移設され、キャンプ瑞慶覧のインダストリアル・コリドーに所在するスクールバスサービス関連施設が移設されるという計画になっています。

2. 地域課題への取り組み

移設先である嘉手納弾薬庫知花地区の周辺地域では航空機騒音被害や河川氾濫、交通渋滞、環境問題等の基地から派生する諸問題を多く抱えており、地域住民からは地域課題に対する行政の迅速な対応を望む声が上げられております。市としては、防衛省及び沖縄防衛局とともに設置した協議会の中で協議を続け、各課題について、これまで以上に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

3. 地域課題（協議会の協議事項）の進捗状況

【比謝川・与那原川の洪水被害防止対策】

これまで知花地区において、台風接近や大雨時に河川氾濫が発生することがあり、地域住民は河川氾濫が発生するたびに被害を受けてきましたが、比謝川水系の下流域が嘉手納弾薬庫内に位置しており、基地への立入が困難なことから共同使用等について国や県、米軍との事務調整が進まず、河川氾濫への対策が進展していないという状況がありました。

現在の状況としては、平成 29 年 6 月に比謝川の第 3 軍道橋から福地橋の約 1 km の区間において沖縄県による暫定掘削が完了していることから、(一時的ではありますが) 住宅地における河川氾濫のリスクは大幅に軽減しております。また、平成 29 年 11 月に比謝川の嘉手納弾薬庫地区内における約 2.8 km の河川区域の共同使用の手続きについて、日米合同委員会の合意がなされたことにより、沖縄県による河川改修事業が進捗し、長年の課題であった比謝川水系洪水対策への対応が本格化してまいります。

H26.7月台風接近時



↓ 暫定掘削後（福地橋）

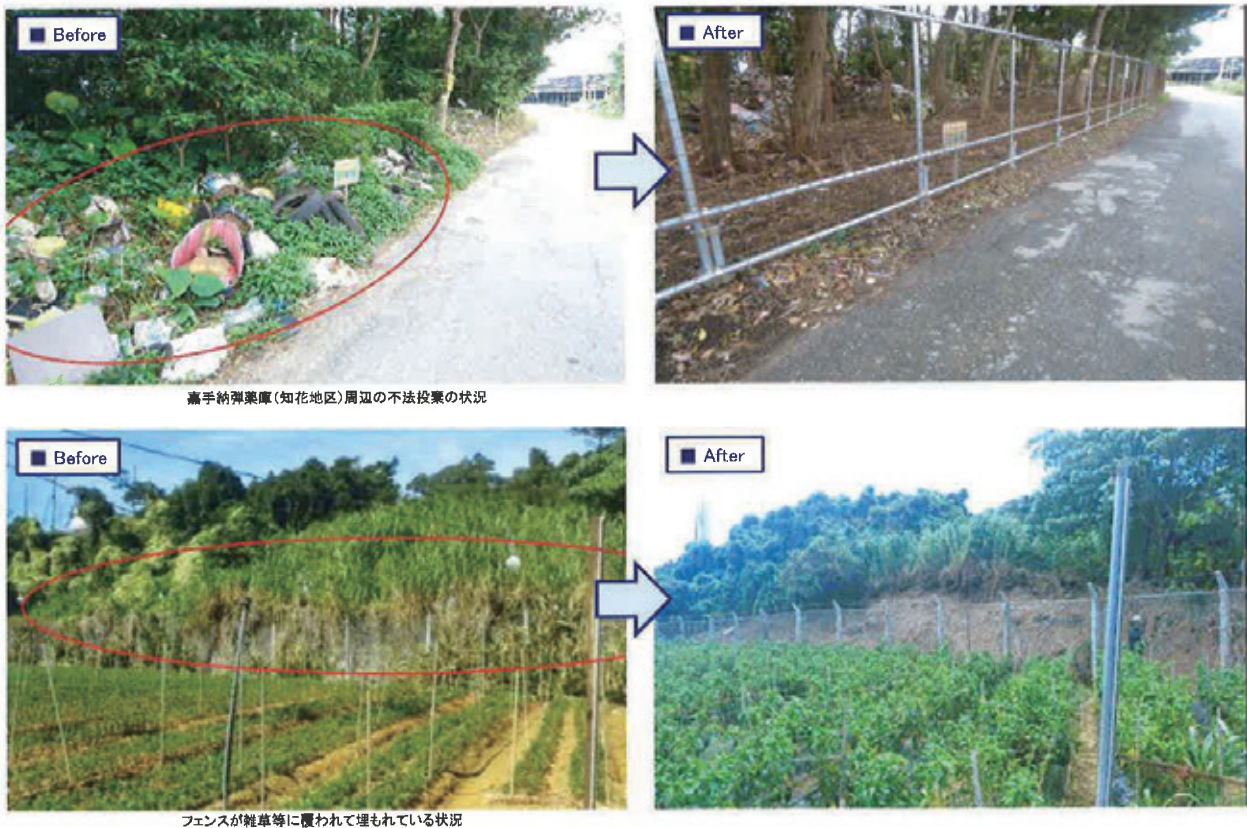


【交通渋滞緩和対策】

平成 28 年度において、沖縄防衛局による嘉手納弾薬庫地区（知花地区）周辺交通量調査が実施されましたが、その後、具体的な対策案が示されていない状況がありました。平成 30 年 2 月 9 日開催の協議会において、沖縄防衛局から、速やかに複合的な渋滞要因を検証するなど最適案の検討を関係機関とも調整していくとの報告があったことから、今後については、防衛省及び沖縄防衛局が主導となり、道路管理者や関係機関との調整を進め、早期解決への取り組みが行われるものと考えております。

【不法投棄及び農業被害対策】

移設予定エリアの沿道において、長年に渡り不法投棄が行われている状況がありました。また、池原地区のタイヨウゴルフ場内に自生する植物による農業被害について、周辺の農家の方から苦情が寄せられていました。平成 29 年度において、沖縄防衛局による不法投棄ゴミの除去及び再発防止策の対応が行われ、タイヨウゴルフ場内の自生植物の伐採が行われました。



【軍道上の保安灯設置】

美池自動車学校前の生活道路において、美池自動車学校の営業終了後は灯りがなく、周辺が真っ暗になることから、以前より地域住民から保安灯設置の要望がありましたが、美池自動車学校前の道路が軍道となっていることもあり、保安灯が設置できない状況がありました。平成 29 年度において、米軍の承認を受け、美池自動車学校前の軍道上に設置されている電柱に共架する形で保安灯を設置しております。

【まとめ】

移設における地域課題につきましては、現在、殆どの項目に着手しておりますが、今後とも協議会等を活用し課題解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。また、これまでの地域課題にどのような問題があったのか、参考資料として巻末（187 頁）に掲載しておりますので併せてご覧ください。

(2) 沖縄アリーナについて

「嘉手納弾薬庫地区（知花地区）への移設に関する協議会」「振興・発展に寄与する施策に関する作業部会」において、沖縄アリーナの整備について協議を進めているところである。沖縄アリーナについては、平成 29 年 2 月から実施設計を行い、平成 30 年 8 月に本体工事の建設に着手しているところである。



(3) 移設受け入れまでの主な経緯について

【嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設受け入れまでの主な経緯】

平成 25 年度	
H25. 4	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」の公表
平成 26 年度	
H26. 2.12	基地対策協議会開催
H26. 9.12	沖縄防衛局より MP の概要説明
H26.10. 8	池原自治会説明会（運営委員会）
H26.10. 8	知花自治会説明会（審議会）
H26.10. 9	松本自治会説明会（評議会）
H26.10. 9	登川自治会説明会（評議会）
H26.10.10	キャンプキンザー視察
	
H26.11.14	松本自治会説明会（評議員＋地権者）
H26.11.18	登川自治会説明会（評議員＋地権者）
H26.11.19	池原自治会説明会（審議会）
H26.11.20	知花自治会説明会（区民）
H26.11.25	池原自治会説明会（区民）
平成 27 年度	
H27. 8.18	基地対策協議会開催 ※市長出席 委嘱状交付とあいさつ
H27.10. 9	沖縄防衛局長の受入れ要請
H27.10.30	防衛副大臣の受入れ要請
H27.11.30	基地対策協議会開催 ※市長出席あいさつ

平成 28 年度

H28. 5. 10	池原自治会説明会 (区民)	
H28. 5. 12	登川自治会説明会 (評議員 + 地権者)	
H28. 5. 13	松本自治会説明会 (評議員 + 地権者)	
H28. 5. 17	知花自治会説明会 (区民)	
H28. 8. 8	沖縄県知事との会談	
H28. 8. 19	嘉手納弾薬庫地区（知花地区）への移設に関する協議会の設置 ※第1回協議会の開催	
H28. 8. 19	防衛副大臣との会談（受入表明）	
H28. 9. 12	基地対策協議会開催 ※市長出席あいさつ	
H28. 10	広報「おきなわ 10月号」に受入について掲載	
H28.11.22	作業部会の設置（基地から派生する諸問題、振興・発展に寄与する施策）	
H28.12. 6	作業部会①（基地から派生する諸問題）の開催	
H29. 1. 27	作業部会（振興・発展に寄与する施策）の開催	

平成 28 年度	
H29. 1. 31	第 2 回協議会の開催
H29. 2. 9	基地対策協議会開催 ※市長出席あいさつ
	
平成 29 年度	
H29. 4. 28	作業部会（振興・発展に寄与する施策）の開催
H29. 5. 18	作業部会（振興・発展に寄与する施策）の開催
H29. 6. 7	作業部会①（基地から派生する諸問題）の開催
H29. 8. 3	基地対策協議会開催 ※市長出席 委嘱状交付あいさつ
H29. 8. 24	作業部会（振興・発展に寄与する施策）の開催
H29. 8. 25	作業部会②（基地から派生する諸問題）の開催
H29. 8. 31	第 3 回協議会の開催
H29.11.15	基地対策協議会開催 ※市長・副市長 出席 終了まで同席
H29.11.21	作業部会（振興・発展に寄与する施策）の開催
H29.12. 4	作業部会③（基地から派生する諸問題）の開催
H30. 2. 2	作業部会④（基地から派生する諸問題）の開催
H30. 2. 9	第 4 回 協議会の開催
	
H30. 3. 26	作業部会（振興・発展に寄与する施策）の開催
平成 30 年度	
H30. 9. 14	作業部会①（基地から派生する諸問題）の開催

第3項 基地返還跡地の環境汚染

平成25年6月13日、沖縄市サッカー場において、人工芝敷設工事に伴う排水管工事を行っていたところ、地中より潰れたドラム缶十数本が発掘されました。



ドラム缶に表記されていた化学薬品メーカー名が、ベトナムで使用されていた米軍の枯葉剤製造メーカーと同じものであったことから、報道各社に大きく取りあげられました。



発掘された一部のドラム缶に米化学薬品メーカーである「ダウ・ケミカル・カンパニー」の文字が確認できます。



発見されたドラム缶（DOWと表記）

1 基地返還跡地であった沖縄市サッカー場

沖縄市サッカー場（1.5ha）は、当該地を含む約 22ha が昭和 62 年に嘉手納飛行場から返還され、その後、平成 8 年 10 月からサッカー場敷地整備（コザ運動公園施設整備事業）が始まり、平成 11 年 3 月より都市公園法に基づく共用が開始されております。



また、ドラム缶発見後の聞き取り調査においては、返還前のサッカー場用地周辺の状況について、地元関係者から下記の情報提供がありました。

沖縄防衛局公表の旧嘉手納飛行場（25）土壌等確認調査（その 2）より抜粋

- ・東京オリンピックが開催されていた昭和 39 年（1964 年）頃に、現在のサッカー場付近で 6～7 人の米軍人が、午前 10 時頃から夕方まで作業をしていたのを目撃した。
- ・米軍用トラックの荷台に満載したドラム缶（本数は不明）を、谷間又は大きな窪地に転がした後、軍用ブルドーザーで土をかぶせる作業をしていた。
- ・斜面には、ドラム缶が転がりやすいようにするためかベニヤ板を敷いていた。

※この情報は市民 2 名の方からの情報提供である。

2 第1次調査 広報おきなわ平成25年9月号掲載

沖縄市サッカー場土壌等調査報告について

去る6月13日に沖縄市サッカー場の整備工事の最中に、地中から米国の企業名が記されたドラム缶が見つかり、市民の皆さんをはじめ、多くの方々にご心配をおかけし、申し訳なく思っています。

当該用地は、駐留軍用地の跡地であることや遺棄物が米軍使用の蓋然性（がいぜんせい）が高いことから、そもそもの原因は米軍基地当時に起因するものと認識しており、その旨、国にも伝え対応を求めてまいりました。

そのような経緯の中、去る7月2日には、沖縄防衛局の調査とは別に、サッカー場におけるドラム缶の付着物及び周辺土壌について、土壌汚染対策法に基づく調査とダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル（PCB）の調査分析のためのサンプルを採取し、昨日、委託先であります南西環境研究所より、報告を受けました。また、その調査分析の結果について、愛媛大学農学部より専門家としての評価を頂いたところです。

報告の内容につきまして、ご説明したいと思えます。

なお、サッカー場周辺における水質調査につきましては、7月25日に沖縄県の方から、環境基準値以下との調査報告が公表されております。

今回の調査報告につきまして、特に重要視されますことは、ドラム缶の付着物（水溶液を含む）からダイオキシン類が検出され、中には環境基準値を参考にすると8.4倍を示す値が出ていることです。

なかでも、有害とされる「2,3,7,8-TeCDD」というダイオキシン類が検出され、しかも、「2,4,5-T」を含む枯葉剤及びその他の除草剤から由来した複合汚染であるとの説明に驚くと共に、極めて深刻に受け止めているところです。また、ドラム缶からPCB廃棄物特措法（とくそほう）に関する基準値を超えるPCBも検出されたとのことから、ことの重大さを認識するとともに、市民への被害が及ばないことを第一

に、問題の解決に全力を尽くすことが最も大切だと考えます。

今後、この報告を踏まえ、市民の安心、安全を確保し、納得のいく対応を迅速に図る必要があります。まず、当該事案に関する沖縄市の基本的な方針を示すとともに、具体的な対応策を確実に実施していくことが、行政の責務であると認識しております。

私は、冒頭申し上げましたように、今回の問題は、返還軍用地にかかる基地問題として、基本的には国の責任は重大であり、その解決に国には、誠意を持って迅速に対応して頂くことを強く求めてまいります。

具体的な対応策につきましては、これから国と詰めてまいります。まず、1点目は、サッカー場を含む周辺全エリアの遺棄物及び土壌等の調査を行うこと。

2点目は、遺棄物の撤去や汚染土壌の除去等による原状回復を図ること。

3点目は、当該事案における工事等に関する損失補償を行うこと。

4点目は、調査分析結果を公表し、市民の納得のいく説明を行うこと。

5点目は、サッカー場の整備・確保について、方策を示すことです。

また、当該用地の返還前の履歴やドラム缶の遺棄された経緯等につきましては、国の責任において、明らかにしていただくことを求めてまいります。

それから、今回の報告におきまして、なお詳細な調査分析が必要とのこともあり、今後、国や県と連携し、追加調査等も進めて行くことを検討していかなければならないと考えます。

北谷町へ搬出された土壌につきましては、北谷町長をはじめ町民の皆さまには多大なご心配をおかけしましたが、調査項目の全てにおいて基準値を大きく下回っているという結果をいただいております。そのことも加えてご報告させていただきます。

ご承知のように、沖縄市サッカー場は、子供たちがサッカーを通して、競技を競い、友情を深め、成長を育む大切な場所であり、また、「スポーツコンベンションシティ」を進める本市において、市民がサッカーを楽しみ、まちづくりに活かしていく大変貴重な場所でもあります。

今回、沖縄振興特別交付金を活用し、これまで以上に素晴らしい施設として生まれ変わることを多くの市民の皆さんが期待していた矢先に、このようなことが起きたことは、誠に遺憾であり、残念でなりません。

ただ、昨日の報告の中で、これまでサッカー場を利用して頂いた子供たちや多くの方々への健康面への影響はない、との専門家からのご説明を受け、ひとまず安心をしております。

市民の皆さまの安心・安全を図るため、迅速な問題解決に全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、私からのご報告とさせていただきます。

平成25年7月31日
沖縄市長 東門 美津子



多くの報道陣を前に会見を行う
東門市長

3 第2次調査 広報おきなわ平成26年8月号掲載

沖縄市サッカー場遺棄物等調査報告

沖縄市サッカー場で発見されたドラム缶(61個)の付着物と底面土壌等の調査について7月7日に記者会見を行い、その結果を公表致しました。調査において、地中の深いところから新たな物質が検出されましたが、周辺の表層土壌は法令で定める基準値以下であることなどから、現段階で地上への影響は考えにくく、直ちに健康被害に結びつくものではないと認識しております。市は、今後とも国の責任において汚染範囲の特定と原状回復を強く求めてまいります。沖縄市サッカー場遺棄物等調査報告について(要旨)

昨年6月13日に市サッカー場から米国企業名が表記されたドラム缶が発見され早や1年が経過しております。その間、市民の皆様やサッカー関係者の皆様、ならびに多くの方々に多大なご心配とご不便をおかけしております。

また、将来を夢見る本市のサッカー少年少女たちのことを考えますと、一日でも早く安全で安心な環境のもと、思いっきり試合や練習をさせてあげたいという強い想いに駆られます。

また、サッカー場周辺の地域の皆様や学校関係者の皆様、それから市サッカー場に隣接する嘉手納基地内の小中学校の関係者の皆様におかれましては、これまでの調査により検出された有害物質等の報告に、大変なご心配をされていることと思えます。

市としましては、今後とも国の責任において、当該地における汚染状況の範囲を特定し、除染・除去をはじめとする原状回復に努めて頂くとともに、



調査結果について記者会見を行う
桑江市長

これから発生する課題等につきましても、国や沖縄県の支援も頂きながら、適切に対処してまいりたいと考えております。また、在沖米軍に対しましても当該地の使用履歴やその他、更なる情報提供を求めてまいります。

【これまでの経緯】

平成25年6月13日に沖縄市サッカー場の整備中に米国企業名が表記されたドラム缶が発見され、翌月の7月2日には市並びに沖縄防衛局において、ドラム缶の付着物及び周辺土壌等の調査が行われました。

その結果、7月24日に沖縄防衛局から「ダイオキシン類を検出した」との分析結果が報告され、7月31日には市より「いくつかの有害物質を起因とした複合汚染が考えられる」という調査報告がなされ、市から沖縄防衛局に対し市サッカー場全域の調査を求めております。

その後、沖縄防衛局、沖縄県、沖縄市の三者が緊密に連携を図りながら協議が行われ、平成25年10月29日から平成26年1月25日にかけて沖縄防衛局により市サッカー場の全域において、地表から2メートルまでの深度を対象に水平磁気探査を実施し58点の磁気異常点を確認しました。

また、並行して平成25年11月7日から11月14日にかけて沖縄防衛局、沖縄市の双方で表層土壌調査も行われました。

それから平成26年1月28日から2月4日にかけて、沖縄防衛局においてこれまで確認された磁気異常点のうち2地点から、前回掘り起こす事ができなかった4個を含むドラム缶61個を発掘しました。

【今回の報告内容】

今回の主な報告内容は、市サッカー場より新たに発掘されたドラム缶61個の付着物、ドラム缶底面土壌及びたまり水、表層土壌についての分析結果が、平成26年6月30日に市の委託先であります株式会社 南西環境研究所より報告されました。

その内容で主なものを報告させて頂きますと、まず1点目に今回の調

査では農薬類の項目を増やして分析した結果、これまで検出された物質以外に「2,4-D」「2,4-DCP」「2,4,5-TCP」「PCP」「カコジル酸及びカコジル酸ナトリウム」が新たに検出されたこと。

2点目に発掘されたドラム缶は埋設時期が数10年以前と考えられ、拡散・分散等により影響は小さくなっていると予想されるものの、難分解性の物質については汚染が残留しているということ。

3点目に前回の調査結果と同様にドラム缶については、付着物にダイオキシン類が高い濃度で含まれる試料があり、その他にも現在は使用されていない農薬類、PCB、カコジル酸及びカコジル酸ナトリウムの検出も見られることから、複合汚染と考えられ、処分方法や取扱に注意が必要であること。

4点目にドラム缶埋設場所の下部土壌については、PCB以外の検出された有害物質が拡散した可能性があり、さらに深度方向について詳細調査の実施による土壌の汚染範囲の確定が必要であること。以上が今回の調査の主な点でございます。

【健康への影響】

健康への影響につきましては、地中1メートル以上の深いところから検出されたこと、また、周辺の表層土壌の調査結果が指定基準以下であったことなどから、現段階では地上への影響は考えにくいことから、直ちに健康被害に結びつくものではないものと認識しております。

【今後の対応】

冒頭でも申し上げたとおり、市にとって最も重要なことは、一日でも早く市民の皆様が安全で安心な環境の下、穏やかに暮らして頂ける生活環境を確保することでございます。

市といたしましては、引き続き、国に対し原状回復を強く求めるとともに、今後の調査のあり方やサッカー場の補償等、様々な課題についても、国や沖縄県のより一層の支援を頂きながら緊密に連携を図り対応してまいります。

平成26年7月7日
沖縄市長 桑江 朝千夫

4 2次調査から3次調査へ

1. 経緯

平成25年6月、沖縄市サッカー場グラウンドの人工芝敷設整備工事の最中に、地中から米国企業名が記されたドラム缶が発見され、ドラム缶等の調査分析を行った結果「幾つかの有害物質を起因とした複合汚染」という専門家からの指摘がありました。

また、平成26年7月から、サッカー場全域の地表から2mより深い部分の磁気探査を沖縄防衛局が実施しており、グラウンド側については、平成26年7月から10月の間で、駐車場側については、平成27年1月から6月の間で、磁気探査が行われました。

その駐車場側の磁気探査中の平成27年2月にドラム缶17本が発見され、また、同年4月に、新たにドラム缶8本が発見されました（これまでに発見されたドラム缶は合計108本）。

この平成27年度に発見されたドラム缶、計25本の調査結果については、下記の通りとなっています。

①ドラム缶17本（平成27年2月発見）の調査結果

ドラム缶付着物及びドラム缶底面土壌、たまり水を分析したところ、全ての検体からダイオキシン類が検出されました。その他の主な調査結果は次のとおりでした。

【ドラム缶】

- ・6検体から、判定基準値を超えるテトラクロロエチレン若しくはジクロロメタン等が検出。
- ・1検体から、判定基準を超過した砒素又はその化合物検出。

【ドラム缶底面土壌】

- ・8検体から、基準値を超えるジクロロメタン等が検出。
- ・8検体から、指定基準を超過した砒素及びその化合物が検出。
- ・10検体から、指定基準を超過したふっ素及びその化合物を検出。

②ドラム缶 8 本（平成 27 年 4 月発見）の調査結果

ドラム缶付着物及びドラム缶底面土壌、たまり水を分析したところ、全ての検体からダイオキシン類が検出されました。その他の主な調査結果は次のとおりでした。

【ドラム缶】

- ・廃掃法に定められた全 25 項目について、全検体において判定基準値内となり、普通産業廃棄物に分類。
- ・PCP が全検体から検出。

【ドラム缶底面土壌】

- ・2 検体から、溶出量基準を超過したふっ素及びその化合物を検出。
- ・1 検体から、含有量基準を超過した鉛及びその化合物を検出。

沖縄防衛局より、ドラム缶付着物及びドラム缶底面土壌については、全て発掘回収していること、また、たまり水についても全量回収保管をしていること、さらに、沖縄県が実施している地下水調査等の基準値超過がないという結果からも、周辺環境へ影響を与えることはないとの報告を受けております。

5 経層磁気探査について

平成 27 年 1 月から 6 月にかけて、駐車場側の経層磁気探査を実施しましたが、探査地点からは、大量の生活ごみ等が確認されました。



2 月に駐車場側より発見されたドラム缶



土砂から大量の廃棄物も確認された。



地中から発見された大量の廃タイヤ



4 月に発見されたドラム缶

6 台風発生後の市の対応について

その後、平成27年6月までに駐車場側の経層磁気探査が完了し、掘削した廃棄物混じり土や駐車場側の窪地については、ブルーシート等で養生をしておりました。

しかし、7月の台風時に、廃棄物混じり土を養生していた際に使用されたブルーシートの破損等が発生したため、市民や議会等からは、サッカー場から掘削した土壌等による窪地に溜まった雨水等への汚染の可能性がないか、懸念の声がございました。

市民の安心、安全の観点からも早急な汚染対策作業の実施、及び汚染対策作業完了までの期間の汚染拡大の防止を図るため、平成27年7月16日には、沖縄市長より沖縄防衛局長へ下記の6点について、早急に対応するよう要請しました。

沖縄防衛局は、7月16日に駐車場部分の窪地に溜まっている雨水等についてサンプリングを行い、8月4日に調査結果を公表し、排水基準を満たしていたことから、翌5日より、定期的に排水を確認しながら、排出をしていくこととなりました。

また、8月16日には当時の中谷防衛大臣が市サッカー場を視察し、沖縄市長より現状の説明と、汚染対策作業の早期完了の要請を行いました。



要請後沖縄防衛局により、台風対策として、遮水シートにより養生された廃棄物混じり土



台風後、ブルーシートの捲れや破損が確認できる。

平成27年7月16日沖縄市長から沖縄防衛局長への要請内容

1. 遮水シート等の耐久性の高いシートを使用すること。
2. 養生手法については、シートの継ぎ目が剥離せず、且つ隙間から雨水の進出が無いよう十分な対策をとること。
3. 廃棄物混じり土(仮置き)については、野積み形態からフレコン(浸出防止)保管へ変更すること。
4. 搬出スケジュールが長期に渡り、今後の被害が予測されるため、予算増額を測り搬出プログラムを早期に終決を図ること。
5. 廃棄物混じり土周辺及び掘削地に溜まった雨水については、早期にサンプルを採取し、安全が確認されてから放出すること。
6. 市民の安全で安心な雨水(防風)対策を早期に図ること。



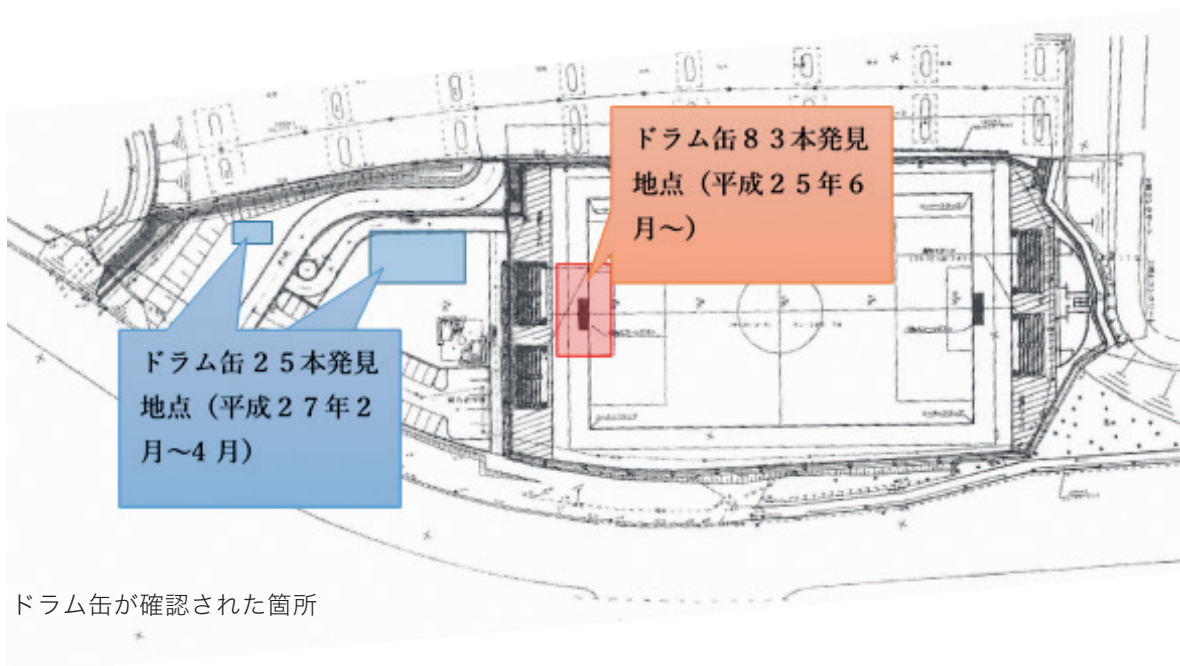
桑江市長より、説明を受ける中谷防衛大臣

7 汚染対策作業について

これまでに、調査分析を行った結果「幾つかの有害物質を起因とした複合汚染」という専門家からの指摘を含め、調査及び除染作業が行われました。平成 28 年 1 月にはドラム缶 83 本が発見された地点から発掘された DDT 類・油分で汚染された土壌の県外搬出及び、当該箇所の埋戻し作業を行い、平成 28 年 11 月からは、グラウンド側に仮保管されていた、駐車場側から掘削した土壌につきましても、汚染の状態から 4 種類に仕分けし、沖縄防衛局により県外搬出が行われました。

8 グラウンド側の汚染対策作業及び汚染土壌搬出作業について

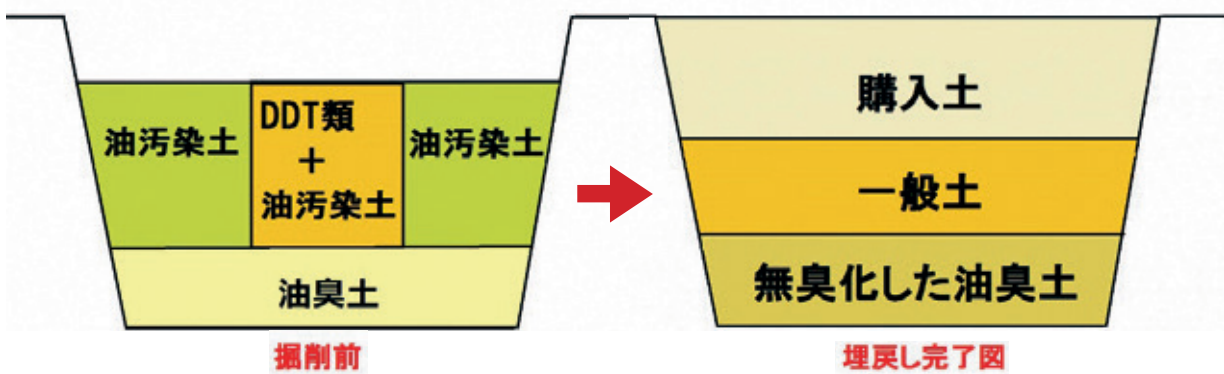
83 本のドラム缶が発見されたグラウンド側から掘削した汚染土壌につきましては、DDT 類・油汚染土、油臭土、普通産業廃棄物の 4 種類があり、DDT 類・油汚染土につきましてはブルーシートを敷いた上で、ホッパーと呼ばれる飛散防止の機材を使用し、ドラム缶への詰め込みを行い平成 28 年 1 月 8 日に市サッカー場から愛媛県の処理業者へ沖縄防衛局により搬出が行われました。



ドラム缶が確認された箇所

油汚染土及び普通産業廃棄物につきましても、同じようにブルーシートの上で、ホッパーを使用し、フレコンバックへの詰め込みを行い、油汚染土につきましては、平成28年1月9日から3月19日にかけて愛媛県の処理業者へ向けて搬出及び海上輸送し、普通産業廃棄物につきましては、平成28年3月29日から31日までに熊本県の最終処分場へ向けて搬出が行われました。

油臭土につきましては、場内で生石灰と混ぜ合わせ無臭化した上で、グラウンド側へ再度埋戻しを行い、足りない分につきましては、購入土を用いて埋戻しを行っております。埋戻し作業につきましては、平成28年3月28日までに全て完了しております。



埋戻し作業についてのイメージ図

83本のドラム缶が発見されたグラウンド側の汚染対策作業前と作業後の状況。



ドラム缶83本が発見されたグラウンド側の掘削中の様子。



汚染土壌等を全て掘削し、購入土で埋戻しを完了したグラウンド側

25本のドラム缶が発見された駐車場側の汚染対策作業前と作業後の状況。



経層磁気探査完了後の駐車場側付近



雨水を溜める為の窯場として養生されました。



駐車場側の一部を埋戻し、未掘削だった県道沿いの駐車場側について、経層磁気探査が行われました。



経層磁気探査が完了後、購入土等で埋戻しが行われました。

駐車場側より掘削した、グラウンド側に仮置きをしていた汚染土壌につきましても、平成28年9月から仕分け作業を行い、PCBを含む特別管理産業廃棄物、PCBを含まない特別管理産業廃棄物、汚染土壌、普通産業廃棄物の4種類に分けた上で、PCBを含む特別管理産業廃棄物につきましては、ドラム缶に積み込みを行い、平成28年11月8日から平成29年1月5日にかけて、愛媛県の処理業者へ搬出が行われました。

特別管理産業廃棄物等の処理状況について



県外の最終処分場へ埋め立て処分が行われました。



県外へ海上輸送後、最終処分施設にて、焼却処分が行われました。

PCB を含まない特別管理産業廃棄物、普通産業廃棄物、汚染土壌につきましては、既存のフレコンバックから新しい2トンフレコンバックへ詰め替え、（一部の普通産業廃棄物については1トンフレコンバック）PCB を含まない特別管理産業廃棄物は、福岡県または宮崎県の処理業者へ、汚染土壌につきましては大阪府の処理業者へ、普通産業廃棄物につきましては、宮崎県の複数の最終処分場へ平成28年11月から平成29年1月にかけて、場外搬出が沖縄防衛局により行われました。

普通産業廃棄物等の処理状況について



廃棄物混じり土等について、フレコンバックに詰め替え、その後海上輸送で県外へ。

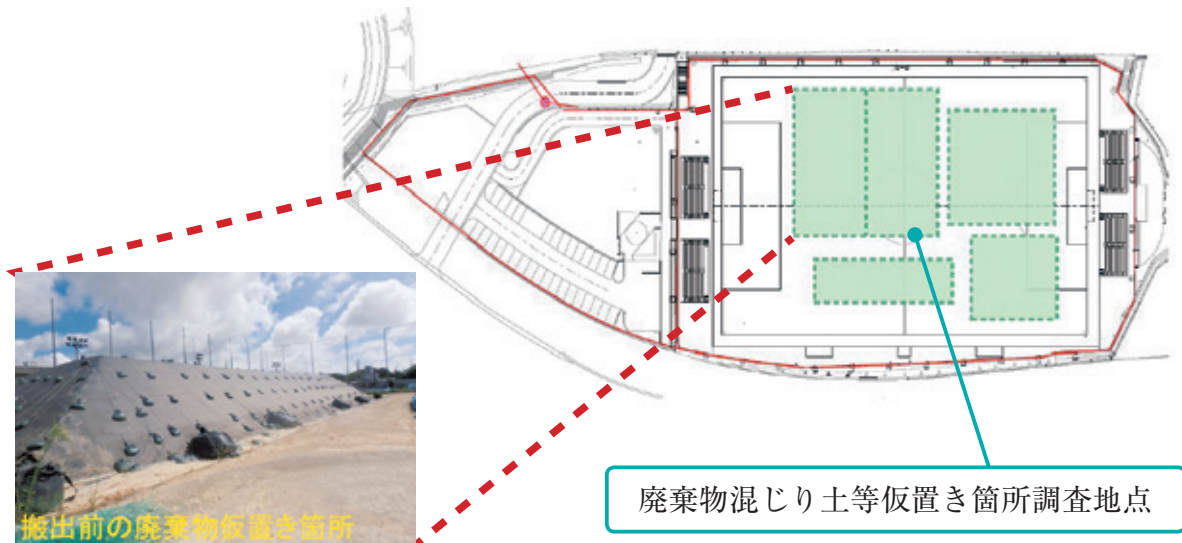


運搬船にフレコンバックを積み込んでいる様子。

9 沖縄防衛局及び沖縄県による土壌及び周辺環境調査結果について

購入土による埋戻しや、廃棄物混じり土の搬出等一連の作業完了後、最終的な汚染の有無を確認するため、沖縄防衛局により、廃棄物混じり土等を仮置きしていたグラウンド側と沖縄県により、嘉手納基地内の井戸の水質調査及び、大道川の底質の調査が行われました。

沖縄防衛局による調査結果



グラウンドに仮置きしていた廃棄物混じり土

廃棄物混じり土等を仮置きしていた箇所について、汚染の拡散の有無を確認するため、廃棄物混じり土等を搬出後、土壌汚染対策法に定められた特定有害物質やダイオキシン類、油分の調査を実施したところ、全ての分析項目において基準値以下であることが確認されました。

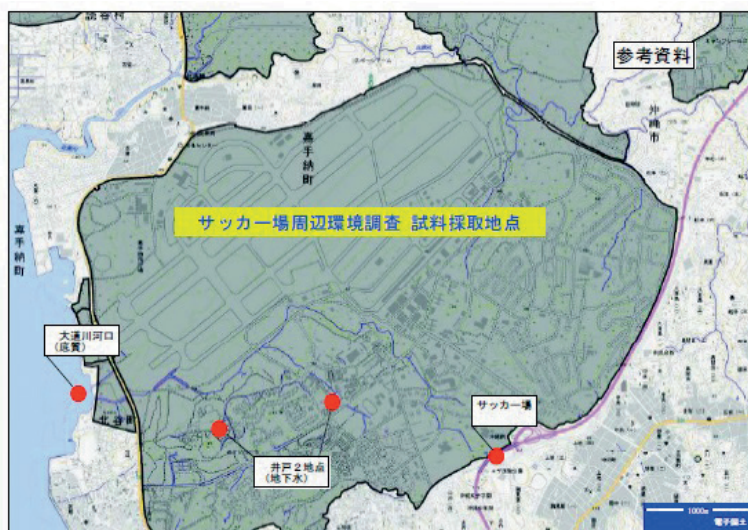
沖縄県によるサッカー場周辺環境調査結果について

沖縄防衛局が平成28年11月～12月に実施した沖縄市サッカー場での経層磁気探査等の作業に伴う土地の攪乱に起因する、有害物質の周辺環境への拡散の有無を把握するため、沖縄県が平成29年2月13日に同サッカー場周辺を流れる河川の河口付近1か所から底質を、2月15日に同サッカー場に隣接する嘉手納基地内にある井戸2か所から地下水を採取し、基準値以下であることが確認されました。

備考

今回の調査以前に、これまでに県が実施した沖縄市サッカー場の周辺調査において、環境基準値の超過はありませんでした。

沖縄県の周辺環境調査の調査地点。



10 沖縄市による汚染対策完了のお知らせについて

沖縄市サッカー場の汚染対策作業については、平成 29 年 3 月 31 日の沖縄防衛局及び、沖縄県が実施した調査結果の公表を受けて、平成 29 年 5 月 23 日の定例記者会見時に沖縄市長により、市サッカー場における汚染対策作業の完了報告を行いました。

また、記者会見内容につきましては、下記のように広報おきなわ平成 29 年 7 月号等に掲載し、市民への周知を図っています。

沖縄市サッカー場・汚染対策作業・完了報告 (広報おきなわ 2017 年 7 月 1 日号抜粋)

市民の皆様には沖縄市サッカー場の汚染対策作業の完了について、ご報告申し上げます。

沖縄市サッカー場につきましては、平成二十五年六月、人工芝の敷設工事中に米国企業名の表記のドラム缶が発見され、当該地が基地返還跡地であったことやドラム缶が米軍の遺棄物としての蓋然性が高いことなどから、沖縄防衛局の主体事業として平成二十五年六月から平成二十九年四月まで、約四年の月日と約十億の予算を投じ、国・県・市の三者で連携を図りながら汚染対策作業に取り組んでまいりました。

市民をはじめ関係者の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしましたが、沖縄防衛局において当該地のグラウンド側に仮置きされておりました産業廃棄物、ドラム缶等は、全て県外へ搬出し適切に処分されております。

また、廃棄物混じり土につきましても新しい土壌へ入れ替え埋め戻されております。さらに仮置きされておりました土壌からの汚染拡散がないか、沖縄防衛局によ

る土壌調査が行われましたが、全ての分析項目において基準値の範囲内であることが報告されました。

また、沖縄県による周辺環境調査の中で、地下水等の水質調査の結果においても、基準値の超過はなしとの報告を受けております。

今回の土壌調査等の詳細に関しましては、沖縄防衛局のホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>)

また、水質調査等の詳細につきましては、沖縄県環境保全課のホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo//hozen/mizu_tsuchi/okinawashi_drum.html) に掲載されております。

この四年間、様々な問題がありましたが、市議会をはじめ関係団体の皆様からのご意見やご指摘を頂きながら、国・県・市で連携を図りつつ当該地の汚染対策の一連の作業を終えることができ、改めて関係者の皆様のご理解とご協力に厚く御礼を申し上げます。

当該地の用途につきましては、これまでの汚染対策作業が長引く中、地域住民や市議会、関係機関の皆様から駐車場不足の解消に向けた整備への要望が多くございました。

市としましては、アリーナをはじめとする地域活性化の拠点整備の一環として、今後のコザ運動公園の一体的な機能向上を図るため、サッカー場から用途を変更し駐車場として、整備する方針を決定いたしました。

当該地は、今年度より基礎調査に着手し平成三十一年度から工事着工が可能となるよう計画しておりますが、その間は仮駐車場として使用してまいります。

今後、市サッカー場については、代替地の検討や関係者への支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

沖縄市長 桑江 朝千夫

第4項 沖縄市の基地問題に関する抗議・要請

本市では、基地から派生する様々な諸問題に対し、市民の平穏な生活と尊い生命、財産、人権を守る立場から、米軍をはじめとする関係機関に対し、改善や抜本的対策等を講じるよう抗議及び要請を行っています。三連協とは別に市単独でも行っております。

(※三連協の抗議・要請は別を参照：P.114)

沖縄市の基地問題に関する抗議・要請等一覧（平成22年度～平成29年度）

年月日	件名	宛先
H22.6.10	米軍人等による犯罪行為の再発防止について（抗議・要請）	沖縄地域四軍調整官 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.5.11	米軍構成員の家族等による犯罪行為の再発防止について（要請）	在日米軍沖縄調整事務所
H23.10.4	沖縄市域上空の米軍航空機の飛行自粛について（要請）	第18航空団 沖縄防衛局
H23.11.25	住宅防音工事助成について（要請）	沖縄防衛局
H24.9.25	沖縄市上空の米軍航空機の飛行自粛について（要請）	第18航空団 沖縄防衛局
H25.7.12	沖縄市上空の米軍航空機の飛行自粛について（要請）	第18航空団 沖縄防衛局
H26.6.30	沖縄市域上空の米軍航空機の飛行自粛について（要請）	沖縄防衛局
H26.11.18	航空機騒音による被害及び負担軽減について（要請）	沖縄防衛局
H26.12.11	在沖米海兵隊員少佐によるひき逃げ事件について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局
H27.1.7	米兵による住居侵入について（抗議）	第18航空団 沖縄防衛局 在沖米総領事館
H27.5.14	米兵による道路交通法違反について（抗議）	米国陸軍第10地域支援群 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.7.16	沖縄市サッカー場における汚染拡散防止策について（要請）	沖縄防衛局
H27.7.23	沖縄市域上空の米軍航空機の飛行自粛について（要請）	沖縄防衛局
H28.3.2	米軍属による傷害事件について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局

年月日	件名	宛先
H28.5.13	米海兵隊所属の航空機約 11 機による市街地上空飛行について（要請）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局
H28.6.27	在沖米空軍の軍属による酒気帯び運転事件について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 AAFE S（米陸軍・空軍エクスチェンジサービス） 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.7.29	沖縄市域上空の米軍航空機の飛行自粛について（要請）	沖縄防衛局
H28.10.11	航空機騒音による被害及び負担軽減について（要請）	沖縄防衛局
H28.12.15	在沖米海兵隊員による酒気帯び運転事件について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.12.21	S A C O 関係交付金の継続交付について（要請）	沖縄防衛局
H29.2.14	沖縄市サッカー場の用途変更及び費用負担について（要請）	沖縄防衛局
H29.2.21	Y ナンバー車両による部落内生活道路の暴走行為について（抗議・要請）	沖縄防衛局
H29.4.4	再編交付金の交付金額の変更について（要請）	沖縄防衛局
H29.4.11	沖縄市サッカー場の用途変更及び費用負担について（要請）	防衛省
H29.4.11	再編交付金の交付金額の変更について（要請）	防衛省
H29.7.26	沖縄市域上空の米軍航空機の飛行自粛について（要請）	沖縄防衛局
H29.8.2	嘉手納基地所属・米軍兵による傷害事件について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局
H29.11.29	沖縄市サッカー場の用途変更及び費用負担について（要請）	沖縄防衛局
H30.1.29	ロウワー・プラザ住宅地区の早期返還について（要請）	沖縄防衛局
H30.1.29	航空機騒音による被害及び負担の軽減について（要請）	沖縄防衛局
H30.3.22	沖縄市域における航空機騒音被害について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

第5項 沖縄市基地対策協議会

本市には米軍基地が市域の約34%を占めており、基地に関する諸般の取り組みは市民生活の上でも大きな課題となっております。このようなことから平和で安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、学識経験者、自治会関係者、婦人団体関係者等で構成する「沖縄市基地対策協議会」を設置し、諸般の課題解決に向けて取り組んでおります。

沖縄市基地対策協議会 活動内容（平成22年度～平成29年度）

平成22年度	第1回（平成22年7月29日開催） 議題：米軍構成員等の米軍基地外での闘犬種「アメリカン・ピット・ブルテリア」の飼育管理について 第2回（平成23年2月25日開催） 現場視察 キャンプ瑞慶覧、嘉手納飛行場
平成23年度	第1回（平成23年7月28日開催） 議題：嘉手納統合案について 日米地位協定について 第2回（平成24年2月9日開催） 議題：嘉手納基地の概要について
平成24年度	第1回（平成24年12月13日開催） 議題：事件・事故について 第2回（平成25年3月21日開催） 議題：基地から派生する諸問題について
平成25年度	第1回（平成26年2月12日開催） 議題：航空機騒音測定状況について 米軍人軍属による事件事故について 嘉手納以南基地統合計画について 沖縄市サッカー場米軍遺棄物調査について
平成27年度	第1回（平成27年8月18日開催） 議題：H-60ヘリの墜落について 沖縄市サッカー場の米軍遺棄物調査について 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画について 第2回（平成27年11月30日開催） 現場視察 沖縄市サッカー場、知花38号線、池原地区菊畑等 タイヨーゴルフ場付近アクセスロード（仮称）

平成 28 年度	<p>第 1 回（平成 28 年 9 月 12 日開催） 議題：航空機による騒音状況について 米軍人軍属による事件事故について 統合計画に係る嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設について 沖縄市サッカー場土壌調査の進捗状況について</p> <p>第 2 回（平成 29 年 2 月 9 日開催） 議題：航空機による騒音状況について 米軍人軍属による事件事故について 統合計画に係る嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設について 沖縄市サッカー場土壌調査の進捗状況について</p>
平成 29 年度	<p>第 1 回（平成 29 年 8 月 3 日開催） 議題：航空機による騒音状況について 米軍人軍属による事件事故について 統合計画に係る嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設について 沖縄市サッカー場汚染対策作業の完了について</p> <p>第 2 回（平成 29 年 11 月 15 日開催） 議題：航空機による騒音状況について 米軍人軍属による事件事故について 統合計画に係る嘉手納弾薬庫地区の知花地区への移設について 沖縄市サッカー場の臨時駐車場としての活用状況</p>



沖縄市基地対策協議会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、沖縄市附属機関設置条例（昭和 51 年沖縄市条例第 26 号）第 3 条の規定に基づき、沖縄市基地対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 基地対策の基本的事項に関すること。
- (2) 基地の返還及び共同使用に関すること。
- (3) 基地の跡地利用計画に関すること。
- (4) 軍事演習及び基地被害対策に関すること。
- (5) その他基地対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会関係者
- (3) 婦人団体関係者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、必要に応じて関係機関の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬等は、沖縄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年沖縄市条例第25号）を適用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画部基地政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月31日規則第9号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成14年12月10日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

第6項 嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）

平成8年に「普天間基地ヘリポート移設代替の嘉手納統合案」が打ち出されたのを契機に、嘉手納基地周辺自治体が連携して嘉手納統合案に反対するため、同年9月16日に三連協の前身となる「嘉手納飛行場へのヘリポート移設反対沖縄市、北谷町及び嘉手納町連絡協議会」を結成しました。

同協議会は、嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的として、平成10年4月1日「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）」に改称し活動しています。

平成29年度活動内容

年月日	会議・活動等	内容等	宛先・場所等
平成29年 4/13(木)	第1回幹事会	・総会について	北谷町役場
4/17(月)	総会	・平成28年度活動報告 ・平成28年度歳入歳出決算及び監査報告について ・その他	沖縄市役所庁議室
4/24(月)	緊急目視調査 (目視確認)	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練	嘉手納町役場屋上
			
4/24(月)	第2回幹事会	・パラシュート降下訓練について ・その他	沖縄市役所第1会議室
4/25(火)	抗議・要請 (手交)	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について(抗議・要請) (発生4/24、通報4/23)	沖縄防衛局
5/4(木)	緊急目視調査 (目視確認)	・F-16コロラド州空軍暫定配備 (約三カ月)	嘉手納基地周辺
5/8(月)	抗議・要請 (文書送付)	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について(抗議・要請) (発生4/24、通報4/23)	第18航空団 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

年月日	会議・活動等	内容等	宛先・場所等
5/8(月)	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> コロラド州空軍第120戦闘中隊の嘉手納基地派遣について その他 	沖縄市役所第1会議室
5/11(木)	緊急目視調査	<ul style="list-style-type: none"> F-16 コロラド州空軍暫定配備に伴う調査 時間：午前8時30分～午前10時 目視確認回数40回 (常駐機27回、外来機13回) 	ロクト J2 屋上 ニライセンター コリンザ
5/12(金)	第4回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について その他 	嘉手納町役場会議室
5/19(金)	抗議・要請 (手交)	<ul style="list-style-type: none"> コロラド州空軍第120戦闘中隊所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について (抗議・要請) (発生 5/4・5、通報 5/3) 	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
5/19(金)	抗議・要請 (手交)	<ul style="list-style-type: none"> 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について (抗議・要請) (発生 5/10、通報 5/10) 	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
5/23(火)	抗議・要請 (手交)	<ul style="list-style-type: none"> コロラド州空軍第120戦闘中隊所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について (抗議・要請) (発生 5/4・5、通報 5/3) 	第18航空団
5/23(火)	抗議・要請 (手交)	<ul style="list-style-type: none"> 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について (抗議・要請) (発生 5/10、通報 5/10) 	第18航空団
5/31(水)	緊急目視調査 (目視確認)	<ul style="list-style-type: none"> U-2 偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用 	嘉手納町役場屋上
5/31(水)	第5回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> U-2 偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用について 嘉手納基地所属 F-15C 戦闘機による部品遺失について その他 	北谷町役場会議室

年月日	会議・活動等	内容等	宛先・場所等
6/1(木)～ 6/2(金)	視察研修	・伊江村における F-35 戦闘機の配備計画及び展開、伊江島補助飛行場パラシュート降下訓練の実態等を視察	伊江村
			
			
6/8(木)	抗議・要請 (手交)	・U-2 偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用について(抗議・要請) (発生 6/1、通報 5/26)	第 18 航空団 沖縄防衛局
6/8(木)	抗議・要請 (手交)	・嘉手納基地所属 F-15C 戦闘機による部品遺失について(抗議・要請) (発生 5/26)	第 18 航空団 沖縄防衛局
6/13(火)	抗議・要請 (文書送付)	・U-2 偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用について(抗議・要請) (発生 6/1、通報 5/26)	外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
6/13(火)	抗議・要請 (文書送付)	・嘉手納基地所属 F-15C 戦闘機による部品遺失について(抗議・要請) (発生 5/26)	外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

年月日	会議・活動等	内容等	宛先・場所等
6/13(火)	抗議・要請 (手交)	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について (抗議・要請) (通報 6/12)	第 18 航空団 沖縄防衛局
6/26(月)	抗議 (文書送付)	・米空軍(嘉手納基地)所属軍人による酒気帯び運転について(抗議) (発生 5/26、通報 5/27) (発生 6/11、通報 6/11)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
6/26(月)	抗議 (文書送付)	・米空軍(嘉手納基地)所属軍人によるひき逃げについて(抗議) (発生 5/29、通報 5/29)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
6/27(火)	第 6 回幹事会	・県外要請について ・その他	沖縄市役所 7 階会議室
7/7(金)	県外要請	・嘉手納飛行場における旧海軍駐機場の使用及びパラシュート降下訓練について(抗議・要請)	防衛省 外務省
			
7/26(水)	緊急目視調査	・F-16 コロラド州空軍暫定配備に伴う調査 時間：午前 8 時～午前 10 時 午後 1 時～午後 3 時 45 分 目視確認回数 179 回 (常駐機 137 回、外来機 42 回)	道の駅かでな
8/17(木)	第 7 回幹事会	・目視調査について ・県外要請について ・その他	嘉手納町役場会議室
8/23(水)	定例目視調査	時間：午前 8 時～午後 6 時 目視確認回数 151 回 (常駐機 138 回、外来機 13 回)	道の駅かでな ニライセンター コリンザ

年月日	会議・活動等	内容等	宛先・場所等
9/19(火)	第8回幹事会	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について ・その他	沖縄市役所庁議室
9/19(火)	抗議・要請 (文書送付)	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について (抗議・要請) (通報9/15)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
9/21(木)	第9回幹事会	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について	北谷町役場
9/22(金)	第10回幹事会	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について	嘉手納町役場
10/4(水)	抗議・要請 (手交、文書送付)	・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について (抗議・要請) (通報9/21)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
10/23(月)	第11回幹事会	・F-35A ライトニングII 戦闘機 (12機)の嘉手納飛行場への飛来 について	北谷町役場
10/24(火)	抗議・要請 (文書送付)	・F-35A ライトニングII 戦闘機 (12機)の嘉手納飛行場への飛来 について(抗議・要請) (通報10/23)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
11/1(水)	第12回幹事会	・F-35A ライトニングII 戦闘機の嘉 手納飛行場への飛来について	嘉手納町役場
11/8(水)	緊急目視調査 (目視確認)	・F-35A ライトニングII 戦闘機の嘉 手納飛行場への飛来	嘉手納町役場屋上 国道58号 (北谷町砂辺)
11/14(火)	定例目視調査	時間：午前8時～午後6時 目視確認回数365回 (常駐機295回、外来機70回)	道の駅かでな ニライセンター コリンザ
11/15(水)	抗議・要請 (文書送付)	・米空軍(嘉手納基地)所属軍人による銃砲刀剣類所持等取締法違反 及び酒気帯び運転について (抗議・要請) (発生11/2・4)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

年月日	会議・活動等	内容等	宛先・場所等
11/28(火)	県外要請 (手交)	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉手納基地使用協定の締結について(要請) ・F-35A ライトニングⅡ戦闘機(12機)の嘉手納飛行場への飛来について(抗議・要請) ・嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について(抗議・要請) 	防衛省 外務省
11/29(水)	第13回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉手納飛行場における日米共同訓練について ・その他 	沖縄市役所第1会議室
12/6(水)	抗議・要請 (文書送付)	<ul style="list-style-type: none"> ・F-35Aによる部品遺失について(抗議・要請) (通報11/30) 	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
12/7(木)	抗議・要請 (文書送付)	<ul style="list-style-type: none"> ・F-35A ライトニングⅡ戦闘機(12機)の嘉手納飛行場への飛来について(抗議・要請) (発生10/30・11/2) 	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
12/14(木)	第14回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場所属のCH-35Eヘリコプターによる部品落下について ・その他 	沖縄市役所第1会議室
12/15(金)	抗議・要請 (文書送付)	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場所属のCH-35Eヘリコプターによる部品落下について(抗議・要請) (発生12/13、通報12/13) 	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

年月日	会議・活動等	内容等	宛先・場所等
平成 30 年 1/8 (月)	緊急目視調査 (目視確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普天間飛行場所属の AH-1Z ヘリコプター民有地への着地 	読谷村
1/10 (水)	抗議・要請 (文書送付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請） (発生 12/24、通報 12/24) 	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
1/10 (水)	抗議・要請 (文書送付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普天間飛行場所属の AH-1Z ヘリコプターの民有地への緊急着陸について（抗議・要請） (発生 1/8、通報 1/8) 	第 3 海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
1/31 (水)	定例目視調査	時間：午前 7 時 50 分～午後 6 時 目視確認回数 144 回 (常駐機 103 回、外来機 41 回)	道の駅かでな ニライセンター コリンザ
3/7 (水)	第 15 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品遺失等について ・ その他 	嘉手納町役場会議室
3/8 (木)	抗議・要請 (文書送付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品遺失等について（抗議・要請） (発生 2/27、通報 3/7) 	第 3 海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
3/26 (月)	第 16 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内要請、県外要請について ・ その他 	嘉手納町役場会議室
3/28 (水)	緊急目視調査	騒音苦情増加に伴う調査 時間：午前 7 時～午後 12 時 目視確認回数 132 回 (常駐機 94 回、外来機 38 回)	道の駅かでな ニライセンター コリンザ

「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」

抗議・要請等一覧(平成22年度～平成29年度)

年月日	件名	宛先
H22.4.13	F-15 戦闘機の附属品の落下について(抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H22.5.11	岩国基地所属の戦闘機等による訓練の中止について(抗議・要請)	沖縄防衛局 第18航空団 外務省沖縄事務所
H22.5.21	F-22A 戦闘機(ラプター)の嘉手納基地への配備について(要請)	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H22.5.21	F-22A 戦闘機(ラプター)の嘉手納基地への飛来について(抗議)	第18航空団
H22.5.31	外来機の飛来並びにクラスター弾等の使用について(要請)	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H22.6.9	F-22A 戦闘機(ラプター)の嘉手納基地への配備について(抗議)	第18航空団
H22.8.16	F-22A 戦闘機(ラプター)の嘉手納基地への配備について(要請)	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H22.8.16	F-22A 戦闘機(ラプター)の嘉手納飛行場への飛来について(抗議)	第18航空団
H22.9.14	嘉手納飛行場における航空機騒音の軽減について(要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H22.10.1	嘉手納飛行場でのJP-8燃料漏れ事故について(抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H22.10.25	第18航空団の即応訓練について(抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H22.12.24	嘉手納弾薬庫地区でのJP-8燃料漏れ事故について(抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.1.19	F-22A 戦闘機(ラプター)の嘉手納飛行場への飛来について(抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.2.15	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について(抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.2.28	嘉手納飛行場でのF-15戦闘機タイヤパンク事故について(抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所

年月日	件名	宛先
H23.2.28	第18航空団の即応訓練について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.4.7	AV-8B ハリアー攻撃機によるフレア発射事故について（抗議・要請）	キャンプバトラー-外交政策部 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.5.16	第18航空団の即応訓練について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.5.25	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.6.6	FA-18 戦闘攻撃機の嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	在沖米海兵隊基地司令官 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.6.10	嘉手納飛行場でのJP-8燃料漏れ事故について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.7.29	嘉手納飛行場でのF-15戦闘機タイヤパンク事故について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.8.19	F-15C 戦闘機による燃料漏れ事故について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H23.9.6	米軍普天間飛行場の嘉手納基地統合案への反対について（要請）	沖縄県知事
H24.2.1	普天間飛行場の嘉手納基地等統合案反対及び県内移設反対について（要請）	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H24.2.1	普天間飛行場の嘉手納基地統合案に係る民主党県連代表代行発言について（抗議）	民主党沖縄県総支部連合会
H24.2.2	普天間飛行場の嘉手納基地統合案反対及び県内移設反対について（要請）	在日米国大使館駐日米国大使 民主党党首 内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣
H24.4.12	FA-18 戦闘攻撃機の嘉手納飛行場への飛来禁止について（要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H24.4.23	AV-8B ハリアー攻撃機の嘉手納飛行場への飛行禁止等について（要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H24.4.23	F-15 戦闘機の墜落事故について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H24.5.17	AV-8B ハリアー攻撃機によるパネル落下事故について（抗議・要請）	米海兵隊太平洋基地政務外交部 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所

年月日	件名	宛先
H24.6.15	F-16 戦闘機の嘉手納飛行場における訓練禁止について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H24.7.12	MV-22 オスプレイの米軍普天間飛行場への配備中止を求める要請	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H24.7.13	MV-22 オスプレイの米軍普天間飛行場への配備中止を求める要請	内閣総理大臣 民主党幹事長 防衛大臣 外務大臣
H24.7.23	MV-22 オスプレイの普天間飛行場への配備中止を求める要請	米海兵隊太平洋基地政務外交部 在沖米総領事館
H24.7.26	F-22A 戦闘機（ラプター）の嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H24.7.26	AV-8B ハリアー攻撃機による緊急着陸事故について（抗議・要請）	米海兵隊太平洋基地政務外交部 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H24.11.8	米兵による住居侵入傷害事件について（抗議）	第 18 航空団 在沖米総領事館
H24.11.9	米兵による住居侵入傷害事件について（要請）	沖縄防衛局
H24.11.15	米兵による住居侵入傷害事件について（要請）	外務省沖縄事務所
H25.1.10	CV-22 オスプレイの嘉手納基地への配備に関する報道について（要請）	沖縄防衛局
H25.1.18	F-22A 戦闘機（ラプター）の嘉手納飛行場への暫定配備について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.1.25	CV-22 オスプレイの嘉手納基地への配備に関する報道について（要請）	外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.2.15	米兵による酒気帯び追突事故について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.5.7	CV-22 オスプレイの嘉手納基地配備に反対する決議（要請）	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.5.23	認可保育園の防音対策事業について（要請）	沖縄防衛局
H25.5.29	F-15 戦闘機の墜落事故について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.6.24	F-22A 戦闘機の配備の継続について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

年月日	件名	宛先
H25.8.1	MV-22 オスプレイの普天間飛行場への追加配備等の撤回を求める（要請）	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.8.1	CV-22 オスプレイの嘉手納基地等への配備に関する報道について（要請）	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.8.9	HH-60 ヘリコプターの墜落事故について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H25.11.8	HH-60 ヘリコプターによる機体装備品の遺失について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局
H25.11.14	第353特殊作戦群区域の開発計画の即時撤回について（要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H26.1.15	F-22 戦闘機の嘉手納飛行場への暫定展開について（抗議）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H26.3.5	MV-22B オスプレイの嘉手納飛行場への飛来禁止について（要請）	米海兵隊太平洋基地司令官 沖縄防衛局
H26.3.6	F-15 戦闘機風防ガラス落下について（抗議）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H26.5.9	HH-60 ヘリコプターによる通風孔の遺失について（抗議・要請）（通風孔のカバーを落下）	第18航空団 沖縄防衛局
H26.5.23	F-15 戦闘機からの部品落下について（抗議・要請）（エンジン部品の一部を落下）	第18航空団 沖縄防衛局
H26.6.4	嘉手納基地所属の米軍機による部品落下事故における飛行停止及び機体総点検について（抗議・要請）（電波高度計測アンテナのカバーを落下）	第18航空団 沖縄防衛局
H26.7.30	米軍施設返還跡地でのドラム缶等調査について（県外要請）	防衛省
H26.9.4	普天間基地所属 AH-1W ヘリコプターによる部品の遺失について（抗議・要請）（給油キャップを紛失）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局
H26.9.22	AV-8B ハリアー攻撃機の緊急着陸について（抗議・要請）（緊急着陸後にタイヤから出火）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局
H26.10.8	F-15 戦闘機からの部品落下について（要請）（機体頂上部のパネルを落下）	外務省沖縄事務所

年月日	件名	宛先
H26.10.22	F-15 戦闘機からの部品落下について (抗議・要請) (機体頂上部のパネルを落下)	第 18 航空団 沖縄防衛局
H26.10.22	F-15 戦闘機からの部品落下について (抗議・要請) (エンジン部品の一部を落下)	第 18 航空団 沖縄防衛局
H26.10.22	CV-22 オスプレイの嘉手納基地等への配備に関する報道について (要請)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H26.11.14	CV-22 オスプレイの嘉手納基地等への配備に関する報道について要請活動	外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H26.12.18	米軍兵による住居不法侵入及び酒気帯び運転について (抗議・要請)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H26.12.25	F-15 戦闘機からの部品落下について (抗議・要請) (機体前方のパネルを落下)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H26.12.26	F-35 戦闘機の駐機場及び格納庫の整備に関する報道について (抗議・要請)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.1.16	F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への暫定展開について (抗議・要請)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H27.1.30	HH-60 救難ヘリコプターからの部品落下について (抗議・要請) (通信ケーブル先端を覆うカバーを落下)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.2.10	F-15 戦闘機からの部品落下について (抗議・要請) (垂直安定板の先端部分を落下)	第 18 航空団 外務省沖縄事務所
H27.2.16	F-15 戦闘機からの部品落下について (要請) (垂直安定板の先端部分を落下)	沖縄防衛局
H27.2.16	EP-3E 電子偵察機からの部品落下について (抗議・要請) (右翼下側の先端にあるヒンジ・アクセス・パネルを落下)	在沖米海軍艦隊活動司令部 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.4.10	嘉手納基地所属の米軍機による部品落下における飛行停止及び機体総点検について (抗議・要請)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.5.22、 5.26～5.28	嘉手納基地使用協定について (要請)	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 防衛省 外務省
H27.6.22	P-3C 海洋哨戒機からの部品落下について (抗議・要請)	在沖米海軍艦隊活動司令部 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.6.24	横田飛行場への配備が計画されている CV-22 オスプレイの運用について (要請) バーモント州空軍所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への暫定展開について (抗議)	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所

年月日	件名	宛先
H27.8.19	米陸軍ヘリコプターの墜落事故について (抗議・要請)	在日米陸軍第10地域支援群 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.10.16	オクラホマ州のタルサ州空軍基地所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について (要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.11.17	オクラホマ州のタルサ州空軍基地所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について (抗議) CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場での運用について (要請)	第18航空団
H27.12.3	オクラホマ州のタルサ州空軍基地所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について (要請)	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H27.12.3	CV-22 オスプレイの嘉手納飛行場での運用に関する要請について (要請)	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.2.12	F-22 戦闘機及び F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への運用について (要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.3.10	第353特殊作戦群エリア開発計画の即時撤回について (要請) KC-130J 空中給油機による部品遺失について (抗議・要請) 嘉手納飛行場における環境対策について (要請)	第三海兵遠征軍 第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.4.13	第353特殊作戦群エリア開発計画の即時撤回について KC-130J 空中給油機による部品遺失について 嘉手納飛行場における環境対策について (3/10 抗議・要請に係る見解伺い)	第18航空団 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.6.3	嘉手納基地軍属の死体遺棄容疑による逮捕について (抗議・要請)	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.6.10	米海軍 (嘉手納基地) 所属軍人による飲酒運転事故について (抗議・要請)	在沖米海軍艦隊活動司令部 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所
H28.7.15	米空軍 (嘉手納基地) 所属軍人による酒気帯び運転について (抗議・要請) F-15 戦闘機によるフレア発射事故について (抗議・要請)	第三海兵遠征軍 第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.7.27	嘉手納基地使用協定について (要請)	防衛省 外務省
H28.8.12	米海軍 (嘉手納基地) 所属軍人による飲酒運転事故について (6/10 抗議・要請に係る回答受入れ)	北谷町役場 3 階 庁議室

年月日	件名	宛先
H28.8.17	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.8.24	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.9.26	米海兵隊 AV-8 ハリアーの墜落事故について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.9.27	米陸軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	在日米陸軍第10地域支援群 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.10.11	米海兵隊 AV-8 ハリアーの飛行再開について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.10.19	米海軍（嘉手納基地）所属軍人による当て逃げ事件について（抗議・要請）	在沖米海軍艦隊活動司令部 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.10.19	米空軍（嘉手納基地）所属軍属による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.10.27	航空機の深夜・早朝飛行の強行実施について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.11.28	米空軍（嘉手納基地）所属二等軍曹による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H28.12.20	MV-22 オスプレイの不時着水事故について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.2.13	岩国基地所属 F-35B ライトニング II の嘉手納飛行場への展開について（要請） 旧海軍駐機場の航空機の使用について（抗議・要請）	第三海兵遠征軍 第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.2.24	米陸軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	在日米陸軍第10地域支援群 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

年月日	件名	宛先
H29.2.28	岩国基地所属 F-35B ライトニング II の嘉手納飛行場への展開について 旧海軍駐機場の航空機の使用について (2/13 抗議・要請に係る見解伺い)	在沖米総領事館
H29.3.10	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による銃刀法違反事件及び詐欺事件について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.4.25	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	沖縄防衛局
H29.5.8	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第 18 航空団 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.5.19	コロラド州空軍第 120 戦闘中隊所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（抗議・要請）	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.5.19	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.5.23	コロラド州空軍第 120 戦闘中隊所属 F-16 戦闘機の嘉手納飛行場への展開について（抗議・要請）	第 18 航空団
H29.5.23	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第 18 航空団
H29.6.8	U-2 偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局
H29.6.8	嘉手納基地所属 F-15C 戦闘機による部品遺失について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局
H29.6.13	U-2 偵察機の嘉手納飛行場への展開に伴う旧海軍駐機場の使用について（抗議・要請）	外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.6.13	嘉手納基地所属 F-15C 戦闘機による部品遺失について（抗議・要請）	外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.6.13	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（抗議・要請）	第 18 航空団 沖縄防衛局
H29.6.26	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.6.26	米空軍（嘉手納基地）所属軍人によるひき逃げについて（抗議）	第 18 航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

年月日	件名	宛先
H29.7.7	嘉手納飛行場における旧海軍駐機場の使用及びパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	防衛省 外務省
H29.9.19	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練の中止について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.10.4	嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.10.24	F-35A ライトニングⅡ戦闘機（12機）の嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.11.15	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による銃砲刀剣類所持等取締法違反及び酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.11.28	嘉手納基地使用協定の締結について（要請） F-35A ライトニングⅡ戦闘機（12機）の嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請） 嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について（抗議・要請）	防衛省 外務省
H29.12.6	F-35A による部品遺失について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.12.7	F-35A ライトニングⅡ戦闘機（12機）の嘉手納飛行場への飛来について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H29.12.15	普天間飛行場所属のCH-35Eヘリコプターによる部品落下について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H30.1.10	米空軍（嘉手納基地）所属軍人による酒気帯び運転について（抗議・要請）	第18航空団 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H30.1.10	普天間飛行場所属のAH-1Zヘリコプターの民有地への緊急着陸について（抗議・要請）	第3海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館
H30.3.8	嘉手納基地所属F-15戦闘機による部品遺失等について（抗議・要請）	第3海兵遠征軍 沖縄防衛局 外務省沖縄事務所 在沖米総領事館

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（以下「三連協」という。）と称する。

(目的)

第2条 三連協は、嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。

(組織及び構成員)

第3条 三連協は、沖縄市、北谷町及び嘉手納町の首長並びに議会議長をもって構成する。ただし、目的達成のために必要がある場合は構成員を増やす事ができる。

2 三連協のもとに、幹事会と事務局を置く。

3 幹事会は、三市町の基地担当職員で構成する。

4 事務局は、会長市町に置く。

5 役員会の出席について、首長が出席できない場合は副市町長が、議会議長が出席できない場合は副議長が出席することができる。

(事業)

第4条 三連協は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 嘉手納飛行場に係る諸問題の調査研究に関すること。

(2) 住民の啓発活動に関すること。

(3) 政府関係省庁及び米軍関係機関への要請活動に関すること。

(4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 三連協に次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長2人

(3) 監事2人

2 会長及び副会長は、構成員のうちから互選する。

3 会長及び副会長の任期は2年とする。

4 監事は、会長市町以外の副市町長をもって充てる。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じ三連協を招集し、議事を司る。

2 事務局は、必要に応じ幹事会を招集し、議事を司る。

(経費)

第7条 三連協の経費は、三市町が均等に負担する。

2 三連協の支出基準は、会長市町の条例等を準用する。

(備品登録)

第8条 備品購入した場合は、事務局において、備品台帳（別記様式）に登録する。

(会計年度)

第9条 三連協の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、三連協の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。

2 嘉手納飛行場へのヘリポート移設反対沖縄市、北谷町及び嘉手納町連絡協議会会則（平成8年9月16日施行）は廃止する。

3 この会則は、平成15年4月1日から施行する。

4 この会則は、平成16年6月8日から施行する。

5 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

6 この会則は、平成23年5月19日から施行する。

7 この会則は、平成25年5月23日から施行する。

8 この会則は、平成27年4月27日から施行する。

三連協歴任会長一覧

1 平成 8年9月16日

「嘉手納飛行場へのヘリポート移設反対沖縄市、北谷町及び嘉手納町連絡協議会」結成

代表世話人：新川秀清（沖縄市長） 事務局：沖縄市

2 平成 9年度 代表世話人：新川秀清（沖縄市長） 事務局：沖縄市

3 平成 10年度 平成 10年4月1日

「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」に呼称変更

会長：仲宗根正和（沖縄市長） 事務局：沖縄市

4 平成 11年度 会長：仲宗根正和（沖縄市長） 事務局：沖縄市

5 平成 12年度 会長：仲宗根正和（沖縄市長） 事務局：沖縄市

6 平成 13年度 会長：仲宗根正和（沖縄市長） 事務局：沖縄市

7 平成 14年度 会長：宮城篤実（嘉手納町長） 事務局：嘉手納町

8 平成 15年度 会長：宮城篤実（嘉手納町長） 事務局：嘉手納町

9 平成 16年度 会長：宮城篤実（嘉手納町長） 事務局：嘉手納町

10 平成 17年度 会長：宮城篤実（嘉手納町長） 事務局：嘉手納町

11 平成 18年度 会長：宮城篤実（嘉手納町長） 事務局：嘉手納町

12 平成 19年度 会長：野国昌春（北谷町長） 事務局：北谷町

13 平成 20年度 会長：野国昌春（北谷町長） 事務局：北谷町

14 平成 21年度 会長：野国昌春（北谷町長） 事務局：北谷町

15 平成 22年度 会長：野国昌春（北谷町長） 事務局：北谷町

16 平成 23年度 会長：東門美津子（沖縄市長） 事務局：沖縄市

17 平成 24年度 会長：東門美津子（沖縄市長） 事務局：沖縄市

18 平成 25年度 会長：當山宏（嘉手納町長） 事務局：嘉手納町

19 平成 26年度 会長：當山宏（嘉手納町長） 事務局：嘉手納町

20 平成 27年度 会長：野国昌春（北谷町長） 事務局：北谷町

21 平成 28年度 会長：野国昌春（北谷町長） 事務局：北谷町

22 平成 29年度 会長：桑江朝千夫（沖縄市長） 事務局：沖縄市

23 平成 30年度 会長：桑江朝千夫（沖縄市長） 事務局：沖縄市

第7項 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）は、県知事及び軍用地等の所在する市町村の長をもって構成される組織であり、米軍基地及び自衛隊基地から派生する諸問題の解決や跡地利用について、県と市町村が相互に協力することを目的に、昭和52年4月8日に設立された。

軍転協の主な活動内容は、米軍基地、自衛隊基地に起因する諸問題を解決するため、日米両政府、米軍に対する要請活動や軍転協会員の研修などである。

平成29年度活動内容

1 会議の開催

（1）幹事会の開催

日 時：平成29年9月7日（木）15時00分～16時00分

場 所：沖縄県庁舎4階第1・2会議室

議 題：（1）平成28年度事業報告について
（2）平成29年度事業計画（案）について
（3）平成29年度定期要請（案）について
（4）平成29年度役員選出について

議 案：（1）平成28年度歳入歳出決算について
（2）平成29年度歳入歳出予算（案）について

（2）総会の開催

日 時：平成29年11月24日（金）10時30分～12時30分

場 所：かりゆしアーバンリゾート那覇6階

議 案：（1）平成28年度事業報告について
（2）平成29年度事業計画（案）について
（3）平成29年度要請活動（案）について
（4）平成29年度役員選出（案）について

2 要請活動

（1）県外要請

要 請 日：平成30年1月24日（水）

要 請 団：9名（県知事、宜野座村長、那覇市長、浦添市長、金武町長、嘉手納町長、北谷町長、読谷村副村長、北中城村副村長）

要請内容：基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請

要請項目：

I 米軍基地負担の軽減について

- 1 在沖海兵隊の国外移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等について
- 2 普天間飛行場の固定化を阻止し、県外移設、早期返還及び危険性除去を実現することについて
- 3 オスプレイの配備について
- 4 米軍人・軍属等による事件等の抜本的防止対策について
- 5 米軍の演習等に伴う事故等の防止及び安全管理の徹底について
- 6 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減について
- 7 米軍の活動及び基地運用による生活環境被害や自然環境破壊の防止対策の強化について
- 8 ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大等、並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について

II 日米地位協定の抜本的な見直しについて

III 米軍施設・区域の返還及び跡地利用に係る諸問題の解決促進について

- 1 駐留軍用地跡地利用に関する諸施策の着実な推進について
- 2 公共事業の実施に伴う駐留軍用地の一部返還の迅速化及び米軍発注工事における県内建設業者による受注機会の拡大について
- 3 駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長について

要請先：内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、外務大臣、防衛大臣、在日米軍司令官、駐日米国大使、自由民主党幹事長、公明党代表

(2) 県内要請

要請日：平成30年1月19日（金）

要請団：7名（宜野座村長、うるま市長、嘉手納町長、北中城村長、国頭村副村長、読谷村副村長、浦添市企画部長）

要請内容：県外要請と同じ

要請先：在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

(3) 緊急要請

要請日：平成30年1月19日（金）、平成30年1月24日（水）

要請団：県外・県内要請と同じ

要請内容：相次ぐ米軍機の事故について

要請先：県外・県内要請と同じ

3 研修会の開催

日 時：平成 30 年 3 月 14 日（水）14 時 00 分～15 時 30 分

場 所：沖縄県中部合同庁舎 4 階 3・4 会議室

テーマ「米軍航空機事故と現地での対応について」

講 師：内閣官房沖縄危機管理官黒川清彦

参 加 者：49 名（県、市町村及び関係団体職員）

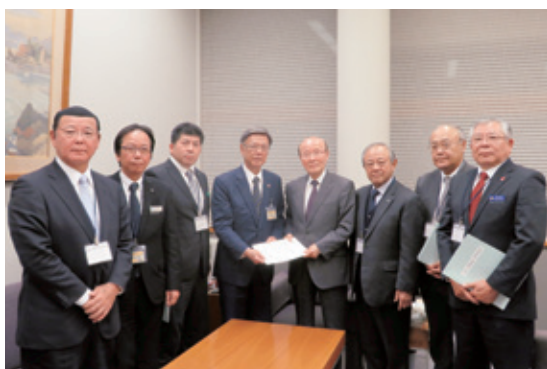
4 視察の実施（県内視察）

日 時：平成 30 年 3 月 14 日（水）

目 的：基地から派生する諸問題の解決を促進する観点から、県内の米軍・自衛隊施設等を視察する。

視 察 先：嘉手納弾薬庫（知花地区）

視 察 団：19 名（県及び市町村職員）



沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会会則

(名称)

本会は、沖縄県軍用地転用第1条 促進・基地問題協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地（以下「軍用地等」という。）について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地（以下「基地」という。）から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、県知事及び軍用地等の所在する市町村の長をもって構成する。ただし、軍用地等の所在しない市町村の長であってもその申し出により構成員となることができる。

(事業)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軍用地等の利・転用促進に関すること。
- (2) 基地問題及び軍用地転用計画（市町村計画）の調査研究に関すること。
- (3) 基地の返還及び整理縮小に関すること。
- (4) 基地被害の防止及び除去に関すること。
- (5) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る渉外及び広報宣伝に関すること。
- (6) 軍用地跡地地主会の結成、指導育成に関すること。
- (7) 基地問題及び軍用地等の利・転用促進に係る資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長2名
- 2 会長は、県知事とする。
- 3 副会長は会員のうちから総会で選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第7条 副会長の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第8条 協議会の総会は、会長が召集する。

2 総会は、毎年度1回の通常総会と会長が必要と認めて召集する臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第9条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 要請書の採択に関する事項
- (2) 事業の計画及び報告に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(総会の議長及び議事)

第10条 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を主宰する。

2 総会の会議は、会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第11条 総会の議決を要する事項で特に緊急を要するものについては、会長が幹事会の意見を聞いた上で、専決処分することができる。

2 会長は、前項の専決処分をした場合においては、次の総会にこれを報告しその承認を求めなければならない。

(幹事)

第12条 協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

2 幹事は、県知事公室基地対策課長、県企画部企画調整課長、軍用地等所在市町村及び第3条ただし書きの市町村の軍用地等関係担当課(室)長を充てる。

3 幹事のうち、県知事公室基地対策課長を幹事長とする。

(幹事会)

第13条 予算及び決算に関する事項、総会の委任を受けた事項、総会に付議する事項、緊急を要する事項及びその他必要な事項を審議させるために協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

2 予算の決定及び決算の承認は幹事会において行う。

3 幹事会は、幹事長が適宜招集し、幹事長が議長となり議事を整理する。

4 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。

(会計監事)

第14条 協議会の会計を監査するため幹事のうちから2人を会計監事とし、幹事長が任命する。

2 会計監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第15条 特定の問題を協議するため、幹事会の決定により専門部会をその都度設置することができる。

2 専門部会は、県、当該問題に関係する軍用地等所在市町村及び第3条ただし書きの市町村をもって構成する。

3 専門部会は、幹事長が主宰する。

4 幹事長は、専門部会における協議事項の結果について、幹事会に報告する。

(意見聴取)

第16条 総会、幹事会及び専門部会は第4条の事業に関する審議を行う場合は、地主会代表者、学識経験者及びその他の者から意見を聴くことができる。

(会計及び経費)

第17条 協議会の会計は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、第3条で規定する構成員が分担する分担金及びその他の収をもって充てる。

(分担金)

第18条 分担金は、総経費の3分の1を県、その他3分の2を市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 市町村が負担する分担金の額は別に定める。

(事務局)

第19条 協議会に事務局を置き、その庶務経理は、県知事公室基地対策課で行う。

2 県知事公室基地対策課長を事務局長とする。

(細則)

会長は、この会則に定める第20条もののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の議決を経て、細則を定めることができる。

附則

- 1 この会則は、昭和 52 年 4 月 8 日から施行する。
- 2 設立当初の協議会の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず昭和 52 年 4 月 8 日から翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

附則（昭和 55 年 1 月 29 日 一部改正）

- 1 この会則は、昭和 55 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 昭和 54 年度県、市町村分担金の割合及びその額は第 17 条の規定にかかわらず別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

附則（昭和 58 年 11 月 22 日 一部改正）

この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 2 年 5 月 25 日 一部改正）

この会則は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 5 年 6 月 15 日 一部改正）

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 10 年 8 月 6 日 一部改正）

この会則は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 11 年 7 月 21 日 一部改正）

この会則は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 12 年 7 月 27 日 一部改正）

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 17 年 8 月 11 日 一部改正）

この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 21 年 8 月 18 日 一部改正）

この会則は、平成 21 年 8 月 19 日から適用する。

附則（平成 23 年 10 月 18 日 一部改正）

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 27 年 1 月 19 日 一部改正）

この会則は、平成 27 年 1 月 20 日から適用する。

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会 役員名簿

(平成31年1月21日現在)

会 長	沖縄県知事 玉 城 デニー
副 会 長	沖縄市長 桑 江 朝千夫
	宜野座村長 當 眞 淳

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会 会員名簿

(平成31年1月21日現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
沖縄県知事	玉 城 デニー	恩納村長	長 浜 善 巳
那覇市長	城 間 幹 子	宜野座村長	當 眞 淳
宜野湾市長	松 川 正 則	金武町長	仲 間 一
石垣市長	中 山 義 隆	伊江村長	島 袋 秀 幸
浦添市長	松 本 哲 治	読谷村長	石 嶺 傳 實
名護市長	渡具知 武 豊	嘉手納町長	當 山 宏
糸満市長	上 原 昭	北谷町長	野 国 昌 春
沖縄市長	桑 江 朝千夫	北中城村長	新 垣 邦 男
うるま市長	島 袋 俊 夫	中城村長	浜 田 京 介
宮古島市長	下 地 敏 彦	渡名喜村長	桃 原 優
南城市長	瑞慶覧 長 敏	北大東村長	宮 城 光 正
国頭村長	宮 城 久 和	久米島町長	大 田 治 雄
東 村 長	伊 集 盛 久	八重瀬町長	新 垣 安 弘
本部町長	平 良 武 康	与那国町長	外 間 守 吉

基地と沖縄市 — 第4章

基地と市議会

第4章 基地と市議会

第1項 組織及び活動

議会には、市民の代表として十分な活動ができるように、議決権、調査権、監査権など多くの権限が与えられており、これらの権限に基づいて、市議会では次のような仕事を行っています。

議決

市議会の最も基本的な権限で、条例を制定、改正、廃止したり、予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得、処分の決定を行います。

選挙・同意

議長、副議長や選挙管理委員などを選挙したり、市長が副市長、教育委員、監査委員などを選任する際に同意を与えます。

検査・監査・調査

市政が適正に行われているかを監視するため、市の事務を調査、検査したり、監査委員に意見を求めます。

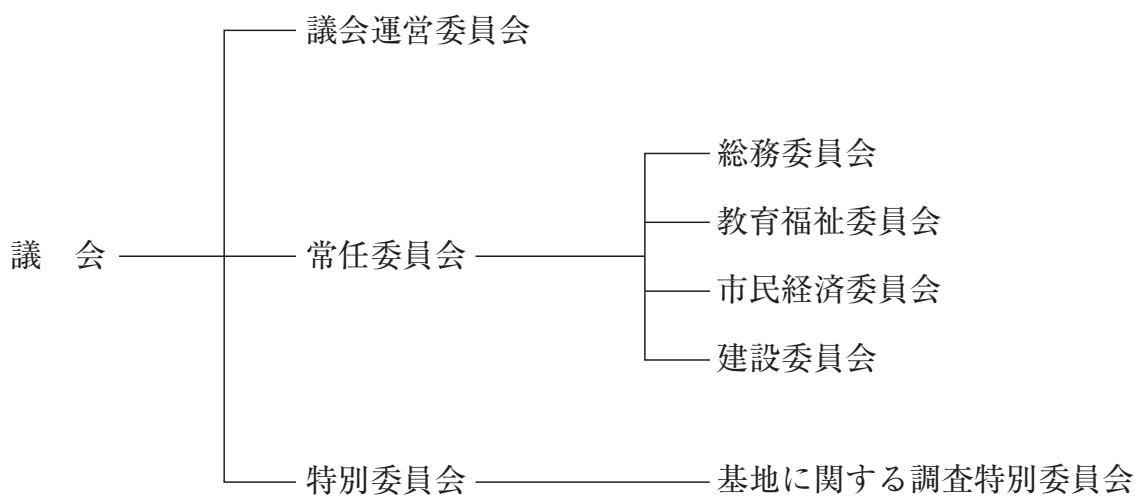
意見書

地方自治法第99条の規定により、市の公益に関することについて議会の意見を記載した文書を国会または関係行政庁に提出します。

決議

議会が行う事実上の意思形成行為で対外的に政治的効果を期待する場合に提出します。

議会の構成



常任委員会

広範多岐にわたり、専門化し技術化していく市の事務を合理的・能率的に調査し、審議するためには委員会を設け、審議することが最も能率的です。そのため、議会が地方公共団体の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行わせるため、条例で定め、常設する委員会です。

特別委員会

常任委員会及び議会運営委員会のほかに、特定事件を審査するために設置される委員会で、本市には米軍基地及び自衛隊基地に関する調査等をおこなうための「基地に関する調査特別委員会」が設置されています。

基地問題に関する可決された意見書・決議一覧

(平成 22 年度～平成 29 年度)

可決年月日	件 名
H22. 4.12	続発する米軍人による事件・事故に関する意見書 続発する米軍人による事件・事故に関する抗議決議
H23. 2.17	嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する意見書 嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する抗議決議
H23. 3.15	ケビン・メア米 국무省 日本部長の発言に対する抗議決議
H23. 4. 1	AV8B ハリアー垂直離着陸攻撃機からの訓練用照明弾（フレア）誤射に関する意見書 AV8B ハリアー垂直離着陸攻撃機からの訓練用照明弾（フレア）誤射に関する抗議決議
H23. 4.18	米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分に関する意見書
H23. 5.13	日米地位協定の抜本的改正の早期実現と続発する米軍人・軍属・その家族による事件・事故に関する意見書 日米地位協定の抜本的改正の早期実現と続発する米軍人・軍属・その家族による事件・事故に関する抗議決議
H23. 6. 9	嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する意見書 嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練に関する抗議決議
H23. 9.12	F-15 戦闘機及び FA18 ホーネット等の機体不備に対する意見書 F-15 戦闘機及び FA18 ホーネット等の機体不備に対する抗議決議
H23. 9.28	在沖米軍基地における枯れ葉剤の使用、貯蔵とその処理に対する意見書
H23.12.16	「垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの米軍普天間飛行場への配備方針」の即時撤回を求める意見書 「垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの米軍普天間飛行場への配備方針」の即時撤回を求める抗議決議
H23.12.16	前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にするとともに環境影響評価書提出の断念を求める抗議決議
H24. 6.28	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

可決年月日	件名
H24. 6.28	米軍普天間飛行場へのMV 22 オスプレイ配備等に反対する意見書 米軍普天間飛行場へのMV 22 オスプレイ配備等に反対する抗議決議
H24. 9.27	米兵による強制わいせつ致傷事件に関する意見書 米兵による強制わいせつ致傷事件に関する抗議決議
H24.10.19	米海軍兵による集団強姦致傷事件に関する意見書 米海軍兵による集団強姦致傷事件に関する抗議決議
H24.11.12	米兵による住居侵入傷害事件に関する意見書 米兵による住居侵入傷害事件に関する抗議決議
H25. 5.31	嘉手納基地所属 F-15 戦闘機の墜落事故に対する意見書 嘉手納基地所属 F-15 戦闘機の墜落事故に対する抗議決議
H25. 6.25	沖縄市サッカー場工事現場からのドラム缶の出土に関する意見書
H25. 7. 1	認可外保育所への防音工事費等の助成を求める意見書
H25. 8. 5	沖縄市サッカー場人工芝敷設工事現場から発見されたドラム缶などのダイオキシン類等検出に関する意見書
H25. 8.12	嘉手納基地所属 HH -60 ヘリコプターの墜落事故に対する意見書 嘉手納基地所属 HH -60 ヘリコプターの墜落事故に対する抗議決議
H26. 3.19	嘉手納基地所属 F -15 戦闘機の風防ガラス落下事故に対する意見書 嘉手納基地所属 F -15 戦闘機の風防ガラス落下事故に対する抗議決議
H26. 6. 2	米軍嘉手納基地所属航空機の相次ぐ部品落下事故に対する意見書 米軍嘉手納基地所属航空機の相次ぐ部品落下事故に対する抗議決議
H26.12.16	本市美里の県道で起きた在沖米海兵隊少佐によるひき逃げ事件に関する意見書 本市美里の県道で起きた在沖米海兵隊少佐によるひき逃げ事件に関する抗議決議
H27. 3.23	相次ぐ米軍機による部品落下事故に関する意見書 相次ぐ米軍機による部品落下事故に関する抗議決議
H27. 3.23	F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する意見書

可決年月日	件 名
H27. 3.23	辺野古沖埋め立て作業を強行する政府に対して抗議し、米軍新基地建設の中止と普天間基地の閉鎖・撤去を求める意見書
H27. 7. 7	相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、綱紀粛正の徹底等を強く求める意見書 相次ぐ米軍人による事件・事故に抗議し、綱紀粛正の徹底等を強く求める抗議決議
H27.10. 2	米軍ヘリ墜落事故に対する意見書 米軍ヘリ墜落事故に対する抗議決議
H28. 3.17	F-22 及び F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に伴う騒音被害増加に関する意見書 F-22 及び F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に伴う騒音被害増加に関する抗議決議
H28. 3.17	度重なる米軍人・軍属による事件事故並びに飲酒運転に対する意見書 度重なる米軍人・軍属による事件事故並びに飲酒運転に対する抗議決議
H28. 3.24	比謝川水系未整備区間拡張工事の早期整備に関する意見書
H28. 3.24	米兵による女性暴行事件に関する意見書 米兵による女性暴行事件に関する抗議決議
H28. 5.25	米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議
H28. 7. 5	在沖米空軍軍属及び在沖米海軍兵による飲酒運転事故に対する意見書 在沖米空軍軍属及び在沖米海軍兵による飲酒運転事故に対する抗議決議
H28. 7. 5	米軍属の覚せい剤取締法等違反に対する意見書 米軍属の覚せい剤取締法等違反に対する抗議決議
H28. 7. 5	防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱の改正に伴う防音工事に係る維持費補助の見直しに対する意見書
H28. 8.18	米軍嘉手納基地所属 F-15 戦闘機からのフレア（照明弾）誤射に対する意見書 米軍嘉手納基地所属 F-15 戦闘機からのフレア（照明弾）誤射に対する抗議決議

可決年月日	件名
H28. 9.26	米海兵隊 AV-8B ハリアー戦闘攻撃機の墜落事故に対する意見書 米海兵隊 AV-8B ハリアー戦闘攻撃機の墜落事故に対する抗議決議
H28.12.19	米軍普天間基地所属 MV-22 オスプレイの相次ぐ事故に対する意見書 米軍普天間基地所属 MV-22 オスプレイの相次ぐ事故に対する抗議決議
H28.12.19	住宅防音工事の予算確保とコンター見直しを求める意見書
H29. 6.15	F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する意見書 F-16 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する抗議決議
H29. 6.15	米軍の相次ぐ SACO 合意違反に対する意見書 米軍の相次ぐ SACO 合意違反に対する抗議決議
H29. 7. 4	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書
H29. 8. 8	嘉手納基地所属米空軍兵による傷害事件に関する意見書 嘉手納基地所属米空軍兵による傷害事件に関する抗議決議
H29. 9.14	米軍普天間基地所属 MV-22 オスプレイのオーストラリア沖墜落事故に対する抗議決議
H29.10. 2	MV-22 オスプレイの大分空港などへのたび重なる緊急着陸に対する抗議決議
H29.10.18	米軍普天間基地所属 CH-53 ヘリコプターの不時着、炎上事故に関する意見書 米軍普天間基地所属 CH-53 ヘリコプターの不時着、炎上事故に関する抗議決議
H29.12.22	F-35A 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する意見書 F-35A 戦闘機の嘉手納基地への暫定配備に関する抗議決議
H29.12.22	米軍普天間基地所属 CH-53E ヘリコプターの窓落下事故に対する意見書 米軍普天間基地所属 CH-53E ヘリコプターの窓落下事故に対する抗議決議
H30. 2.14	米軍機の相次ぐ不時着事案に対する意見書 米軍機の相次ぐ不時着事案に対する抗議決議
H30. 3.23	嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品遺失に対する意見書 嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品遺失に対する抗議決議

基地と沖縄市 — 第5章

基地と市財政

第5章 基地と市財政

第1項 市町村財政における基地関係収入

(1) 基地関係収入

基地を抱える県下の市町村は、基地に関連した収入を得ており、これらの収入（以下、「基地関係収入」と称する）は、当該市町村財政に深く組み込まれ、構造的なものとなっている。

基地関係収入には次のようなものがある。

ア 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（いわゆる「基地周辺整備法」）に基づくもの（防衛省所管）

- (ア) 防音工事等への各種助成事業
- (イ) 特定防衛施設周辺整備調整交付金（SACO 交付金含む）

イ 基地交付金（総務省所管）

- (ア) 助成交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）
- (イ) 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金要綱）

ウ 市町村が軍用地主としての立場から受け取る地代等（市町村歳入の財産運用収入に計上）

エ その他の補助金等

- (ア) 返還道路整備事業補助金
- (イ) 防音事業関連維持費補助金
- (ウ) 施設区域取得事務委託金
- (エ) 再編交付金
- (オ) 再編推進事業補助金
- (カ) 残地補償金
- (キ) 防衛施設周辺補償事業補助金交付要領による補助事業
- (ク) 防衛省関連文化財発掘事業 等

(2) 市町村の基地関係収入の現状

平成 28 年度における県内 41 市町村全体の歳入総額は約 7,776 億円で、このうち基地関係収入が約 278 億円あり、全体の 3.6 パーセントを占めている。

本市における平成 28 年度歳入総額は約 679 億円で、このうち基地関係収入が約 39 億円あり、5.8 パーセントを占めている。

基地所在市町村 26 団体^{※1}の歳入総額に占める基地関係収入の割合は、4.1 パーセントとなっている。

歳入総額（億円）				割合（％）	
41 市町村 A	基地所在 26 市町村 B	基地関係 収入 C	うち基地所在 市町村分 D	D/A	D/B
7,776	6,653	278	276	3.6	4.1

なお、基地関係収入が歳入総額の 5 パーセント以上を占める市町村は本市を含む 13 団体あり、うち 20 パーセント以上を占める市町村は、宜野座村、恩納村、金武町及び嘉手納町の 4 団体となっている。この数値は、いわば財政の基地依存度を示すものといえる。

割合	団体数	団体名
20%以上	4	宜野座村、恩納村、金武町、嘉手納町
10～20%	0	—
5～10%	9	宜野湾市、名護市、沖縄市、国頭村、伊江村、読谷村、北谷町、北中城村、渡名喜村
0～5%未満	14	那覇市、石垣市、浦添市、糸満市、うるま市、宮古島市、南城市、東村、本部町、中城村 ^{※2} 、西原町 ^{※2} 、久米島町、八重瀬町、与那国町
収入なし	14	上記以外の市町村

※1：基地所在市町村のうち、北大東村は基地関係収入がない。

※2：中城村、西原町は、基地所在市町村ではないが、基地収入がある。

また、金額ベースで見ると、基地関係収入 1 億円未満が 8 団体、1 億から 10 億円未満が 8 団体、10 億円以上が本市を含む 11 団体となっている。

区分	団体数	団体名
20 億円以上	6	名護市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、嘉手納町
15～20 億円	3	宜野湾市、うるま市、北谷町
10～15 億円	2	浦添市、読谷村
5～10 億円	3	那覇市、伊江村、北中城村
1～5 億円	5	国頭村、東村、西原町、渡名喜村、久米島町
1 億円未満	8	石垣市、糸満市、宮古島市、南城市、本部町、中城村、八重瀬町、与那国町
収入なし	14	上記以外の市町村

基地関係収入の種類別内訳をみると、基地交付金・調整交付金が71億円、基地関係の財産運用収入（軍用地料等）が112億円、防衛施設周辺整備補助金・委託金が74億円となっている。

単位：億円

基地交付金・調整交付金	基地関係の財産運用収入	防衛施設周辺整備補助金・委託金	その他の補助・委託金	合計
71	112	74	20	278

（3）基地関係収入と市町村財政への影響

平成28年度市町村決算において、歳入総額に占める基地関係収入の割合を見ると、宜野座村の35.2パーセントを筆頭に、恩納村の30.1パーセント、金武町27.5パーセント、嘉手納町21.9パーセント、以下、伊江村、北谷町、読谷村等の順が続いている。

これらの市町村の平成28年度における経常一般財源等比率をみると、宜野座村154.5パーセント、恩納村141.3パーセント、金武町144.5パーセント、嘉手納町137.8パーセントとなっており、上位はすべて基地所在市町村が占めている。

経常一般財源等比率は、経常一般収入額を標準財政規模で除した数値で、一般財源について標準的に期待される額と現実の収入額の割合を示し、平成28年度の市町村平均は105.4パーセントとなっている。

また、経常収支比率は、経常的な一般財源が義務的性格の強い経常費にどの程度充当されているかという指標で、財政のエンゲル係数といわれ、率の低いほど好ましいものであるが、平成28年度の市町村の平均が86.7パーセントのところ、嘉手納町72.3パーセント、伊江村78.1パーセント、恩納村80.4パーセント、北谷町81.1パーセント、沖縄市84.7パーセントとなっている。

このように、一般的に、基地所在市町村は、基地のない市町村に比べ、財源が豊かで財政構造も弾力的な構造となっている。

逆にいえば、もし、これらの基地関係収入が大幅に減少またはゼロになった場合には、財政に大きな打撃を被ることとなる。ゆえに、基地依存の財政体質からの脱却は、基地所在市町村にとって大きな課題の一つであると言えることができる。

市町村基地関係収入(平成28年度基地に関連する収入)

(単位:千円、%)

区分	市町村名	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律										基地交付金		返還道路整備事業補助金	防音事業関連維持補助金	施設区域取得事務委託金	財産運用収入(基地関係のみ)	その他	うち再編交付金	合計	購入総額に占める割合(%)	購入総額(決算額)
		防音防止工事の助成(第3条)	住宅の防音工事の助成(第4条)	後継の補償等(第5条)	民生安定施設の助成(第8条)	特定防衛施設周辺整備調整交付金(第9条)	小計	国有提供施設等所在市町村助成交付金	施設等所在市町村調整交付金	小計												
◎	1 那覇市	0	0	0	70,600	70,600	232,885	56,983	289,868	0	52,538	200	105,460	0	518,666	0.3	150,197,516					
○	2 宜野湾市	21,260	0	0	397,414	301,341	158,377	452,775	611,152	121,253	72,930	400	262,755	193,389	1,981,894	5.0	39,854,563					
○	3 石垣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	27,660,192					
○	4 浦添市	182,130	0	0	47,419	77,519	179,407	297,970	477,377	0	81,862	200	2,070,824	215,671	1,082,178	2.0	55,090,829					
◎	5 名護市	437,824	0	0	85,893	523,717	103,115	186,965	290,080	0	0	400	2,885,021	0	2,885,021	7.3	39,608,192					
□	6 糸満市	0	0	0	0	0	15,158	0	15,158	0	0	0	0	0	0	0.0	26,440,543					
◎	7 沖縄市	88,569	0	0	425,372	538,282	474,407	886,457	1,360,864	0	146,370	900	1,186,065	169,872	3,916,294	5.8	67,949,024					
◎	8 豊見城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	26,786,658					
◎	9 うるま市	61,303	0	0	218,246	184,788	137,509	453,088	592,597	0	128,036	800	343,189	35	1,528,994	2.6	57,709,730					
□	10 宮古島市	0	0	0	0	0	21,971	0	21,971	0	0	0	0	0	21,971	0.1	41,554,684					
□	11 南城市	0	0	0	0	0	14,100	0	14,100	0	0	0	0	0	14,100	0.1	25,502,607					
◎	12 国頭村	0	0	0	159,021	40,193	199,214	41,953	34,350	76,303	0	45,244	250	0	321,011	5.0	6,995,608					
□	13 大宜味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	4,074,248					
○	14 東村	0	0	0	66,363	66,363	68,608	46,442	115,050	0	0	0	0	0	181,413	4.7	3,850,267					
◎	15 今帰仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	6,575,192					
◎	16 本部町	0	0	0	0	0	300	12,765	13,065	0	0	0	0	0	13,065	0.2	8,040,715					
◎	17 恩納村	773,837	0	0	117,846	891,683	40,842	20,617	61,459	0	12,638	600	1,771,394	0	2,737,774	30.1	9,090,877					
○	18 宜野座村	0	0	0	58,484	141,893	200,157	59,286	53,699	112,965	0	6,966	200	1,967,083	511,613	2,798,984	35.2	7,955,690				
◎	19 金武町	0	0	0	5,450	145,050	150,500	253,427	260,439	513,866	0	14,984	1,000	2,011,711	107,403	2,799,464	27.5	10,170,885				
○	20 伊江村	38,066	0	0	161,029	325,113	486,142	46,991	28,924	75,915	0	5,127	700	0	567,884	9.9	5,724,554					
○	21 読谷村	0	0	0	225,106	239,269	500,441	89,098	241,909	331,007	0	0	200	612,432	41,726	1,485,806	8.8	16,939,401				
○	22 嘉手納町	79,126	0	0	507,858	586,984	270,426	732,476	1,002,902	0	23,213	1,010	483,299	0	2,097,408	21.9	9,563,791					
○	23 北谷町	116,287	0	0	522,713	639,000	254,964	538,548	793,512	0	23,690	200	292,325	0	1,748,727	9.8	17,877,529					
○	24 北中城村	32,633	0	0	131,901	55,749	270,283	86,014	245,932	331,946	0	9,124	200	33,772	0	595,325	6.6	8,978,473				
25	中城村	0	0	0	35,308	0	35,308	0	0	0	0	11,719	0	0	47,027	0.7	7,106,076					
26	西原町	116,743	0	0	0	0	116,743	0	0	0	0	13,234	0	0	129,977	0.9	14,313,568					
27	与那原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	7,275,022					
28	南風原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	16,486,473					
29	渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	1,819,024					
30	陸間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	2,256,888					
31	粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	1,678,338					
○	32 渡名喜村	0	0	0	80,271	80,271	0	71,600	7,160	0	621	100	14,236	0	102,388	8.7	1,171,403					
33	南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	4,351,285					
○	34 北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	2,997,547					
35	伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	3,540,681					
36	伊是名村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	3,022,914					
◎	37 久米島町	0	0	0	32,422	62,102	94,524	22,688	300	22,988	0	19,333	0	0	136,845	1.7	7,947,440					
□	38 八重瀬町	0	0	0	0	0	9,170	0	9,170	0	0	3,301	0	0	12,471	0.1	13,593,926					
40	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	6,339,424					
40	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	6,705,733					
□	41 与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,012	0	0	15,012	0.4	3,416,735					
都市計	791,086	0	0	0	1,088,451	1,258,423	3,137,960	1,337,229	2,336,238	3,673,467	121,253	481,736	2,900	3,968,293	578,967	11,964,576	2.1	568,354,538				
町村計	1,154,692	0	0	0	808,701	2,304,220	4,267,613	1,243,747	2,223,561	3,467,308	0	121,316	4,460	7,269,142	660,742	15,790,581	7.2	219,259,707				
市町村計	1,945,778	0	0	0	1,897,152	3,562,643	7,405,573	2,580,976	4,559,799	7,140,775	121,253	603,082	7,360	11,237,435	1,239,709	27,755,157	3.6	777,614,245				

注1. 米軍基地または自衛隊基地が所在するのは、計26市町村となっている。
 ◎米軍基地及び自衛隊基地が所在する市町村(9団体) ○米軍基地のみが所在する市町村(12団体)
 □自衛隊基地のみが所在する市町村(5団体)
 2. 基地の所在しない市町村であっても、近隣基地による騒音等の影響から、助成等される場合がある。
 3. 基地交付金及び購入総額(決算額)以外は各市町村の報告数値である。
 4. その他は、残地補償金、防衛施設周辺補償事業補助金交付要領による補償事業及び防衛省関連文化財発掘事業等である。
 5. 沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)を基に作成。

沖繩市における基地関係収入の状況

平成31年2月現在

(単位:千円)

年度	国有提供施設等所在市町村交付金	施設等所在市町村調整交付金	防衛施設周辺(3条)調整(障害防止)	防衛施設周辺(8条)調整(民生安定)	防衛施設周辺(9条)調整(特定防衛)	再編推進事業交付金	編進事業補助金	提供施設用地賃料	撤地残補償	山原地補償	防音関連維持補助金	施設区取得費	SACO関係特別補助	SACO関係特別交付金(特定防衛)	補助金交付要綱に よる補助 及びその他	合計
平成22年度	568,548	788,877	84,309	245,409	392,754	0	0	1,024,680	50,664	50,664	141,432	900	0	90,000	3,402	3,390,975
平成23年度	548,677	784,949	68,552	219,329	577,938	0	0	1,034,480	51,140	51,140	145,638	900	0	90,000	1,842	3,523,445
平成24年度	528,781	804,199	70,149	428,331	568,428	0	0	1,053,500	52,082	52,082	143,025	900	0	90,000	0	3,739,395
平成25年度	508,871	825,972	98,110	1,384,642	541,214	0	0	1,119,543	55,462	55,462	148,352	900	0	50,106	0	4,733,172
平成26年度	499,878	832,580	54,731	0	508,189	0	0	1,137,127	56,158	56,158	146,057	900	0	69,894	0	3,305,514
平成27年度	484,878	832,768	96,468	42,411	513,329	0	0	1,160,812	57,163	57,163	141,220	900	0	60,000	0	3,389,949
平成28年度	474,407	886,457	88,569	425,372	511,732	111,690	0	1,186,065	58,182	58,182	146,370	900	0	40,050	0	3,929,794
平成29年度	474,407	890,673	154,003	881,223	784,049	55,859	0	1,206,494	58,948	58,948	142,991	900	0	0	0	4,649,547
平成30年度	471,393	894,691	254,722	76,000	595,631	107,456	2,343,200	1,222,391	59,502	59,502	145,708	900	0	0	0	6,171,594
平成31年度	471,393	894,691	611,966	116,994	580,000	100,000	8,716,888	1,222,391	59,502	59,502	133,144	900	0	0	0	12,907,869

※平成29年度までは決算額。

※平成30年度は2月補正後の予算額。平成31年度は当初予算額。防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく事業等は下記のとおり。

(1) 第3条 障害防止工事の助成事業 予算措置額:611,966

- 美東小学校校舎併行防音事業 407,861
- 越來小学校校舎併行防音事業 41,921
- 学校施設保全更新事業(小学校) 5,402
- 学校施設保全更新事業(中学校) 126,194
- 安慶田幼稚園舎併行防音事業 27,931
- 島袋幼稚園舎併行防音事業 1,158
- 美東幼稚園舎併行防音事業 1,499

(2) 第8条 民生安定施設の助成事業 予算措置額:116,994

- 堆肥化設備整備事業 56,214
 - 市北部地区公園整備事業 44,792
 - 消防車両購入事業 15,988
- (3) 再編交付金 予算措置額:100,000
- 再編交付金(基金積立分) 62,500
 - 市北部地区公園整備事業 37,500

(4) 再編推進事業補助金 予算措置額:8,716,888

- 沖縄アリーナ整備事業 8,716,888

(5) 第9条 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 予算措置額:580,000 [企画配分:580,000]

一次配分予定交付額(400,000) < 予算措置額:400,000 > [企画配分:400,000]

- 保安灯設置事業 46,250 ■道路整備事業(9条) 29,625 ■公園整備事業(9条) 32,296
- 公共下水道維持補修事業(9条) 29,053 ■市保育所施設等整備事業 4,580 ■幼稚園管理費 4,141
- かりゆし交流センター改修事業 3,246 ■市民会館改修事業 37,200 ■学校施設保全更新事業 29,055
- 室川小学校屋外運動場整備事業 47,161 ■教育用コンピュータ整備事業(小学校) 47,686
- 美東中学校校舎新増改築事業 43,467 ■安慶田幼稚園舎新増改築事業 28,381
- 青少年センター運営費 2,334 ■調理場備品購入事業 10,617 ■総合運動場整備事業 4,908

二次配分予定交付額(180,000) < 予算措置額:180,000 > [企画配分:180,000]

- 道路整備事業(9条) 45,000 ■公園整備事業(9条) 66,000 ■室川小学校屋外運動場整備事業 30,000
- 美東中学校校舎新増改築事業 19,000 ■安慶田幼稚園舎新増改築事業 20,000

基地と沖縄市 — 第6章

基地周辺整備事業

第6章 基地周辺整備事業

第1項 国の基地周辺対策

基地を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、また、基地に起因する問題も広範多岐にわたるとともに深刻化している。

基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために講じられている国の施策の概要は次のとおりである。

(1) 基地周辺整備事業

昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下、本節において「特損法」という。）」は、米軍等の行為により損失、損害が発生したときの補償制度を確立したものであり、補償の対象も農林業、学校教育事業、医療保険事業等の特定の業種を営む者に限定され、周辺地域の住民の被害を未然に防止軽減するものではなかった。

その後、行政措置により騒音防止、防災工事、道路整備、飛行場周辺の安全対策事業として住宅移転等の補償等が行われてきたが、基地問題の抜本的解決には至らなかった。

そのため、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が制定され、これまで行政措置で実施してきた各種障害に対する防止及び軽減措置について法制化するとともに、市町村が行う施設周辺の民生安定事業に対しても助成措置が講じられることになった。

しかし、昭和40年代後半になると、高度経済成長に伴う基地周辺の都市化現象の進展、地域開発計画との統合が生じ、また、生活環境保全に関する住民意識の高揚等があつて、従前の措置では十分な対応は困難となってきたため、従前の内容のほか、新たな飛行場周辺の航空機騒音対策として、住宅防音工事、緑地帯の整備等及び公共用施設の整備に充てる費用としての特定防衛施設周辺整備調整交付金制度を新設した「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」が、昭和49年6月27日、基地周辺の地方公共団体や住民等の強い要望もあつて成立した。

本県においては、復帰前はこれら被害に対して、一部外国補償請求法等に基づく補償制度はあったもののほとんど救済の途はなく、特に被害防止等のための基地周辺対策については全くといっていいほど措置されなかった。

復帰後においては、各種の補償制度や周辺対策制度が適用され、障害の防止又は軽減及び基地周辺の民生安定等のため種々の施策が講じられるようになった。

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」は、第1条において、「自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与すること」を目的としている。

同法における主な施策は次のとおりである。

1. 障害防止工事の助成

ア 障害防止工事の助成（法第3条第1項）

地方公共団体等が、米軍等の特定の行為による障害（①機甲車両等の頻繁な使用による道路の損傷、②戦車等及び射撃訓練による演習場の荒廃、付近の河川での洪水や土砂流出等の被害、③通信施設等からの強力な電波発射や航空機の低空飛行による周辺民家のテレビ映像が不鮮明になること等）を防止又は軽減するため、道路や河川の改修、砂防えん堤の設置、共同通信アンテナ設置等の工事を行うときは、国が予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

法の運用にあたっての地元地方公共団体の意向の十分な反映、予算の増額、補助対象の拡大等を渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

イ 学校等騒音防止工事の助成（法第3条第2項）

学校教育の場や病弱者等の身体的弱者保護の場は、特に静穏を必要とされることから、米軍等の航空機の離着陸、射撃、爆撃等の使用の頻繁な実施等による著しい音響を防止し、又は軽減するため、学校、病院、診療所、助産所、保健所、保育所、特別養護老人ホーム、母子健康センター、福祉型障害児入所施設等の施設について、地方公共団体等が必要な工事を行うときは、国がその者に対し予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助する制度である。

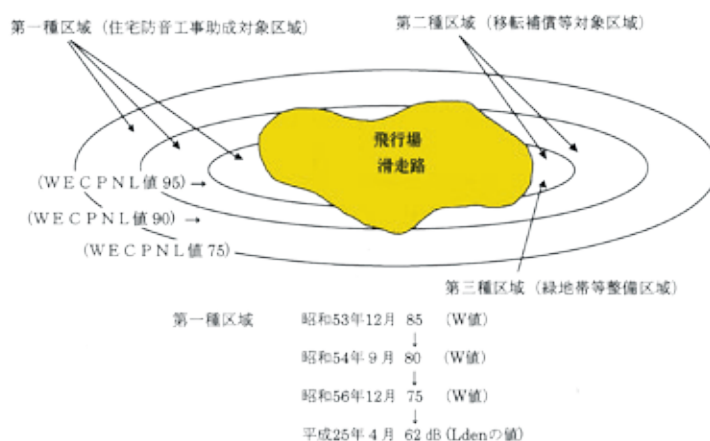
現行の補助制度については、現場から学校等の防音施設に係る維持管理費、耐用年数を経過した空調機器等の更新並びに一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担にしてほしいとの改善要望が出されていることから、県でもこれを渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

2. 住宅防音工事の助成（法第4条）

防衛大臣は、米軍等の飛行場や対地射撃場の周辺地域において、航空機の騒音の度合を防衛省令で定める方法で測定し、その算定結果を基準に外側から第一種（WECPNL値（以下「W値」という）75以上）、第二種（W値90以上）、第三種（W値95以上）の区域を指定している（次図参照）。

第一種区域に指定の際、現に所在する住宅について、その所有者等が防音工事を行うときは、国がその工事に対し助成する制度である。

【飛行場周辺における区域図】



【WECPNL】

WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略で音響の強度（dB（A）：デシベル）、発生頻度、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位である。

【航空機騒音に係る環境基準の一部改正について】

「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）の一部改正により、航空機騒音に係る評価指数が「WECPNL」から「L den」に変更されたことに伴い、「防衛施設周辺の生活環境等に関する法律施行規則」（昭和49年総理府令第43号）が一部改正され、平成25年4月1日以降の第一種区域等の指定については「L den」が適用されている。

第一種区域は62dB、第二種区域は73dB、第三種区域は76dBとなっている。

【L den】

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。評価については、算式アにより1日ごとのL denを算出し、全測定日のL denについて、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

注：i、j及びkとは各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、基準化時間（1秒）いい、 T とは、観測1日の時間（86,400秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

注：Nとは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうちi番目の測定日の L_{den} をいう。

現行の補助制度については、当該市長村からも年々改善要望が出されており、県もこれを受け、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して、以下の要望を国に対し行っているところである。

① 防音工事に係る補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。

なお、運用上、一部補助対象施設と認められている認可外保育施設については、その全てを補助対象施設とすること。また、随時、騒音調査を行い、砲射撃演習等の騒音に関する住宅防音工事対象区域の拡大と予算の十分な確保に努めること。

② 住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう十分な予算の確保に努めること。また、空気調和機器機能復旧工事や高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事は優先的に実施すること。

③ 住宅防音工事については、対象区域の拡大（周回飛行コース下等）及び全室施工を図るとともに、環境基準達成を目的とした年次計画をたてて、早急の実施完了するよう努力すること。

と。また、区域指定後の新築・増改築住宅や防音工事実施済住宅の建て替えに伴う防音工事の再補助（建て替え防音工事）についても、制度の拡充と十分な予算の確保に努めること。

- ④ 第1種区域に係る指定値を、62 デシベル（L den 値）から航空機騒音の環境基準 57 デシベル（L den 値）に改めること。
- ⑤ 住宅防音工事区域の指定・変更にあたっては、騒音被害の実態、住宅の分布状況、地形等を考慮し、特に区画については、地元地方公共団体及び地元住民の意向を十分に尊重のうえ対処すること。また、第1種区域内は全て第Ⅰ工法とするなど防音工事施工基準の改善及び工事費の限度額の引上げを図ること。なお、米軍飛行場の運用の変更等により騒音状況に悪化が認められる場合は、早急に住宅防音工事区域の指定・変更を実施すること。
- ⑥ 住宅及び義務教育施設等（工事種別を問わない。）の防音施設に係る維持管理費（光熱費）、耐用年数を経過した空調機器の更新並びに一定の年月を経過し老朽化が著しく、防音効果が低下した建具等の更新についても全額国庫負担とすること。
特に、生活保護世帯については、さらに充実すること。
- ⑦ 航空機騒音に関して、次の措置を講ずること。
 - ・国における基地周辺の常時騒音測定機器の増設及び低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域への騒音測定器等設置による調査体制の整備及び測定データの公表
 - ・国における電話機の増設、人員の確保等苦情処理体制の充実
 - ・地元地方公共団体の苦情処理に対する助成
- ⑧ 航空機騒音の周辺住民に与える影響について、早急に国による実態調査を実施し、調査方法及び調査結果を速やかに公表すること。また、その結果、受忍限度を超える騒音被害がある場合は、早急に改善を図るとともに、騒音被害が軽減されるまでの間、当該調査結果をもとに、地域の実情を踏まえた交付金制度を創設すること。
- ⑨ 地方公共団体が実施する航空機騒音対策のための騒音調査について、測定機器の整備費・保守管理費・更新に係る経費及び測定に要する経費に対する助成措置を講ずること。
- ⑩ テレビ受信料の助成区域を拡大し、助成額の増額を行うとともに、電話通信料の助成措置を講ずること。
- ⑪ 国が進めているテレビのデジタル放送についても、基地に起因する電波障害等の影響を調査し、必要な措置を講ずること。

【住宅防音工事の実施状況】

国は昭和 53 年 12 月 28 日、嘉手納飛行場周辺について防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 4 条、第 5 条、第 6 条に基づいて第一種、第二種、第三種区域を指定した。住宅防音工事の対象となる第一種区域は、うるささ指数が W 値 85 以上から 80 以上に改正されたことに伴い、国は昭和 56 年 7 月 18 日、嘉手納飛行場周辺の区域を指定し、普天間飛行場周辺（宜野湾市の一部）の区域を指定した。

また、同法施行規則で定める第一種区域の W 値が環境基準のⅡ類型と同じ 75 以上まで再度引き下げられたことに伴い、国は昭和 58 年 3 月 10 日、嘉手納飛行場周辺の区域を、昭和 58 年 9 月 10 日、普天間飛行場周辺の区域を指定した。これにより、嘉手納飛行場に係る第一種区域は嘉手納町、北谷町、読谷村の全域を含む沖縄市、石川市（現うるま市）、宜野湾市、具

志川市（現うるま市）、北中城村、恩納村の9市町村、普天間飛行場に係る第一種区域は宜野湾市、浦添市、北谷町、北中城村の4市町村にまたがっている。

なお、全国の第一種区域については、最終指定告示以降相当の年数が経過し、その間、航空機の騒音状況に変化が見られること、平成14年7月に当時の防衛施設庁長官の私的懇談会である「飛行場周辺における環境整備のあり方に関する懇談会」において、「真に騒音の被害を受けている住民に対して限られた財源を効果的に支出すべきとの観点から、改めて、計画的に全国の飛行場施設の騒音度を調査した上で、飛行場施設周辺区域の見直しを行い、第一種区域等を現状の騒音状況と整合させる必要がある。」との提言があったことから、全国の飛行場において順次区域見直し作業が進められている。

3. 移転補償等（法第5条）

第一種区域で、特に人が居住するに好ましくないとして防衛大臣が指定する区域（第二種区域、W値90以上）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹等について、その所有者が第二種区域以外のところに移転し又は除去する場合には、国がその者に対し予算の範囲内に為いて補償する制度である。

移転補償費の引上げ等を渉外関係主要都道府県知事連絡協議会を通して国に要望しているところである。

4. 民生安定施設の助成（法第8条）

米軍基地等の設置又は運用により、その周辺住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に役立つように生活環境施設（道路、公園、消防施設、養護老人ホーム、し尿処理・ごみ処理施設等）や事業経営の安定に寄与する施設（農林漁業用施設等）を整備する場合に、国がその費用の一部を補助する制度である。

この制度の補助割合は、障害の緩和に資するという民生安定の助成の趣旨から原則として一部補助となっているが、本県における適用については特例が設けられ、一部の補助対象施設については、全額補助が認められる。

5. 特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）

米軍基地等のうち、ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、港湾、大規模な弾薬庫及び市町村の面積に占める割合の大きい米軍基地等は、一般に面積が極めて広大で、その存在や運用が周辺地域の生活環境や地域開発に広範かつ著しく影響を及ぼしている。

米軍基地等の設置、運用により発生する騒音等の障害を防止、軽減するため、国は防音工事助成等の施策を講じているが、それでもなお基地周辺の市町村は、基地のない（少ない）市町村に比して生活環境や地域開発に影響を受けていることから、この交付金制度が確立された。

防衛大臣は、このような米軍基地等を「特定防衛施設」として、またこの防衛施設の周辺地域の市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定することができ、指定された市町村には、公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うための費用に充てるための特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

交付金の対象としては、交通施設及び通信施設、スポーツ又はレクリエーション施設、環境衛

生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防施設、産業振興に寄与する施設などの公共施設整備のほか、平成 23 年 4 月の「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部改正」により、医療費の助成やコミュニティバスの運営費の助成など、いわゆるソフト事業も対象となるなど、幅広いものとなっている。

なお、この交付金は、基地交付金及び調整交付金と違って市町村の一般財源となるような財政補給金的な交付金ではなく、特定の公共用の施設整備のため交付されるものである。

また、平成 8 年 12 月の SACO 最終報告を受け、SACO 合意事案を受け入れた市町村に対し、「特定防衛施設周辺整備調整交付金」の特別交付分（以下、本章において「SACO 交付金」という。）が計上されるようになった。

沖縄県における平成 28 年度の SACO 交付金の実績は、読谷補助飛行場のパラシュート降下訓練の移転先である伊江村に 1 億 9,600 万円、嘉手納飛行場の海軍駐機場の移転先である沖縄市に 6,000 万円となっている。

特定防衛施設と特定防衛施設関連市町村（沖縄県）

沖縄防衛局の資料による

特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
嘉手納飛行場	沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町
キャンプ・シュワブ	名護市
キャンプ・ハンセン	名護市、恩納村、宜野座村、金武町
伊江島補助飛行場	伊江村
鳥島射爆撃場	久米島町
久米島射爆撃場	久米島町
出砂島射爆撃場	渡名喜村
那覇港湾に所在する防衛施設	那覇市
金武、中城湾に所在する防衛施設 (天顔浅橋、陸軍貯油施設、海上自衛隊 沖縄基地及びホワイト・ビーチ地区に限る。)	うるま市
嘉手納弾薬庫地区	うるま市、沖縄市、恩納村、読谷村、嘉手納町
普天間飛行場	宜野湾市
牧港補給地区	浦添市
北部訓練場	国頭村、東村
キャンプ瑞慶覧	北谷町、北中城村

(2) 再編交付金

再編交付金は、平成 18 年 5 月に日米間でとりまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」を確実に実施するため、平成 19 年 3 月に施行された「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（以下、本章において「再編特措法」という。）に基づく交付金で、再編を実施する前後の期間（原則 10 年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性向上や産業の振興への寄与を目的に交付されるものである。

防衛大臣は、米軍再編に伴い負担が増加する防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として指定するとともに、当該施設が所在する市町村のほか、再編の内容が航空機部隊の移転や航空

機の訓練移転の場合にはその周辺市町村における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合、当該市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、再編交付金を交付する。

交付金の交付額は、防衛施設の面積の変化、飛行場や港湾の施設整備の状況、航空機・艦船の数や種類の変化、人員数の変化等を基礎として算定され、再編事業の進捗率を加味した上で、年度毎の予算の範囲内で交付される。

交付金の対象事業は公民館・図書館、託児所の整備等の施設整備から、特産品開発支援、コミュニティ・バスの運行等のソフト事業まで幅広いものとなっている。

再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村（沖縄県）

再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
キャンプ・シュワブ	名護市、宜野座村
キャンプ・ハンセン	金武町、宜野座村、恩納村
那覇港湾施設代替施設	浦添市
トリイ通信施設	読谷村
嘉手納弾薬庫	沖縄市

(3) 基地交付金等

米軍等に使用させている国有固定資産や米軍所有の固定資産には税金が課されない。また、米軍人等に対しても、住民税が非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税収減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、国から基地交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

1. 基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

ア 趣旨

基地交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律第104号）の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産や自衛隊が使用する固定資産の台帳価格に応じて基地所在市町村に交付されている。

米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に若しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

イ 対象資産

- a 米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- b 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

米軍においてはすべての資産を対象としているのに対し、自衛隊が使用する資産については、国の公用財産そのものであり、市町村交付金の対象とはなり得ないものの、飛行場

及び演習場は広大な面積を有しており、また、弾薬庫及び燃料庫は他の公用財産にない特殊な影響を及ぼしていることから、対象となる資産の範囲を限定したものである。

これについては、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会において、国に対し「飛行場周辺の買上げ国有地、自衛隊の施設のうち現在対象外となっている施設、固定された状態での使用を常態とする機器等の財産、事実上米軍に提供されている状況にある財産を対象資産とすること。」を要請している。

ウ 配分の方法

基地交付金予算総額の7 / 10に相当する額を対象資産の価格であん分し、3 / 10に相当する額を対象資産の種類、用途、市町村の財政状況等を考慮して配分することとされている。

2. 調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

ア 趣旨

米軍施設所在市町村では、地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）により、米軍の所有する固定資産に対する固定資産税、都市計画税や米軍人等に対する住民税等が非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族は、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共サービスを市町村から受けている。

しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加分に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財源負担となっていたことから、これら市町村の財政上の問題について、神奈川県基地関係県市連絡協議会、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会、その他基地関係諸団体が新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして強力な運動を展開した結果、昭和45年度から「施設等所在市町村調整交付金（昭和45年自治省告示第224号）」が交付されている。

基地交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格の予算措置であり、基地交付金の対象となる国有資産と、対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

イ 対象資産

米軍資産（米軍が建設、設置した建物及び工作物）

ウ 配分の方法

調整交付金予算総額の2 / 3に相当する額を米軍資産の価格を基礎として配分し、1 / 3に相当する額を市町村民税の非課税措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分することとされている。

(4) 返還道路整備事業補助金

返還道路整備事業補助金は、沖縄県の区域内において駐留軍から返還された旧施設及び区域内の道路で、施設及び区域の返還に伴い現状に回復することが不相当であると認められるものについて、公道とするため市町村が行う当該道路敷地の買入れに要する経費に対し、予算の範囲内において、当該市町村に補助金を交付するものである。

対象となる経費の範囲は、道路整備事業に要する用地費や、道路整備事業に付帯して必要な地方事務費である。また、補助率は10 / 10である。

沖縄防衛局においては、「沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱」により、昭和 54 年度から補助金を交付している。

最近では、平成 25 年度から 26 年度にかけて、牧港補給地区返還跡地（北側進入路）における道路整備用地買入れに対して交付され、浦添市が当該事業を実施した。

(5) 再編推進事業補助金

再編推進事業補助金は、再編特措法に基づき指定を受けた再編関連特定周辺市町村が行う公共用の施設の整備について特別の措置を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的に、再編推進事業補助金交付要綱に基づき平成 29 年度から交付されている補助金である。交付の要件は、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編に向けた措置が進捗していること、措置の進捗状況を考慮し、特にその推進を図る必要があること、再編の実施に向けた施設整備がその区域内で行われ、当該施設整備の円滑な実施のために必要な協力を行っていることなどとなり、これら全てに該当する再編関連特定周辺市町村が再編推進事業として行う公共用の施設の整備に対し、9 / 10 を超えない範囲内でその費用の一部が補助される。

(6) 再編関連特別地域支援事業補助金

再編関連特別地域支援事業補助金は、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に特に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における地縁団体が、その影響を緩和し、駐留軍等の再編が実施されることを前提とした地域づくりを行う場合、その支援のための必要な措置を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的に、平成 27 年度から交付されている補助金である。

交付の要件は、駐留軍等の再編により保有する航空機の数が増加し、かつ所在する部隊の人員の数が増加する再編関連特定防衛施設が所在する地域の地縁団体であり、当該事業の支援を行うことが駐留軍等の再編の円滑な実施に資するため特に必要と認められることとなり、当該地縁団体が実施する、日米交流、地域住民の安全、生活環境の整備等に関する事業に対し、10 / 10 が補助される。

沖縄県における平成 28 年度の再編関連特別地域支援事業補助金の交付実績は、辺野古区及び久志区へそれぞれ 2,600 万円、豊原区へ約 2,400 万円となっている。

(7) NHK 放送受信料の補助制度

本制度は、防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱に基づき、自衛隊または米軍のジェット機の飛行に伴う騒音によるテレビ放送の聴取障害に係る助成の措置として、自衛隊または米軍が使用する飛行場等の周辺で一定の区域内に住む NHK 放送受信契約者に対し、NHK 放送受信料のうち地上系放送分の半額を補助するものであり、昭和 57 年度から実施されている。

昭和 57 年度から平成 17 年度までの間は、財団法人防衛施設周辺整備協会が放送受信障害対策事業として行う助成措置に対し、防衛省が同協会へ補助金を交付していたが、平成 18 年度からは、防衛省が NHK の協力の下、直接、放送受信契約者に補助金を交付している。

なお、沖縄県内では、嘉手納飛行場（嘉手納町、沖縄市、北谷町、読谷村、うるま市）、伊江島補助飛行場（伊江村）、及び出砂島射撃場（渡名喜村）が対象施設となっている。

〈参考〉

在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）

在日米軍関係費のうち、駐留軍従業員の労務費、光熱水料及び施設・区域内の整備に係る経費の全部又は一部について在日米軍駐留経費負担として、日本政府が負担している。（いわゆる思いやり予算）

日米地位協定第24条は、第1項で「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は…この協定の存続期間中、日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」とし、基本的には駐留に係る経費は米側が負担することを規定している。

しかしながら、1970年代からの我が国の物価と賃金の高騰及び国際経済情勢の変動に伴う米側負担経費が増大したため、昭和53年度から、従来米側が負担していた日本人従業員の福利厚生費・労務管理費を日本側が負担するようになり、その後、格差給、語学手当等の労務費、軍人用住宅等の提供施設整備費についても負担するようになった。

現在では、その負担の範囲がさらに拡大され、日本人従業員の基本給や年末手当・退職手当等の各種手当、米軍使用に係る電気・ガス・水道料なども日本側が負担している。

なお、昭和62年からは、日米間で効力期間を限った「特別協定」※1が締結されるようになり、これを根拠にして日本側の駐留経費負担が実施されている。

新たな特別協定（平成28年4月1日から平成32年3月31日）では、日本側負担の従業員の上限人数を22,625名から23,178名に段階的に増加させ、光熱水料等の負担は各年度において、約249億円を上限としつつ、日本側負担割合を72%から61%に削減するとしている。

在日米軍駐留経費負担（思いやり予算）

単位：百万円

区 分	平成28年度予算執行額		平成29年度予算額	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
提供施設の整備	21,453	3,621	20,600	7,939
労務費の負担	143,899	45,297	148,540	47,401
福利費等	21,890	7,085	23,838	7,334
給与費	122,010	38,212	124,702	40,067
(1) 特別協定給与	119,045	37,321	121,851	39,194
(2) その他の給与	2,965	891	2,851	873
光熱水料等の負担	24,809	—	24,664	—
訓練移転費の負担	882	—	797	—
合 計	191,043	48,918	194,601	55,340

注1. 沖縄防衛局の資料による。

2. 事務費等は除く、事業費ベースで整理されている。

3. 計数は、四捨五人の関係で符号しないことがある。

※1：「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」。

基地と沖縄市 — 第7章
資料編

SACO 最終報告（仮訳）

平成8年12月2日

池田外務大臣
久間防衛庁長官
ペリー国防長官
モンデール駐日大使

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなろう。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなろう。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの強い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を継続すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢につい

での緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCC は、SSC に対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

■ 土地の返還

[普天間飛行場]

付属文書のとおり

[北部訓練場]

以下の条件の下で、平成 14 年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約 3,987 ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約 159 ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成 9 年度末までを目途に、土地（約 38 ヘクタール）及び水域（約 121 ヘクタール）を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

[安波訓練場]

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成 9 年度末までを目途に、安波訓練場（約 480 ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約 7,895 ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

[ギンバル訓練場]

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成 9 年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約 60 ヘクタール）を返還する。

[楚辺通信所]

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成 12 年度末までを目途に、楚辺通信所（約 53 ヘクタール）を返還する。

[読谷補助飛行場]

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成 12 年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約 191 ヘクタール）を返還する。

[キャンプ桑江]

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成 19 年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約 99 ヘクタール）を返還する。

[瀬名波通信施設]

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信所に移設された後に、平成 12 年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約 61 ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロウェーブ塔部分（約 0.1 ヘクタール）は、保持される。

[牧港補給地区]

国道 58 号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設さ

れた後に、同国道に隣接する土地（約 3 ヘクタール）を返還する。

[那覇港湾施設]

浦添埠頭地区（約 35 ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約 57 ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

[住宅統合]（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成 19 年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約 83 ヘクタール、さらにキャンプ桑江については 35 ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

■ 訓練及び運用の方法の調整

[県道 104 号線越え実弾砲兵射撃訓練]

平成 9 年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道 104 号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

[パラシュート降下訓練]

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

[公道における行軍]

公道における行軍は既に取り止められている。

■ 騒音軽減イニシアティブの実施

[嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置]

平成 8 年 3 月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

[KC - 130 ハーキュリーズ航空機及び AV - 8 ハリアー航空機の移駐]

現在普天間飛行場に配備されている 12 機の KC - 130 航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への 14 機の AV - 8 航空機の移駐は完了した。

[嘉手納飛行場における海軍航空機及び MC - 130 航空機の運用の移転]

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場における MC - 130 航空機を平成 8 年 12 月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

[嘉手納飛行場における遮音壁]

平成 9 年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

[普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限]

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

■ 地位協定の運用の改善

[事故報告]

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

[日米合同委員会合意の公表]

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

[米軍の施設及び区域への立入]

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

[米軍の公用車両の表示]

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

[任意自動車保険]

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

[請求に対する支払い]

次の方法により、地位協定第18条6項の下での請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

[検疫手続]

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

[キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去]

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

航空機騒音に係る環境基準について（抜粋）

（平成 25 年 4 月 1 日施行）
（昭和 48. 12. 27 環境庁告示第 154 号）
改正平 5 環告 91
改正平 12 環告 78
改正平成 19 年環告 114

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

■ 第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

（注）I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（LAE）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
 - 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
 - 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - 評価は算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（Lden）を算出し、全測定日の Lden について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86,400秒）をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

■ ※ L_{den} （時間帯補正等価騒音レベル）

1日の間に観測された個々の航空機騒音の単発騒音レベル（ L_{AE} ）を昼・夕・夜の時間帯別に補正した後にエネルギー加算し、1日の時間平均をとってレベル表示したものをいう。単位はデシベル（dB）。 L_{den} の d はday、 e はevening、 n はnightを表す。昼夕夜平均騒音レベルともいう。

■ ※ L night（夜間等価騒音レベル）

0時から7時及び23時から24時までに観測された個々の航空機騒音の単発騒音レベル（ L_{AE} ）をエネルギー加算し、夜間8時間の平均をとってレベル表示したものとしている。測定局によっては、0時から7時及び22時から24時の夜間9時間の平均をとってレベル表示しているところもある。単位はデシベル（dB）。

航空機騒音に係る環境基準について（抜粋）

（参考：旧環境基準 WECPNL）
（昭和 48 年 12 月 27 日環告 154 号）
改正平成 5 年 10 月 28 日環告 91
平成 12 年 12 月 14 日環告 78

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

■ 第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

（注）I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- 測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
 - 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表する認められる地点を選定するものとする。
 - 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - 評価は、(1) のピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値（単位 WECPNL※）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

算式

$$\overline{\text{dB(A)}} + 10\log_{10} N - 27$$

(注) dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数をN1、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数をN2、午後7時から午後10時までの航空機の機数をN3、午後10時から午後12時までの航空機の機数をN4とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N2 + 3N3 + 10(N1 + N4)$$

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

■ ※WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略。日本語では加重等価持続感覚騒音レベルや加重等価連続知覚騒音レベルなどと訳される。一般に「うるささ指数」や「W値」と呼ばれ、値が大きくなるほど、うるささの程度が増す。昼と夜とでは音の感じ方が異なるため、音の大きさに時間帯別での騒音発生回数を加味して評価している。

航空機騒音に係る環境基準類型指定

(1) 那覇空港周辺地域

昭和 58 年 3 月 28 日
告示第 209 号
改正平成 17 年 11 月 11 日告示第 748 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）の地域の類型ごとにあてはめる地域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県文化環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

地域の類型	あてはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域並びに同号に掲げる用途地域の定められていない地域
II	別表に掲げる地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

那覇市、糸満市、豊見城市の区域のうち、別図 ※に表示する実線と汀線に囲まれた地域。

ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により定められた分区、自衛隊那覇基地及び空港敷地を除く。

※別図省略

(2) 嘉手納飛行場・普天間飛行場周辺地域

昭和 63 年 2 月 16 日
告示第 107 号
改正平成 17 年 11 月 11 日告示第 749 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）の地域の類型ごとにあてはめる地域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県文化環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

地域の類型	あてはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域並びに同号に掲げる用途地域として定められていない地域
II	別表に掲げる地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

【嘉手納飛行場周辺地域】

嘉手納町、読谷村の全域並びに北谷町、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北中城村および恩納村の区域のうち別図 1 ※に表示する実線によって囲まれた地域。ただし、嘉手納飛行場の敷地、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域、緩衝緑地帯、山林、原野及び海上等を除く。

【普天間飛行場周辺地域】

宜野湾市、浦添市、北中城村及び中城村の区域のうち別図 2 ※に表示する実線に囲まれた地域。ただし、普天間飛行場の敷地、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域、緩衝緑地帯、山林、原野及び海上等を除く。

※別図省略

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における 航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について

(平成8年3月28日外務省)

本日開催された日米合同委員会において、航空機騒音対策分科委員会の勧告を受け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に関する航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意が別紙1及び別紙2のとおり承認された。

(全文仮訳)

嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置

1. — 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. — 嘉手納飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。
3. — 措置
 - a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるように設定する。
 - b 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）において、航空機は、海拔 1,000 フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
 - c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
 - d 短場周経路を飛行する航空機は、管制塔により別段の指示を受ける場合を除き、滑走路を通過するまで、ダウン・ウインド・レグへ移行するための機首上げ操作を遅らせる。滑走路5 L / 23 Rへ有視界飛行方式経路で飛行するKC-135は、できる限り人口稠密地域上空の飛行を避ける。
 - e 短場周経路においては、航空機がダウン・ウインド・レグでの飛行を確立するまで、運用上の制約の範囲内で、クリーン・コンフィギュレーションで飛行する。緊急事態にある又は手順上脚を出すよう求められている航空機は、脚を出した状態で飛行することができる。
 - f 嘉手納飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数、訓練の所要に見合った最小限に抑える。
 - g アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに

制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。

- h 嘉手納飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
- i 22:00~06:00の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。
- j 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。
- k 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応体制が損なわれる場合を除き、18:00~08:00の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
- l エンジン調整は、できる限りサイレンサーを使用する。
- m 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。
- n 嘉手納飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。

4. — 責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。

- a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。
- b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
- c 嘉手納飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
- d パイロットに上記3. に述べられている措置を遵守させる。

5. — 対外関係

- a 第18航空団司令官、その部下及び嘉手納飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について嚴重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
- b 第18航空団司令官は、地方公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

(仮訳)

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続

1. 目的

- (1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。
- (2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

- (1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するもとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。
 - (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある爆薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の日弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、排気、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくはすでに発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
 - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
 - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、

米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。

- (2) 上記2.(1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米宮に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

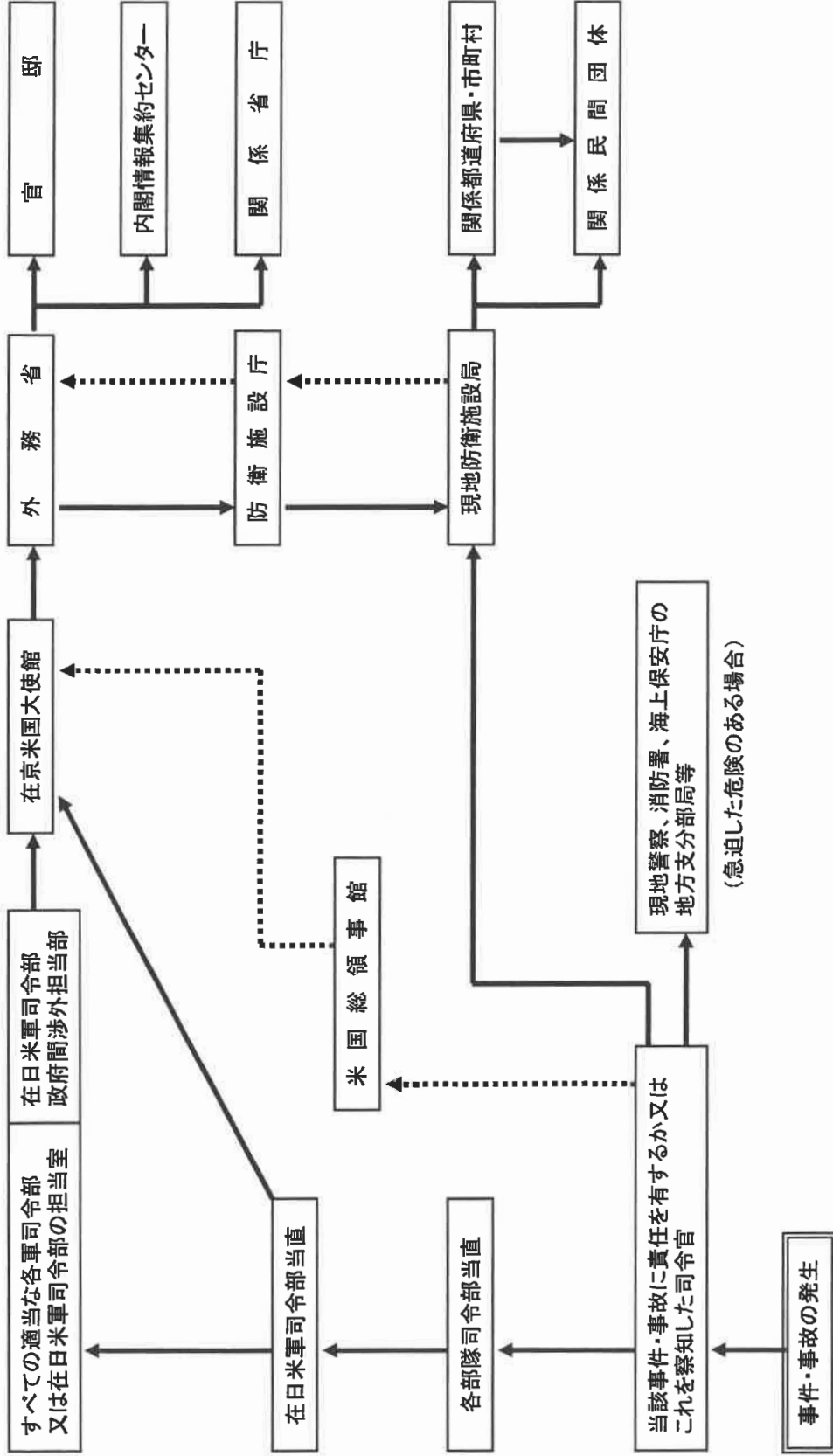
4. 事件事故発生情報の通報様式

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者指名
- (7) 通報受領者指名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。

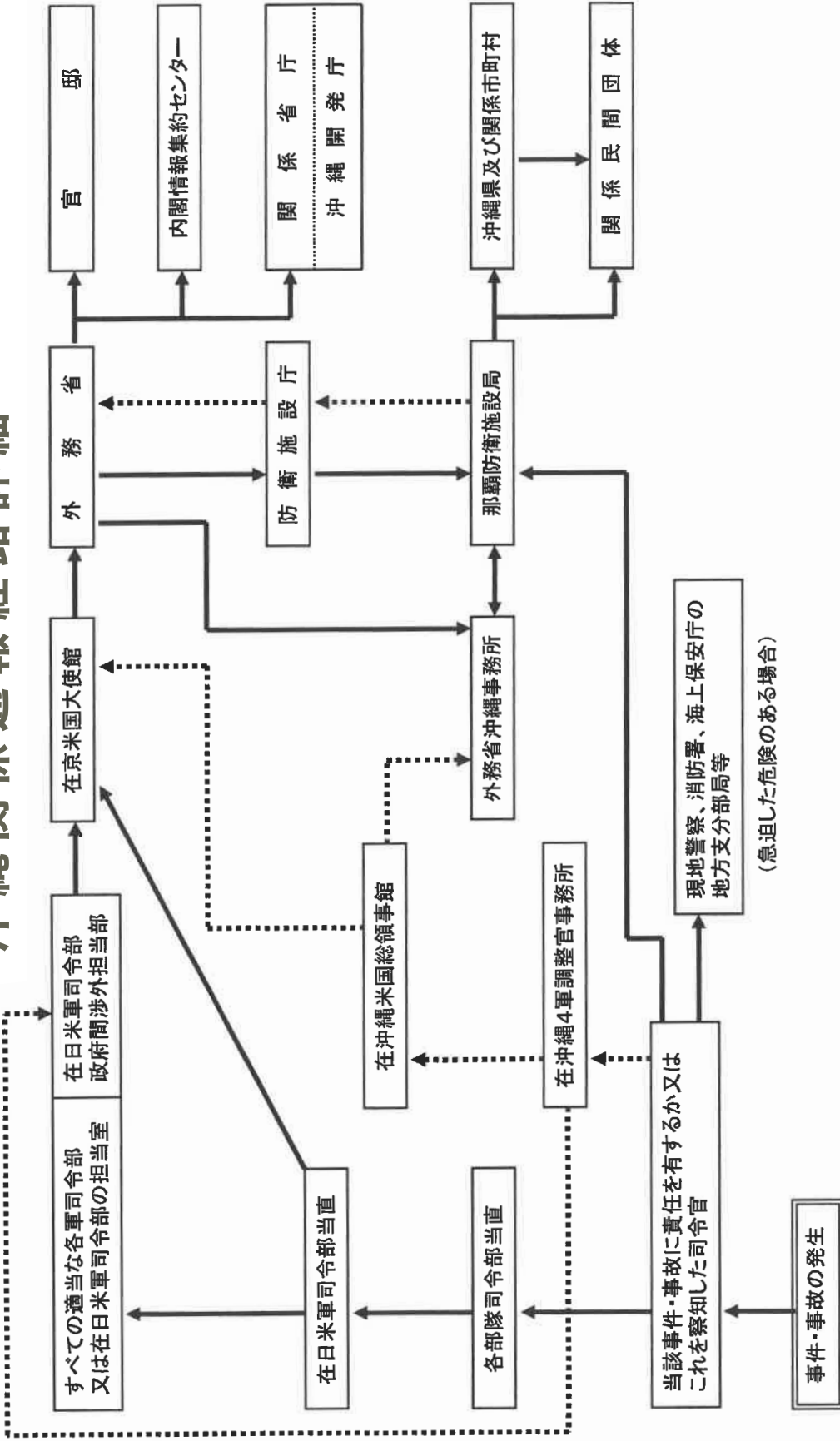
通報経路



※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

沖縄関係通報経路詳細



- ※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
- ※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び那覇防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。
- ※※※ この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

(仮訳)

事件・事故通報手続に関する特別作業班 (AWGON) 付託事項

1. 名称

本作業班の名称は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（以下「AWGON」という。）とする。

2. 目的

- a. AWGON は、在日米軍に係る事件・事故に関する通報手続を見直し、事件・事故に係る情報の正確かつ迅速な通報手続に関する勧告を合同委員会に対して行うために設置される。
- b. AWGON は、事件・事故の通報に関する適切な情報を交換するための手段を提供することにより、日米両国政府の共通の及び各自の利益に資することを目的とする。AWGON の検討及び韓国は、この目的を反映する。報告の時期及び内容は、米軍の安全の確保又は部隊の防護を阻害せずに、地域社会の公共の安全及び環境に対する影響を減少するようなものとする。

3. 総則

AWGON は、次の事項について検討し合同委員会に対して勧告を行うために設置される。

- a. 在日米軍に係る事件・事故の通報のため適切な経路及び手続。
- b. 日米双方により提供されるべき情報の標準化。
- c. 正確かつ迅速な通報を促進するための情報伝達体制の改善。
- d. 米側による事件・事故の通報の適切な範囲の明確化。これらの事件・事故は、日本国の施政の下にある領域において発生する事件・事故であって、日本国民及びその他の地位協定の適用のない者の身体又はその財産若しくはこれらの双方に対して実質的な損害又は傷害を与え若しくは実質的な損害又は障害を与える相当な蓋然性のあるもの、及び日本国の施政の下にある領域において発生するその他の重要な事件・事故である。これらの事件・事故は、米軍要員による不作為又は作為の結果であって、公共の安全又は日本国の地域社会の物理的な環境に影響を及ぼすものである。
- e. 日本側による事件・事故の通報の適切な範囲の明確化。これらの事件・事故は、米軍要員、その財産又は米軍施設・区域のいずれか若しくはこれらを組み合わせたものに対する実質的な損害又は傷害を与え若しくは実質的な損害又は障害を与える相当な蓋然性のあるもの、及び米軍の任務の遂行に際して運用、安全、部隊の防護又

は施設・区域の管理に対する著しい妨害である。これらの事件・事故は、日本国の施政の下にある領域において日本国民及びその他の地位協定の適用のない者による不作為又は作為の結果である。

f. 合同委員会によって付託される事件・事故の通報に関するその他の問題。

4. 構成員

- a. 合衆国及び日本国の共同議長は、それぞれの合同委員会代表によって指名される。
- b. AWGON の合衆国及び日本国の厚生委員は、AWGON の合衆国及び日本国の議長によりそれぞれ指名される。

5. 会議

- a. 会議は、AWGON の議長のいずれかの招集又は合同委員会の指示により開催される。会議は、少なくとも6ヶ月に1回開催され、情報伝達体制、情報経路及び当該会議までの期間に行われた通報について検討が行われる。会議の時期について、AWGON の両議長が相互に同意する。
- b. 合衆国及び日本国の議長は、交互に司会を行う。
- c. 会議の場所は、司会を行う国によって提供される。
- d. 米側は、双方の議長が署名する AWGON の議事の記録を提供する。
- e. AWGON による検討及び勧告は、合同委員会に対してのみ書面で提出され、これらの関連する情報は、合同委員会によってのみ又は合同委員会の書面による同意がある場合には AWGON によって、公表される。
- f. AWGON が合同委員会に対し報告する結論又は勧告について合意できない場合には、このような問題は合同委員会に付託される。このような場合には、各々の議長は、これらの問題に関して別々に報告を行うことができる。

(了)

(仮訳)

日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での 合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

1. 目的

日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域（以下「米軍施設・区域」という。）の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域のすべての合衆国軍隊部隊並びに日米地位協定第1条及び第14条に規定するすべての者に適用される。

3. 一般的方針

航空機は、意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合がある。このような場合、特に、航空機が墜落した場合又は負傷者を伴う場合には、すべての関係する機関が、関連の規則と役割を理解していることが必要である。被害者の救助に関係する地方の機関又は当局の間では、相互の緊密な連携及び調整が不可欠である。合衆国軍用航空機が着陸を余儀なくされた場合には、本ガイドラインの4(1)に規定する日本国の当局への通報が行われるとともに、時宜により本ガイドラインに規定する他の必要な手続がとられる。

- (1) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、日本国政府の職員又は他の権限ある者から事前の承認を受ける暇がないときは、合衆国軍隊の然るべき代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国財産を保護するために、当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。ただし、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、墜落現場又は余儀なくされた着陸の現場において、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行う。
- (2) 合衆国軍用航空機が日本2国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、事故現場を行政上管轄する地方当局は、救助、応急医療、避難、消火及び警察の業務を含む必要な業務を適宜行う。

4. 手続

(1) 通報

現地レベルでは、日米間の双方向の通報制度が活用され、これによって、米軍施設・区域と、防衛施設局、警察及び消防、並びに日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁との間で、米軍施設・区域外での航空機の墜落又は余儀なくされた着陸に関する緊急情報を交換することが可能となる。事故への対応に関係する場合は、以下の情報が判明し次第提供される。

- (イ) 航空機の種類及び乗員数
- (ロ) 事故の場所（詳細な情報がしばしば現地の住民から提供される。）
- (ハ) 搭載燃料の概算量
- (ニ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
- (ホ) 被害者の数、国籍及び状態
- (ヘ) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(2) 航空機が米軍施設・区域の外に着陸した場合、責任を有する職員は以下のとおりである。

(イ) 日本国政府

警察業務について、現地警察署長若しくは現地警察署長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。消火及び救助活動について、現地消防本部の消防長若しくは消防長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。

(ロ) 合衆国軍隊

以下の者のうち、現地への到着順とする。

- (a) 墜落機又は着陸を余儀なくされた航空機に搭乗していた指揮官又は幹部であって、職務の遂行が不能となっていない者。
- (b) 緊急対応を担当する合衆国軍隊の要員又は米側の消防幹部（初動の現場指揮官として指名された場合）
- (c) 初動の対応が終了し、調査チームが組織された後には、合衆国軍隊航空機事故調査官

(3) それぞれの責任を有する職員は、他方の国の責任を有する職員に対し、可能な限り早い時点で、自らの身分を知らせる。

(4) 救助活動

乗務員、乗客及び地上で負傷した人の救助が最重要であることから、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員は、医療要員並びに消防及び救助の装備及び要員が事故現場に直ちに立ち入ることを許可する。

(5) 事故現場への立入制限

立入りが制限されるべき事故現場の区域及び立入制限の期間に関して、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員の間で、共通の理解に到達する。このような共通の決定に至るに当たっては、以下の要件が考慮される。

- (イ) 死傷者の移送
- (ロ) 消防その他の安全のためにとられる措置
- (ハ) 二次災害をもたらす物質の確認、及び、当該物質が存在する場合には、汚染の拡大を防止するための汚染管理能力の確立
- (ニ) 機密の装備又は資材に係る機密漏洩防止
- (ホ) 航空機事故調査及び請求調査のための証拠保全
- (ヘ) 見物人等の整理
- (ト) 合衆国の財産及び他の公有又は私有の財産の保護の確保
- (チ) 公衆及び合衆国軍隊の利益に最大限かなうこと
- (リ) 上記(ニ)、(ホ)及び(ト)の要件が満たされた後、可能な限り早期に残骸を撤去すること
- (ヌ) 状況を考慮しつつ、また、常識的な原則を用いて、事故現場を可能な限り小さく設定し、かつ、制限の期間を可能な限り短くすること

(6) 事故現場の立入規制

最初に救助に対応する組織は、当初、現場への立入規制を行い、救助及び消火活動と両立可能な範囲で、事故調査チームが任務を果たすことが可能となるよう事故現場の保全を行う。現場管理・立入規制は、通常二つの規制線を伴う。第一は、安全性の観点から立ち入るべきではない距離により決定される、事故現場至近周辺の「内周規制線」であり、第二は、見物人の安全を確保し、かつ、円滑な交通の流れを促進するために設けられる「外周規制線」である（内周規制線の内側の区域を制限区域、外周規制線の内側の区域を規制区域という。）。日本国の法執行当局は、現場に到着次第、外周規制線を設定し、立入規制の責任を負う。内周規制線には、特別の場合を除き、日米共同で人員が配置される。内周規制線の制限区域への立入りは、合衆国及び日本国の責任を有する職員の相互の同意に基づき行われる。合衆国側は、すべての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して、管理を保持する。

- (イ) 内周規制線には、制限区域への立入りを取り扱うため、立入規制点（Entry Control Point；以下「ECP」という。）が一カ所設けられる。その他の地点からの制限区域への立入りは認められない。内周規制線に配置されるすべての人員は、ECPの場所につき説明を受け、ECP以外の地点で立入りを要請してきた者に対し、ECPに赴きそれぞれ日本国政府又は合衆国の責任を有する職員と連絡をとるよう案内する。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、ECPに配置され、立入要請の処理及び調整を行う。立入規制の責任については以下のとおりとする。
- (ロ) 合衆国及び日本国の当局は、緊密に調整し立入規制の任務を遂行する。一般的に、制限区域への立入りは、立入りの権利及び必要性を有する者に限定される。合衆国軍隊関係者以外の者が4.(6)の柱書の規定に基づく立入許可を得るために行う要請は、日本国の責任を有する職員又はその代理に付託される。合衆国軍隊関係者が立入許可を得るために行う要請は、合衆国の責任を有する職員又はその代理に付託される。

立入りを要請する日本国又は合衆国の者は、可能な場合には、その者の属する国の政府の職員から当該要請の諾否を通知される。

- (h) 現場警備のため配属される合衆国軍隊の要員は、制限区域の範囲、見物人等への対応に当たっての外交的配慮と臨機応変な対応の必要性、立入要請を行う合衆国軍隊関係者が要請を付託すべき合衆国軍隊の職員の氏名及び配置場所、並びに立入要請を行う合衆国軍隊関係者以外の者が要請を付託すべき日本国政府の職員の氏名及び配置場所について、徹底した説明を受ける。この説明においては、日本国政府の当局が合衆国軍隊関係者以外のすべての者を規制する責任を有すること、及びそのような日本国政府の職員を通じて業務を行うことの重要性が強調される。

(7) 見物人等の整理

- (イ) 日本国の警察又は海上保安庁の職員は、事故現場又はその近傍にいる見物人等を整理する。これらの日本国政府の当局が到着するまでの間は、合衆国軍隊の要員が、その権限の範囲内で、当該見物人等を整理することができる。
- (ロ) 日本国の警察又は海上保安庁の職員がいる場合、合衆国軍隊の要員は、要請があるときは、見物人等の整理につき、これらの日本国政府の職員を支援することができる。
- (ハ) 合衆国の当局から日本国の当局に対して写真が撮影されないよう要請がある場合は、日本国の当局は、現場の写真撮影（ビデオ撮影を含む）を行おうとする報道関係者その他の者に対し事情の説明を行った上で、いかなる強制手段も用いることなく（ただし、日本国の法律によって認められる場合は、この限りでない。）、撮影の中止に係る合衆国の当局の要請を伝達する。

5. 広報

報道関係者と政府職員との間の効果的な連絡を確立することは、これらの種類の事故の際に極めて重要である。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、記者説明、対外公表等の実施に当たって調整する。この調整には、取材場所や共同情報掲示板の設定その他同様の活動が含まれ得る。

6. 訓練及び会合

合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、事故の際に迅速かつ的確に本ガイドラインを実施するため、定期的に訓練を行う。合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、相互の連絡を保つため、少なくとも年一回会合を持つ。詳細は現地レベルで調整される。

(了)

第3 基地と市民生活 1976（昭和51）年

1. 基地がもたらす環境破壊

環境を破壊している要因を大別すると、開発行為によるもの、事業活動によるもの、住民の日常生活活動によるもの三つに分類することができるが、これら三つの要因について国や地方自治体は諸々の方法で調査し、関係者に対して指導勧告、命令によって規制することでそれに対処し、環境破壊を防止することができる。

しかし基地（軍隊を管理・運営していく事業活動）が、その元凶になっている場合は多くの制約を受ける。つまり米軍の基地管理権を盾に立入調査の拒否、軍事機密を理由にした資料の提供拒否、地位協定や特例法が行政措置としての勧告命令等の実効性を欠如させている等をあげればきりが無い。そうしたことが県や市町村が基地に対して行なう環境行政を有効的に実施することを極めて困難にしている。

基地があるために起る環境の破壊は、騒音、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、自然破壊と跡をたたない。市内の基地で例をあげれば嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプシールズは油や汚水をたれ流し、嘉手納弾薬庫からは放射性物質の瑞慶山ダムへの放流や有毒ガスの発生、また泡瀬通信施設では護岸の防風、防潮林のとり壊し等がある。すべての基地が環境破壊の要因になっており、住民の生活環境を蝕み、健康と生活を著しく脅かしている。

こうした中で本市としての責務は基地被害を告発し、その原因を除去することにあるが、既に述べたように安保条約や地位協定さらに数多くの特例法が立ちはだかり、本市の責務を十分に果し得ない状況にある。このようなことを克服し実のある基地対策が実行できるためには、今後の課題として自治体の基地内立入調査を保障させ、米軍に対する実効性のある勧告、命令等ができる体制をつくりだしていかなければならない。

(1) 水質汚濁

瑞慶山ダム汚染

嘉手納弾薬庫内の砲弾検査所（建物番号 T - IIIIA）では、放射線を照射して透視撮影し、砲弾の亀裂、火災危険の状態などを検査している。

昭和50年1月20日、この施設からフィルム現像の際の用水廃液が近くの瑞慶山ダムに流入していることが調査の結果判明された。このダムは県民の飲料水の水ガメで、それが有毒物質で汚染されると県民の健康に重大な影響を及ぼすとともに、県民に多大な不安を与えた。



稀少な岩山を米人住宅建設のためブルで破壊

資料①——(続)基地と沖縄市、昭和51年

キャンプシールズからの排水による比謝川汚染



このプールの汚水が手前の排水口から比謝川上流にたれ流している

また検査所には121人の日本人従業員が作業に従事し、一日7～8回の検査で約1500発を処理しているが、これら従業員の中に放射線を取扱うのに必要な免許取得者が1人もなく、国内法上の安全基準による義務さえ守られていない。このことから米軍の労務管理のズサンさ、県民蔑視は大きな社会問題になった。

① 経過

- 昭和50年1月17日 放射線物質が瑞慶山ダムに流入していることが新聞報道される。
- 〃 〃 20日 県渉外部と労働基準局の立入り調査を米軍は拒否
- 〃 〃 21日 県企業局、同施設付近の汚染状況を発表
- 「水銀、カドニウムなどの有毒物質は含まれず、飲料水には影響ないが、銀、銅、鉛、亜鉛、ナトリウムなどが検出され、明らかに廃液のたれ流しによってダムが汚染されている」
- 〃 〃 22日 従業員との懇談会、事情を聴取する。
- 〃 〃 23日 県と労働基準局と那覇防衛施設局の三者で同施設を立入調査
- 〃 〃 29日 沖縄市が立入調査を要求したが拒否された。

② ダムの水質検査結果

分析値 (単位 ppm)

場所	項目	Ag	cd	Pb	Cu	Zn	Cr	As	Hg	Cn	アル	Na	K
取水口附近		0	0	0	0.001	0.006	0	0	0	0	0	1.5	1
廃水口附近		0	0	0	0.001	0.006	0	0	0	0	0	1.5	1
廃水口附近		0.88	0	0.06	0.27	0.04	-	0	0	0	0	2.0	1

ダム底質(泥土) 銀化合物以外の有害物質は検出された。

1. Ag 銀、cd カドニウム、Cu 銅、Pb 鉛、Cr クロム、As ヒ素、Hg 水銀、Cn シアン、Zn 亜鉛、Na ナトリウム、K カリウム
 2. 採水月日 昭和50年1月17日～18日
 3. 採水は10ヶ所で行なったが、分析結果については代表的場所2ヶ所のダム水質を示す
- 県企業局の分析の結果は、弾薬庫周辺地域におけるダム水は上水道水源として使用しても問題になる物質は含まれていないとの結論がだされた。しかし廃水口附近から、銀、銅、亜鉛、ナトリウムが検出されたことから廃液が流れ込んでいたことが裏づけされる。

③ 人の健康の保護に関する環境基準

(単位 ppm)

項目	CN	Hg(メチ)	P	cd	pd	Cr(6価)	As	総水銀
基準値	検出されないこと	検出されないこと	0.01	0.01	0.05	0.05	0.05	検出されないこと

那覇防衛施設局長 殿

理公第 845 号
昭和51年1月6日

沖縄県環境保健部長
照屋善助

キャンプシールズの排水処理の改善について

みだしのことについて、沖縄市長より別紙1)のとおり要請があり、県で同キャンプ酸化池の排水分析したところ、その結果は別紙2)のとおりとなっております。

本県は、比謝川の水質保全をはかるため、昭和49年3月水質環境基準をB・C・D類型に指定し、また、昭和50年7月9日付工場、事業場等からの排水を規制する上乗せ排水基準を設定し、浄化対策を推進しているところであります。

現在のキャンプシールズの排水処理は、下水道へ直結するまでの暫定処置として、酸化池を設置したようでありますが、汚濁源の一つとなっておりますので、同キャンプの汚水対策として、下水道への直結を早急に実施していただくよう米軍当局と折衝していただきますよう要請します。

冲市民環第 5869 号
昭和 50 年 8 月 15 日

冲縄県環境保健部
部長 照屋善助 殿

冲縄市長 町田宗徳

キャンプシールズの排水施設の改善等について（要請）

拝啓、時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。さて、環境行政の推進につきましては、ひとかたならぬご指導をいただいているところであり心から感謝申し上げます。

ところで、基地に係る諸問題につきましては、本市といたしましては、市民総意を背骨としてこれが解決にまい進しているところでありますが、今般、本市字知花に所在するキャンプシールズの施設排水の処理の仕方について市民から通報があり、河川の水質汚濁及び環境衛生の観点から強く批判を受けております。其のところ、当米軍施設の排水の放流先が比謝川の上流地点となっており、放流経路につきましては、今後、施設内排水経路の調査を実施することによって明確になるものと思われ、いづれにしても、目測するところ、約 7,000 ㎡の排水ため池を造り、一時汚水を滞留させ河川に放流しているといった状況であります。従いまして、河川の汚染が懸念され、また環境衛生上も問題がありますので、この件につきましてはとりわけ配慮する必要があることを痛感しております。当施設の排水について施設利用人員等を動員し、処理体制を確立すべきことは、県民施設、事業所等においても、排水処理については、生活環境の保全並びに住民の健康保護の観点から特設配管していることとの均衡を保持すべきであるとの見解からして当然のことであることと見解からして当然のこととあります。

つきましては、当問題について本市のみで対処することは、行政措置の権限との関係上妥当性を欠くことになると思われるかと思われ、ご多用のところまことに恐縮に存じますが、貴職におかれても現地調査を実施され、実態を知悉していただきますよう、なお、基地所管庁（国の機関）に対して当排水設備の改善等についてご進言下さいますようお願い申し上げます。

環公第 846 号
昭和 51 年 1 月 6 日

冲縄市長 殿

環境保健部長 照屋善助

キャンプシールズの排水施設の改善等について

昭和 50 年 8 月 15 日付、冲市民環第 5869 号により要請のあった欄記のことについては、下記のとおりです。

記

キャンプシールズの排水については、昭和 48 年 7 月環境庁が実施した水質調査結果によると B・O・D 254・Oppms・SIIOppm、n-ヘキササン抽出物質 56・8ppm、大腸菌群 41×10 個で国内関係法令の排水基準を上まわっていることが明らかになり、政府の改善申し入れに対し、米軍は下水道が完備されるまでの暫定処置として、昭和 49 年 2 月に現在の酸化池（10,000 ㎡）を設置したものであります。

当該、酸化池からの放流水の水質について、昭和 50 年 10 月 2 日県公衛生研究所で分析した結果は、別添のとおりで PH がやや高いが、その後の追跡調査（50 年 10 月 15 日 PH 8・5）では、水質汚濁防止法の排水基準内である。しかしながら排水処理施設が完備されていないこと及び放流先が飲料水源である比謝川であること等の理由から下水道接続を早期に実現する必要があると判断し、防衛庁郡部防衛施設局長あて、別添写のとおり要請しており、また、米軍に対しては、本県と米軍間に近々設置が予定されている「冲米環境科学委員会（仮称）」を通して申し入れを行う計画でありますので、今後とも貴職の協力をお願いしたい。

で給水することになった。②その後8年間住民はこれを浄水と思って使用していたが、年に2、3度油や異物が混入することがあった。場所によって異なるが一時的なので、そのまま使用し続けていた。③復帰によってこのポンプ場が県企業局に移管されたが、依然として原水を給水していた。④給水管に異状はみられなかったもので、原因は基地内のポンプ場或いはその周辺にあるとしか考えられない。

そのようなことから、米軍に対し原因究明のために現地調査を要求したところ拒否された。従ってその汚染原因は今なお不明である。

昭和50年2月 3日 市の環境保全課に上水道に異物が混入しているとの通報を受ける。
 〃 2月 4日 県と市の合同調査、ポンプ場に近い数世帯ではまっ黒の油状のものが5～10分程度継続して出た。受水世帯は44世帯
 〃 2月 5日 市議会の米軍基地関係特別委員会が現地調査
 沖繩市水道部と県企業局が善処方について協議
 〃 2月 6日 当該地域の住民と市との懇談会
 県企業局に対し、浄水を給水するよう要請
 〃 2月 7日 県企業局より浄水に切換える旨回答
 〃 2月 20日 市、県企業局住民との懇談会
 〃 2月 21日 県企業局と住民で現地調査
 〃 10月 29日 県企業局から本市水道部に対し、当該ポンプ場からの取水を6月15日に取水停止し、無料給水を昭和51年1月31日まで停止する旨通告
 〃 12月 18日 県企業局に対し、継続給水を要請

1. 検体		検 査 成 績									
No.1	キャンブシールズ排水	PH	PO ($\frac{ppm}{ppm}$)	BOD ($\frac{ppm}{ppm}$)	Coli ($\frac{10^3/100ml}{ppm}$)	SS ($\frac{ppm}{ppm}$)	n-Heyane抽出物質 ($\frac{ppm}{ppm}$)				
No.2	キャンブシールズ排水口50m上流の比嘉川	9.9	31	385	110	373	13*				
No.3	キャンブシールズ排水口50m下流の比嘉川	7.6	0.7	7.6	4.9x10 ⁶	5.6	ND (1ppm以下)				
2. 検体採取年月日 昭和50年9月17日		7.5	1.2	9.1	3.3x10 ⁶	6.3	ND				
3. 分析結果		($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	($\frac{ppm}{ppm}$)	
No.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
No.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
No.3	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	

* 検体に葉が多かった為、クロロフォルが抽出されたものらしい。
 キャンブシールズの排水は、PHを除きすべて(検査項目中)排水基準の基準値内である。

知花の上水道の汚染

昭和50年2月3日、キャンブヘーグ南側の知花の住民から上水道に油が混入しているとの通報により、本市が調査したところ、油と粒状の異物が混入していることを確認した。その地域住民から事情を聞いたら、キャンブヘーグ内にある取水ポンプから取水した上水処理されていない原水を44世帯に給水しており、過去にも油や異物の混入は何度も起っていた事実が明るみに出た。

従って、本市は早急な原因究明と対策を講じるため詳細な調査を実施した。その結果、次のようなことがわかった。①原水を供給している発端は、昭和42年頃、当時の琉球水道公社(米国民政府)が基地内から1日2,000ガロンの水を取水するためボーリングをしたところ、この地域の井戸の水が濁れたのでその保障として20数世帯に対し無料

3 都市計画と基地

(1) 基地がもたらした過密状況

米軍は沖繩を占領した後、難民を収容地に集め居住させることから沖繩統治を開始した。そして徐々に旧居住地への復帰が許され、他地域へ疎開していた者が続々と帰郷したため、本市の解放地域の人口が急激に増大した。特に嘉間良と島袋の両地区には大規模な住居地区が形成され、住宅の建設作業が進み、集まった人々が定住するようになった。

また、1950年の頃から始まった基地建設ブーム、恒久化した基地に稼働の場を求め、基地をとりまくように各地の人々が本市にやってきました。そして集まった人々が基地の合間の狭い地域にひしめき合って居住した。

こうして形成された都市形態が今日の山里、園田、比嘉、室川、住吉、照屋等の過密化をもたらす結果になったが、この原因として次のようなことがあげられる。

- 1) 旧居住部落への帰郷を許されたものの、帰郷地の部落が解放されておらず、収容地区への定住を余儀なくされた。
- 2) また他の収容地区から帰郷してきたものの帰郷地が基地として使用されていたため、それらの者が残されたわずかの解放地に居住した。
- 3) さらに恒久化した基地の周辺に基地労働者、軍作業員、軍人・軍属相手の基地業者が寄り合い、あるいは呼びあつて人口の急増が進んだ。
- 4) その後、この過密状態から脱皮するため住宅地域の再開発を行ない緩和しようにも、市面積の大半を占める基地の存在はそれを困難にした。

(2) 都市環境を悪化させている基地

本市は生活環境をよくするため、年次的に排水路の整備、下水道の増設を進めているが、基地はその事業の阻害要因になっている。つまり、市街地の排水路をいくらか整備しても、基地内の排水路がつまっていたり、侵入し人畜への被害（池原、池武当、比屋根、総合グラウンド、中の町等）がある。また排水路を新設、拡張するにも地籍が未確定の地域（与儀、比屋根）のため事業実施ができない等である。

既に述べたように基地からの汚水排出のため河川や土壌が汚染されていることも見逃せない。



基地内の排水路がつまり道路が下水と化している

(3) パイプラインと都市計画

現在本市における都市計画事業の大きなガンはパイプラインの布設である。具体的な事例をあげると

- 1) 沖縄市総合運動公園内をパイプラインが通過しているため公園の機能を損なっている。またパイプラインが埋設されているため公園の整備に非常な支障をきたしており、現在那覇防衛施設局を通じて米軍に撤去要請してある。
- 2) 市民会館建設予定地内を通過しているため、現状のままでは建設の時点で大きな障害となる。
- 3) 市営野球場前から空港通りに至る道路、八重島内を池武当に抜ける道路、北美小学校横側の道路にパイプラインの埋設あるいはチェックポイントがあるため道路が狭くなったり、悪路化しており、このことが市内の道路事情を悪化させている。こうした中で都市計画街路への影響が大きい。
- 4) 市が計画している山内の3ヶ年区画整理事業区域内の団体道路に沿った部分に埋設されているため、同地域の利用が阻害され事業実施に支障をきたしている。
- 5) 池武当から池原地域間のパイプラインは市の排水路の整備事業を阻害し、雨量の多い時には被害が続出している。

その他にも学校構内（北美）や住宅に隣接して通過しているため数多くの不便や危険性を住民に与え、生活を蝕んでいるのが米軍航空燃料輸送パイプである。

(4) 今後の課題

- 1) 過密地域の緩和を図るため、地域の再開発を推進し、そのオープン・スペースとして基地を解放させる。
- 2) 基地内の排水路を整備拡張あるいは新設させ基地周辺の環境を浄化する。
- 3) 基地内の自然破壊をやめさせ、みどりを保持していく。
- 4) 基地内における工事の際は市と協議をするシステムをつくり出す。
- 5) 県道20号線と国道58号線を結ぶ基地内道路を解放させ市内の交通緩和を図ること。
- 6) パイプラインを早期に撤去させる。
- 7) 地籍が不確定のまま解放された地域の場合、利用計画の実施が困難になるので、早期に軍用地の地籍確定を政府に強く要求する。



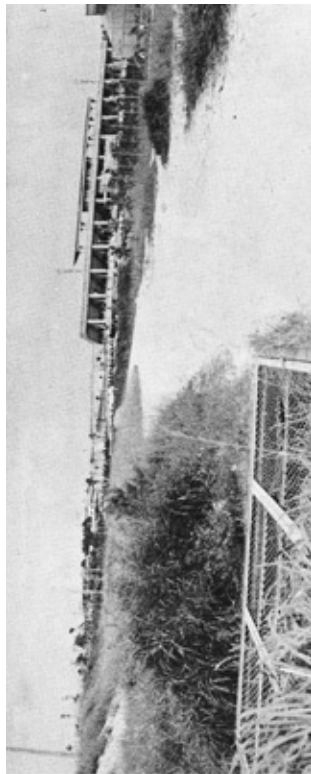
北美小学校の真中を通過、パイプの下方は道路になっている



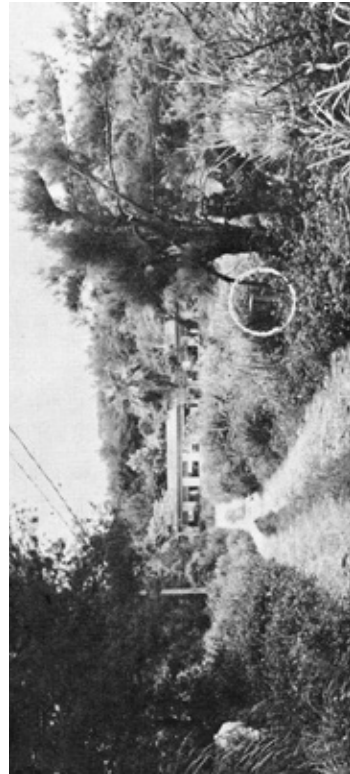
パイプラインのチェックポイントのため、片側通行を余儀なくされラッシュ時には交通渋滞（中の町）



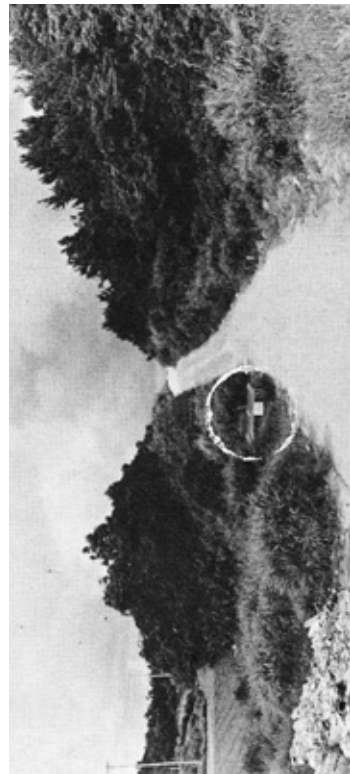
道路にそってパイプラインがはしり、チェックポイントが道路を占拠舗装ができない、雨が降ると通行不能



総合運動公園内のこの道路に埋設され、公園整備のガンになっている



市民会館予定地内のパイプライン、建設の際支障が懸念される（マル内は地示柱）



山内区画整理地域内のパイプライン

第3章 基地建設と市民生活 1985（昭和60）年

本市は、終戦と同時に嘉手納飛行場や嘉手納弾薬庫、泡瀬通信施設等米軍の中枢的大規模な基地が建設されたため、その周辺地域に人口の急増をもたらし、穏やかな農村地域から大きな変貌を遂げ、基地経済を基盤とする県下第2の都市へと発展した。

しかし、本市域の大部分を米軍基地が占めているうえに、第二次産業の基盤が弱く、基地関連産業を中心に第三次産業に偏する経済構造であり、社会情勢の変動に伴う米軍の動向によって、市民経済はたえず動揺を繰り返し、特に、石油ショック後のドル価値の下落による米軍人、軍属、その家族等の購買力の低下、基地の再編、整理縮小に伴う基地従業員の大規模解雇等は、市民生活はもとより県経済にも大きく影響し、企業の倒産と共に失業者の増大を招いた。

このような状況から、基地関連産業にかわる新しい産業を振興し、安定した経済構造の創出を図ることによって、基地経済からの転換を図ることが本市の最重要課題であり目標となっている。

また、本市は極東屈指の米軍基地である嘉手納飛行場のいわば“門前街”として発展してきただけに、基地からの経済的恩恵も多大なものがあつたが、反面、基地関連の被害も大きく、長年にわたつて、航空機による爆音被害や自然緑地の破壊、米軍関係の事件、事故等によって、市民の生活環境及び生命財産等がたえず脅かされてきた。

そのため、本市では、基地対策を重要施策のひとつとして掲げており、基地被害に対しては、原因究明に努めると共にその被害を除去し、安全で快適な住みよい街づくりを推進しているところである。

第1節 基地被害と対策

1. 航空機騒音及び事故

(1) 被害状況

嘉手納飛行場は、米軍の総合的な航空基地として再編強化され、F-15イーグル戦闘機をはじめ、RF-4ファントム偵察機、KC-135空中給油機、AV-8Aハリアー戦闘機等約150機の常駐機のほか、B-52戦略爆撃機やF-111戦闘機、F-14トムキャット艦上戦闘機等多数の飛来機による離発着に加えて、エンジン調整、タッチ・アンド・ゴー訓練、民間地域上空での旋回飛行、超低空、急上昇、キリモミなどのアクロバット飛行等を繰り返して行っており、この爆音によって、学校での授業中断、職場での会議中断、電話の難聴、テレビ受像の乱れ、安眠妨害等周辺地域住民に多大な被害をもたらすと共に、たえず航空機事故発生

資料②——基地と沖縄市 昭和60年

表3-1 米軍基地に係わる航空機騒音 (WECPNL) の推移

飛行場		嘉手納飛行場												
測定点	市町村	読谷村		石川市	具志川市		沖繩市			嘉手納町		北谷町		
	地点	大湾	伊良皆	美原	栄野比	川崎	池原	登川	八重島	屋良	水釜	桑江	宮城	砂辺
都計地域	第1種	住居	未指定	未指定	未指定	未指定	未指定	未指定	工業	住居	第2種	第1種	住居	住居
環境基準	70	75	70	70	70	70	70	70	75	75	70	70	75	75
昭和53年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92.9
54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84.2	-	-	-	99.0
55	-	-	85.1	85.1	76.0	78.3	78.4	73.4	83.4	77.3	72.5	79.8	-	
56	74.0	69.2	84.0	84.1	66.4	77.3	77.4	72.7	82.3	76.8	77.4	77.2	83.9	
57	-	-	85.2	82.7	68.4	74.3	74.1	70.6	83.7	75.1	78.5	75.9	86.8	
58	68.2	70.5	85.0	78.0	68.1	73.0	75.1	76.8	82.5	76.0	71.0	77.2	87.2	
59	67.8	66.3	84.5	81.7	69.4	72.1	73.2	72.3	83.2	75.5	75.8	75.0	87.2	

資料：県環境保健部公害対策課

恐怖に怯えており、米軍機による被害は嘉手納町を中心に沖繩市、北谷町、読谷村、具志川市、石川市のほか、演習場周辺の市町村にまで広い範囲にわたって被害を与えている。

また、嘉手納飛行場周辺の騒音について、県の測定結果によると、表3-1で見るとおり、読谷村大湾、伊良皆、具志川市川崎の三測定地点を除く10地点のWECPNL値は、すべて環境庁の定める「航空機騒音に係る環境基準」の類型I（専ら住居の用に供する地域の規程70以下）を上まわり、本市の池原、登川、八重島の三測定地点も72.1～73.2と高い数値を示しており、まだまだ騒音被害は大きく、地域住民の生活環境は著しく阻害されている。

このような状況に対し、同飛行場周辺の住民601人は、米軍機の夜間（午後7時～翌朝7時）飛行の差し止めと昼間（午前7時～午後7時）の騒音規制及び損害賠償を求めて昭和57年2月に訴訟を起し、さらに、昭和58年2月に305人の住民によって第二次訴訟を起している。

航空機事故については、復帰から昭和57年12月末までに県や市町村等によって確認された事故件数は53件である。これを内容別にみると墜落事故が18件と最も多く、次いで不時着・緊急着陸事故16件、離着陸失敗8件、物体落下事故6件となっており、その内嘉手納飛行場所属機の事故は19件となっている。

なお、最も事故を多発させているのは、普天間飛行場を主力基地とする海兵隊で34件（全体の64.2%）となっているが、同基地所属のヘリコプター等は、本市の上空を飛行することも多く、昭和58年7月6日に県総合運動公園計画地へ、同年11月10日には泡瀬土地区画整理事業地区でそれぞれ不時着事故を起している。



AV-8A ハリアー戦闘機

(2) 対策状況

① 騒音の測定

嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の測定については、沖縄県が沖縄市、嘉手納町、北谷町、具志川市、石川市で1週間毎の移動測定を行うと共に、石川市美原、北谷町砂辺には常時監視測定局を設けて測定を実施しており、その測定結果に基づいて、国への対策要請を行っている。

また、公害対策基本法第9条第1項に基づき、航空機騒音に係る環境基準は、昭和48年12月27日付け環境庁告示第154号をもって設定されたが、これに係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定は行われていない。この地域指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」で知事の権限となっている。このため、県では、地域指定を行うための基本調査として、嘉手納飛行場周辺の市町村の90地点を、昭和59年度から3年計画で騒音測定を実施している。

なお、本市独自の騒音測定は実施していない。

② 三者協での協議

米軍基地に関する諸問題を現地レベルで解決できる事項等について協議するため、昭和54年7月19日県、那覇防衛施設局及び米軍沖縄地区調整委員会の各軍代表をもって構成する「三者連絡協議会」を発足させ、その下部機関として幹事を置き、さらに具体的事項を検討するため、分科会を設置している。

県は、昭和54年10月30日の第2回幹事会において、嘉手納飛行場の騒音問題について提案した。その結果、県、那覇防衛施設局、米空軍、海軍のメンバーで構成する「航空機騒音対策分科会」の設置を決定し、同年11月19日に第1回目の会合を開き、以来5回にわたり協議を重ね、米側と次のことについて意見の一致をみている。

- ① 土、日曜日の飛行活動は最小限に止める。
- ② 安全及び飛行上の必要以外は、アフターバーナーを使用しない。
- ③ アフターバーナーを使用する場合は、嘉手納基地の空域内でできるだけ速やかに離陸、急上昇を行い、運用上必要な場合を除いては飛行場の境界線に達する前にアフターバーナーの使用を中止する。
- ④ 可能な限り住宅地上空の飛行を避ける。
- ⑤ 嘉手納飛行場周辺上空での空中戦闘訓練及び曲技飛行を禁止する。
- ⑥ タッチ・アンド・ゴーは最小限に許可する。
- ⑦ 夜間、土、日曜日は、タッチ・アンド・ゴーは実施しない。
- ⑧ 嘉手納飛行場周辺上空におけるジェット機の飛行速度は1マッハ未満に制

限する。

- ⑨ エンジンの試運転時及び調整時は可能な限り出力を落とす。
- ⑩ 土・日曜日のエンジン調整は必要不可欠の場合を除いて実施しない。
- ⑪ F-15用サイレンサー、KC-135用サイレンサーの設置を促進する。
- ⑫ 操縦士、整備士に対し、減音の教育を実施する。
- ⑬ 施設局、県、市町村と緊密な連絡をとっていく。
- ⑭ 航空管制塔員はフライトパターン及び騒音対策上の措置が遵守されるよう同飛行場周辺上空を飛行する航空機を常時監視する。

しかし、夜間飛行及びエンジン調整の休止時間については、県が午後8時～翌朝6時までの休止時間を提案したのに対し、米軍側は、午後10時～翌朝6時までを主張したため、意見が一致せず、日米合同委員会にゆだねられている。

③ 住宅防音工事

嘉手納飛行場の周辺は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条、第5条、第6条に基づいて、昭和53年12月28日付で第一種（住宅の防音工事）、第二種（移転の補償）、第三種（緑地帯の整備等）区域が指定告示され、67,000世帯余が住宅防音工事の対象となり、本市も昭和54年度から実施されている。

また、同法施行規則の改正に伴い、第一種区域を従来の85WCEPNL以上から80WCEPNL以上に拡大され、昭和56年7月18日付で5,700世帯余が追加指定されたが、再度同法の施行規則の改正が行なわれ、環境基準のⅡ類型と同じ75WCEPNL以上に拡大され、昭和58年3月10日付で（24,000世帯余）追加指定された。

本市における住宅防音工事の対象総世帯数は18,400世帯以上と推定されるが、昭和59年度末での実施済み世帯数のうち新規工事数は4,772世帯となっており、18,400世帯に対する達成率は25.93%で、追加防音工事（全室防音）136世帯が実施済みとなっている。

しかし、住宅防音工事には、周辺整備法第4条に基づく第1種区域の指定後に建築した住宅には住宅防音工事が適用できないこと、75WCEPNL値地区は2室が防音工事の対象であっても1室しか冷房装置が取り付けられないこと。冷房装置をすることによって電気料金が高額となり各家庭に負担過重となるが、これに対する補助がないこと等問題点も多く、今後は、これらの諸問題の解決を図ることが課題となる。

2. B-52 戦略爆撃機の飛来

(1) 飛来の概要

B-52 戦略爆撃機は米軍の主力爆撃機で、復帰前の昭和40年7月28日台風避難を理由にグアム島のアンダーソン基地から初飛来した。その後、昭和43年2月5日に再び飛来し嘉手納飛行場を常駐基地としたが、同年11月19日に同機が嘉手納飛行場において、離陸に失敗し墜落炎上したため、周辺地域住民に大きな被害を与えた。

この墜落炎上事故によって、嘉手納飛行場周辺の住民はもとより全県民の不安は高まり、同機の常駐化反対、即時撤去に対する運動は全県民的運動へと発展した。このような状況を憂慮したこともあって、米軍側は同機の嘉手納飛行場からの撤去を発表すると共に、昭和45年8月24日から撤去を開始し、同年10月6日には完了している。

しかし、復帰直後の昭和47年5月20日には、台風避難を理由に同機3機がグアム島のアンダーソン基地から嘉手納飛行場に飛来しており、その後も同様な理由で飛来を繰り返し、昭和59年12月末までに25回延べ359機が飛来している。

このB-52 戦略爆撃機は、ベトナム戦争当時ナバーム弾などを積載し、直接嘉手納基地から出撃したともいわれ、“黒い殺し屋”として最も恐れられた爆撃機である。特に、昭和58年4月27日以降はこれまでのD型機に代ってG型機が配備されているが、このG型機は、核ミサイルや水爆が搭載できる最新鋭機であり、新たに核持ち込み等の危険性が増大したとして、嘉手納町議会、北谷町議会をはじめ、県議会においても再三飛来反対の決議を行っている。

表3-2 嘉手納飛行場へのB-52 飛来状況

年次別	回数	延機数	年次別	回数	延機数
昭和47年	4	143	昭和54年	4	32
48	-	-	55	4	39
49	-	-	56	1	13
50	2	30	57	2	15
51	2	25	58	1	1
52	2	28	59	1	11
53	1	14	合計	24	351

資料：県発行「沖縄の米軍基地」による。



B-52 戦略爆撃機

(2) 対策状況

B-52 戦略爆撃機の嘉手納飛行場への飛来について、国は、日米安保条約及び地位協定(5条)との関係で、台風避難等の緊急止むを得ない場合は、嘉手納飛行場を使用することについて断ることはできないとしている。しかし、同機が嘉手納飛行場に飛来することは、政治的にも国民感情からも好ましくないので米側と折衝し配慮を求めると言明している。

これに対し嘉手納町や北谷町では、同機は核の積載が可能であり事故を起した場合その被害は計り知れないとして、いかなる理由であっても同機の飛来は一切認めない旨そのつど抗議すると共に、即時撤去と再び飛来することがないよう関係機関への要請が行われており、特に、嘉手納町議会では20回に及び抗議決議が行われている。

また、県議会においても「いかなる理由があっても飛来に反対する」旨11回にわたり抗議決議を行ってきたが、昭和59年11月の臨時議会においては、「いかなる理由があっても飛来に反対」とする野党側と「機器の故障など止むを得ない場合は認める」とする与党が対立した。しかし、与野党間で調整した結果、「台風避難といえども県民に大きな不安を与える同機の本県への飛来をさせないよう要請する」の表現に変えて抗議決議を行っている。

3. 自然破壊と環境汚染

(1) 被害状況

沖縄の米軍基地は、アジア地域における軍事情勢の変化に伴って基地の整備強化と再編成が行われた。その結果、南部地域には米軍に代って自衛隊が配備され、中・北部地域には米軍を主体とする基地が集中することとなった。特に、本市には、嘉手納飛行場をはじめ米軍の主要基地が集中しており、たえず軍事施設の整備強

化が推進されると共に、基地使用の恒久安定化を図るために米軍の家族住宅、学校、売店、スポーツ施設等生活関連施設の建設整備が急速に進められてきた。そのため、嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区、キャンブ・シールズ等に残された貴重な自然緑地が大幅に失われる結果となり、工事期間中は赤土の流出等により北谷町、嘉手納町、誌谷村等の沿岸海域を汚染し大きな問題となった。

この基地内に残された自然緑地は、航空機騒音の吸収、大気の浄化、水源涵養、風致林としての機能を果たすと共に、野鳥や昆虫等も生息し学術的、教育的にも土地利用の上からも貴重なものであり保護が必要である。さらに、この地域は戦前まで住民の居住地域であっただけに、多くの埋蔵文化財の可能性もあり、調査研究も不十分のまま基地建設が進められており、憂慮される状況にある。

また、米軍基地内からの廃油、薬物、し尿等による環境汚染事故は復帰後も多発し、昭和57年末までの11年間に60件発生している。特に、キャンブ・瑞慶覧、嘉手納飛行場、陸運貯油施設等本市関連の基地で多く汚染事故を起しており、嘉手納町、北谷町、宜野湾市等の河川、排水や沿岸海域等で最も多く被害をもたらしているが、本市域への被害は殆どみられない。

(2) 対策状況

嘉手納飛行場を中心とする基地への機能の集約化に伴う米軍家族住宅等の建設については、自然緑地の破壊と土砂流出による海域の汚染、文化財の破壊等につながるものとして、他市町村においても反対しているが、本市も昭和60年1月24日付で関係省庁に対し、これ以上の集約化による兵舎や米軍家族住宅等の建設は、自然緑地を破壊し、基地の拡大強化につながるのと市民の危惧と米軍人軍属向け貸住宅業者の死活問題に発展しかねないとして、その善処方について要請を行っている。

環境汚染事故については、復帰前は、多くの汚染事故が発生しその対策に苦慮したが、復帰後は、本市域が被害を受ける事故は殆どなく、最近の事故では、昭和58年1月20日にキャンブ・シールズの下水道ポンプ場の機械の故障で汚水が比謝川へ流入し汚染されただけである。

このような事故に対しては、その都度米軍及び那覇防衛施設局に対し、抜本的な対策方を要請している。

4. 米軍人・軍属・その家族の犯罪

(1) 発生状況

復帰後は、米軍人・軍属及びその家族による犯罪は大幅に減少しており、沖繩署管内においても昭和52年の191件から毎年減少を続け、昭和55年には若干増

えたものそれ以後は減少傾向にあり、昭和59年には52年の39.8%に相当する76件が発生し66人が検挙されている。

これを罪種別にみると、凶悪犯は昭和52年の40件から着実に減少し、59年には6件となり、沖繩署管内全件数の7.9%である。粗暴犯は52年の44件から59年には19件と大幅に減少しているが、全件数に占める割合は25%と高い比率である。また、窃盗犯は52年の49件から減少傾向にあったが、55年に95件、56年に64件と急激に増えた。しかし、その後は減少傾向を示し、59年には35件となっている。なお、全件数に占める割合は46.1%とかなり高い比率となっている。

そのほかの知能犯、風俗犯、その他の犯罪については、大幅に減少して、昭和59年には3罪種で16件発生し、全件数に占める割合も21%となっている。

県全体の犯罪件数をみると、総件数は昭和52年が342件、59年が142件で59年の41.5%にあたり、大幅な減少を示し、沖繩署管内と同じ傾向にある。また、県全体の総件数のうち、沖繩署管内の件数が占める割合は、52年から59年までの総件数でみると49.4%であり、最も高い比率は57年の56.7%で、低い比率は59年の35.9%となっており、平均すると県全体の約半数は沖繩署管内で発生している。

また、犯罪の種類別で見ると、全体的に減少傾向を示し、昭和52年と59年を比較すると、凶悪犯は60件から10件に、粗暴犯は76件から26件へ、窃盗犯は121件から75件にそれぞれ減少しており、そのほかの犯罪も減少している。

覚せい剤、麻薬、大麻事犯については、昭和47年の総発生件数が209件でそのうち156件が米軍人軍属等による事犯であり、全件数の約75%を占め、その比率は、51年、52年、57年を除けば毎年74%以上が米軍人軍属等による事犯である。また、51年が44件、52年が50件で比較的少ない発生件数になっているが、それ以外の年次は、米軍人軍属等による事犯が圧倒的に多く発生し、48年が273件、55年が228件で58年は132件となっており、その大半が麻薬及び大麻事犯で占め、覚せい剤事犯はあまりみられない。

(2) 対策状況

米軍人・軍属やその家族による凶悪事件は、大幅に減少はしているものの、復帰後の殺人事件は、昭和60年1月現在で8件も発生し、大きな社会問題となっている。また、復帰後と比較して麻薬事犯は大幅に減少しているが、大麻事犯は大幅に増えており、両事犯とも殆どが米軍人軍属等によって起されている。

このような事態を憂慮した県では、昭和56年9月2日の第4回三者協、57年5月10日の第7回幹事会において、米軍人・軍属等による刑事事件に対する米軍の厳重な指導と綱紀の矯正を求めている。これに対し米軍側は、対策として、兵員が沖繩に赴任すると同時に講習会等により、日本国の刑罰について厳しく指導

し、また、麻薬事犯等を少なくするため、麻薬犬を使ってその摘発に努めると共に、今後とも網紀の肅正を図り、事件の未然防止に努めると約束している。

この米軍の網紀の肅正等によって、刑事事件は減少の一途であり、麻薬事犯等も56年以降若干減少をみせており、その効果もあつたものと思われる。しかし、56年以降殺人事件が4件も発生し、麻薬事犯等も若干増えたりする現象もみられ、特に、米軍人軍属による犯罪は、海兵隊員によって引き起こされるのが多いことから、引き続き同部隊への網紀の肅正を強く要請する必要がある。

また、米軍人軍属等による犯罪件数の約50%が沖縄署管内で発生している状況を考慮し、本市としても、米軍に対して今後ともより一層の網紀肅正を図り、犯罪防止の抜本的対策を講じるよう要請する必要がある。

5. 松くい虫の被害

(1) 被害状況

本市の森林面積は943ヘクタールで68.1%にあたる642ヘクタールがリュウキウマツを中心とする針葉樹林地となっているが、この樹林地に昭和48年頃から松くい虫が大量発生するようになり、大きな被害をもたらししている。

これは、マツノマダラカミキリ、マツノザイセンチュウ等による被害であり、昭和48年九州地方から移入された薬剤駆除検査済の松材に不着していたマツノマダラカミキリによって伝播されているといわれ、昭和50年をピークに年々減少傾向にあったが、55年以降異常気象で降雨量が少なく再び異常発生し、被害も広域化した。

本市域では、嘉手納飛行場や嘉手納弾薬庫地区にリュウキウマツの群落が集まっているため、松くい虫はこの地域から発生し、被害も著しく、さらに、民間地域にも飛び火し大量発生しており、本市域内で昭和49年度から59年度までの11年間に7,956平方メートルが被害を受けている。

(2) 対策状況

嘉手納弾薬庫一帯で発生した松くい虫は、広域化、激甚化の様相を呈してきたため、県ではこの事態を憂慮し、昭和57年度以降、早急に松くい虫の被害を終息させることを目標に、「松くい虫被害対策実施計画」を策定すると共に、防除事業等を米軍と民間側が袂調を合わせて強力に推進している。

一方県は、昭和55年2月8日の三者連絡協議会第3回幹事会、56年9月2日の第4回協議会において、米軍に対し、①基地内立入り手続きの簡素化及び三者合同による調査の実施、②県の方針どおりの防除方法及び防除時期（春の薬剤散布、秋の伐倒焼却）の実施、③県による防除時の指導及び立合確認の実施、④相互間における必要な資料の提供等について申し入れている。

これに対し、米軍側は、松くい虫からのリュウキウマツの樹林地保護が急務であることを認め、最大限の協力を表明している。また、県は、松くい虫防除対策が長期的な事業であることを配慮し、その後の三者協においても取りあげ、適時に適切な防除事業を実施するよう米軍に求めている。

さらに、本市でも基地外の松くい虫被害木の伐倒焼却駆除事業を実施しており、昭和58年度に206本で116.46立方メートル、59年度が137本で60.42立方メートルを伐倒焼却している。

基地と沖縄市

発行日：2019(平成31)年3月

編集：沖縄市役所 企画部 基地政策課

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26-1

TEL (098) 939-1212

FAX (098) 939-1327

印刷：光文堂コミュニケーションズ株式会社

〒901-1111 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 577 番地

TEL (098) 889-1131

FAX (098) 835-6111



沖繩市